

アジアの外交についての質問をなさいました。そのときに、日本の立場というようになことに對して私はまだはっきりいたしませんので、少しその点をお伺いしてみたいと思います。

總理は、アジアの平和についてこれを望む首相は、まずその第一歩として隣国の韓国との国交を正常化する、こういうことをおっしゃいました。第一歩と言われたからには、第二歩、第三歩が続かなければならないと思います。それはどういふことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤内閣總理大臣 第一歩を踏み出すのが十四年もかかった、戦後二十年もかかった、第二歩はまたたいへんかかると、こういうお気持ちが一部にあらぬではないかと思ひます。私はしかし、アジアの日本が一体どういふような事柄になつておるか。きのうもちょっと触れたのでございますが、いまようやく日韓の交渉を妥結しようとしておる。その前までは、ただ国府との間の条約があつただけ、サンフランシスコ条約があつただけだ。フィリピンやその他の東南アジア諸地域は別として、日本に近い関係の朝鮮半島は、いままで何らの交渉はなかつた。また沿海州のソ連に對しては、鳩山内閣時代に一つの交渉を持ったけれども、これもしかし、いわゆる平和条約といふところまではいっておらない。北朝鮮、さらにまた中共といふもの等々があるわけでございします。これらのことを考へてみると、アジアに位置する日本として、アジアとまず第一に親交を固めなければならぬ。それがまことに困難な、また複雑な事情に置かれておる。ただいま申し上げようなことが今日までできておらないのです。だから、まず隣の韓国と交渉を始めて、そうして親善友好関係を結んでいく。もうすでに方向のきまつておる日ソ間の問題については、ただいま幸ひにして最近の両者の交渉もそれぞれのものが、領事協約あるいは航空協定等々、その話が進みつつありますので、これは親善関係をさらに有効につけていきたいし、また中共や北朝鮮に對しましては、在来から

いわゆる政経分離の方法でいままでも交渉を持っておりますので、ただいまの中共関係においても、貿易はL形形式にしる何にしろその貿易をふやしていくといふ、そういう方向で努力を続けていきたい。また中共や北朝鮮については、いままでもケース・バイ・ケースでそれぞれ処置をきめていくといふような方向をとつておりますので、これもさらに今後ともその方針を確認しながらも、さらに不足の部分をつくら補つていくといふようなこととで、もつとこの関係を緊密にしていかなければならないのだ、かように私は考へております。これがしかし、その第一歩すら二十年もかかった今日でございしますので、これから先の問題も、全体のことに華策拳固的な御支援を得ないと、なかなか進めていくことが困難だらう、かように思ひますけれども、とにかくさらに親善友好を増していく、深めていく、これが私の態度でございします。

○戸叶委員 總理はいまおっしゃいましたけれども、結局私が考へますことは、いまの政府自体がアジア平和と外交といふことに對しては、一つのワクナリ態度なりといふものをきめてしまつてその中でやろうといひますから、なかなか平和と外交といふものが推進されないういふふうに考へます。もしも、總理がたびたびおっしゃいますように、いずれの国とも仲よくするのだ、そして隣の国からまずその国交回復なり親善友好をはかつていくのだ、こういうことの精神からいいますならば、わが国と政治形態が異なる国とも仲よくするといふふうにも意味が解されますけれども、この点はどういふふうにお考へになりますか。

○佐藤内閣總理大臣 それぞれの国がそれぞれの政治形態を選んでございします。したが、いましか、それが自分たちに氣に食うとか氣に食わぬとか、そういうことは言つておれない。そういう場合に仲よくする方法は一体何か。お互いがそれぞれの独立を尊重し、お互いがその内政に干渉しないといふそういうルールがちゃんと立てられれば、必ず仲よくできるのじゃないか、かように私は思つておるのであります。しばしばこのことは繰り返して繰り返して申し上げておりますので、御了承を得ておるかと思ひます。

○戸叶委員 これらの問題について、そのこと自体に突つ込んでいきますと、いまの御答弁からいろいろ発展していきまますけれども、そうしますとほかの問題に触れられませんが、私はこの程度にいたしますけれども、ただ問題は、中国にいたしましても、北朝鮮にいたしましても、隣の国であり、そして政治形態は違つておりましたが、アジアの中にある。だとするならば、平和外交を進めるならば、しかも總理自身がこれまでそれらの国々にはオーソリティーがあるといふことを言つていられるのであるから、それらの政府をもなぜ認めて交渉をしようとなれないのか、この辺を私どもはまことに了解に苦しむのでございします。この点を一体どうお考へになるかを伺ひたいと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 ただいま申し上げますように、それぞれ中共とも仲よくしていきたいといふことを念願しておるからこそ、政経分離の形で貿易を進めていく、またL形貿易も、そういう意味でL形の関係者は話し合ひをしておると思ひます。また、特別に日本の國の問題に關係しない、かように考へるならば、人的な交流なども私どもはつとめて密接にしたい、こういうような努力をいたしておるわけであります。ただ問題は、中共にいたしましても、北朝鮮にいたしましても、いわゆる一つの民族の悲願といふものがある。民族の悲願から申すならば、朝鮮民族は単一國家でありたい、いわゆる対立國家といふような形では、長くはそういう状態を続けたくはないといふ、これは民族の悲願だと、かように私は思つております。したが、この民族の熱願から申すと、これはやはり一國といふか、独立した國との交渉だといふことにならざるを得ないのであります。ただいま朝鮮の場合にいたしますと、この韓国あるいは北朝鮮を承認しておる國がすでに、韓国の場合は承認が七十一カ

國、北朝鮮を承認しておるものが二十三カ國。そしてこの二十三カ國は韓国を承認しておらないし、七十一カ國の韓国を承認しておるものは北朝鮮を承認しておらない、こういうことになつておる。こういうことでございしますから、ただいま申し上げるように、そういう實際にいわゆる管轄権が及んでおるとか、施政権が及んでおると、そういう範圍はそれぞれのものできまつておるにしろ、それは現実の問題だ、かように私考へておりますが、その現実の問題とは別に、韓国と交渉を持つておる日本が、同時に北朝鮮と交渉を持つ、こういうわけにはいかないといふのが、いまの状況でございします。これは日本の場合にただいま申し上げるばかりでなく、七十一カ國もそういう關係で北朝鮮とは交渉を持つておらないし、また二十三カ國もそういう關係で韓国との交渉を持つておらないといふのが、いまの事情でございします。ただいま一部でいわれておりますように、双方に領事館を置いておる、こういう國もあるやに伺つておりますが、これはただいまのいわゆる外交交渉としての國の承認といふことはまた別でございしますから、これは別途に解釈すべきじゃないか、かように思ひます。この点は、戸叶君は外務委員を長くいらつしやいますから、よく御承知のことだと思ひます。

○戸叶委員 そこに私は自主性が無いと言ひたいのです。私が伺つておりますのは、幾つもの國が韓国を承認しているんだから韓国を日本が承認するんだ、幾つもの國しか承認していないからしないんだ、こういうのでなくして、アジアにある國で、しかも隣の國で、日本がどういふ形をとつたならばアジアの平和を保てるか、こういう観点に立つて私は外交關係を結ぶべきである。今日までの政府の答弁は、この韓国には七十何カ國が國交回復をしている。よその例を引いておっしゃいますけれども、日本はアジアの一員なのです。アジア外交といふものは、日本が指導的立場になつていいと私は思ひます。そういう観点に立つたならば、ひとりの國がこうだからというのでなくして、日本が、政治形態が異なる政府であらうとその政府と

交渉をするとおっしゃるのですから、もつと堂々とその国を認めるような形をとつたらどうなんですか。

たとえば中国の問題です。中国に對しまして、きのうもちょっと出ましたが、私はあるアメリカの講演旅行をした友人から、こういう話を聞きました。アメリカの有識者は、日本がなぜ中国承認ということに積極的態度に出ないのだから、アメリカでさえも有識者はそういつていると、いうことを言われました。これはその人が講演旅行をして、各地で聞いてきた意見なのです。なぜ日本は中国に對してあれほど消極的なんでしょう、こういうことをさへ言っているといわれます。私は今日のアメリカのアジア政策というものは、いろいろな面でも、どうも間違っているのではないかと。だとするならば、アジアに於いての日本が、アメリカのアジア政策を變えるくらいの見識を私は持つていかなければいけないと思ひますが、この点について總理はどうお考えになりますか。

○佐藤内閣總理大臣 ただいまお尋ねがございまして、独自の自立的な外交をしたかどうか、七十一カ国が承認したから韓国を承認する、こんなわけのわからないことじゃだめだ、こういうおしかりでございしますが、私は七十一カ国も承認したというのを一つの例にとつたのでございします。私も日本の場合は、隣の国は韓国であります。これは一番近い国なんです。一衣帯水の間にあります。だから、この国とサンフランシスコ条約以来、またGHQに韓国の代表部が設けられて以来、私も交渉してある。これは韓国でございします。だから、その韓国との話を早くしたいというその例に、もう七十一カ国もしてあります、こういうことを申したのであります。隣の国である日本がいつまでもやらないが、ほかの国はどんどんやつておる、そういう状況です。私は、この意味でこれはぜひとも早くやりたいんです、ということはいま申し上げているのでございまして、七十一カ国がやつたから、それに從つてわれわれもやるというのではないのであります。われわれがこれとやり

たいというその裏書きとして、もう七十一カ国も承認してある、これは國際的世論なんです。この國際的世論をやはり無視しないほうがいいんじゃないですか。私はことに國連中心主義の外交を述べておりますが、國連においても、そういう決議でこれを認めてきているのだ。だから、そういう事柄が、隣の国と仲よくしていく、それを裏づけるものとして、さらにそれを勇氣づけるものとして、國連の決議にもある、七十一カ国もこれを承認してある、そういうことをただいま申し上げておるのでございします。だから、その点は誤解のないように願ひたい。これは自主的なものであります。

そこで、ただいまお尋ねになります中国の問題、北京政府の問題でございしますが、このことにつきましては、いままでも数回申し上げましたように、私も条約的な關係を持ち、條約上の權利義務を持つておる國府との關係、この國府も、これは中国を代表するものだと申してある。また今日中共自身も中国を代表する政權として、そして國連加入をいま要求してある。もつと具體的に申しますならば、中共を支持する、國連加盟を進める國々の主張は、いよいよ國府を排除して、そして中共の代表權を認める、かような意味においての國連加入を要求してあること、これも御承知のとおりでございします。こういうことは、現実の問題としてたいへんむずかしい状況になつてくる。私は、これは國際上の重大な問題だ、これこそ日本ばかりじゃない、各國とも多大の関心を寄せるものだ。ここで、重要方式でこれは決定すべきだ、こういうことをただいま申し上げておるわけでありまして、しかしながら、この權威は私も認めておるわけで、そういう意味において實際的な處理はしようがないか。實際的な處理とは一体どうなんだ。それがいわゆる政經分離の方法で、ただいま中共とも友好關係を續けていく、あるいは經濟的交流をはかつていく、こういうことをやつておることとございします。この事情はいままでもたびたび説明をいたしましたが、今日

この席におきましても、在來の方針をさらに申し上げるだけでございします。御了承いただきます。

○戸叶委員 中国の問題につきましては、私も申し上げたいことがありますけれども、きょうはその点についてはこれ以上触れません。ただそれに關連して、やはり中国も隣の国であり、世界のいろいろな國が中国承認のほうにどんどん傾いてきている、こういうふうな実情を總理もよく考へておいていただきたい。そしてアジア外交をお進めにならないと、とんでもない失敗をするというところだけは進言しておきたいと思ひます。

そこで、さらに私が伺いたいことは、アジア外交にとつて必要なことの一つはベトナムの問題だと思ひますけれども、これに對してもあまり何もしてありません。しかし、ここで私もちょっと不安な問題が起きてきておりますし、それは朝鮮とも關係があることでございします。何とておきたいと思ひますが、まず防衛庁長官に、先ごろB57に搭乗した小谷氏の事件がその後どうなつていくか、ごく簡単に説明をしていただきたいと思ひます。

○松野國務大臣 防衛研修所の職員小谷君がB57に搭乗をいたしました、その後韓国をいたしました。先般防衛庁を退職したいという希望が出ましたので、先月末にこれを許可いたしました。いきさつはかようでございします。

○戸叶委員 現職で搭乗されたわけですね。そしてそれは何日の日だったでしょうか。それからどういうふうな行動をしたか、それからバスポートはどういう形で行かれたか、その点だけちょっと伺ひたい。

○松野國務大臣 本人から八月十六日九時三十分から九月一日十七時まで休暇申請書が提出されました。これに對して研修所の所長は三カ条の申しつけをいたしました。招待を受けた結果義務が生じないか。私用であるために公務ではない、したがってあらゆる公務の便宜はない。休暇中といえども公務員である。この三カ条について確認をしてこの休暇を許可いたしました。その後の行動に

つきましては、詳細なものは出ておりますけれども、あまり小さいことでございしますからあれですが、この中でB57に搭乗をしたというのが一日ございします。

○戸叶委員 一日ですか。

○松野國務大臣 一日、一度あります。

そのほかバンコクに着いてSEATOのタイ米軍を訪問、大體概略は……。あまりこまかいこととでございしますから……。

○戸叶委員 私は、この問題は、小谷さん自身の問題はもつとほかに防衛關係の問題としていろいろ聞いていかなければならないと思ひますけれども、あと時間がなくなりますのでこの程度にしますが、ただ問題は、小谷さんが休暇中でも公務員という形で行つて、しかも爆撃機に乗つたという

ことは、やはり日本の憲法に違反するものであるというふうにお考えになるでしようね。

○松野國務大臣 日本の憲法に違反するとは思つておりません。

○戸叶委員 そうしますと、自衛隊の役人が休暇をとつてそしてアメリカの爆撃機に乗つても、それはいいというところをお認めになるわけではござい

ますか。

○松野國務大臣 日本人が報道あるいは非戦闘員としてその國の招待を受け、觀戰をするということとは、別にベトナムのみならず、一般的にこれはあることであります。したがつて、憲法に違反するということとは私はないと思ひます。

○戸叶委員 普通の公務員でもどうかと思ひますけれども、しかし、小谷さんはどういう公務員ですか。

○松野國務大臣 特別職の公務員でございします。

○戸叶委員 自衛隊におつとめになつていらつしやるわけですね。

○松野國務大臣 自衛隊の職員でございします。

○戸叶委員 自衛隊の職員が爆撃機に乗つたということは、やはり私たち平和を愛する日本の國民、いろいろ心配する國民として、そういうことが許されるかどうかというところにも私は問題が

あると思います。で、その問題はあとからいづれ詳しく聞いていただくことにいたしまして、私がこれにからんでお伺いしたいことは、実はこの七月の二十三日のタイムという雑誌がございます。アメリカにタイムという雑誌があること、御存じですね。百万以上の購読者を持つていて、相当正確なことを報道している雑誌です。この中を読んでおりましたところが、こういうことが書いてございます。

ベトナムと朝鮮と書いてある。そして比較と書いてあるわけです。そして、どういことが書いてあるかといふと、ときどきベトナムにおける戦争に関する討論に出てくる一つのポイントが、もう一つの朝鮮となるかもしれないという点である。一九五〇年から五三年における朝鮮戦争といふまでのベトナム戦争との比較統計、こう書いてあって、そしてアメリカの軍の総人員が、朝鮮の場合には、このアメリカ軍事顧問が始まる

ときには五百人が、だんだんにふえて四十万の軍隊となり、そして全部では約百二十五万のアメリカ人が使われた。それは入れかわり立ちかわり使われた。そしてベトナムの場合は、一九六一年は六百八十五人によって構成された顧問団が、先週までに七万二千人に広がった。しかもことし一ぱいになると、ほぼ二十万人という数になる予想である。何しろ約二十万人のアメリカ人が使われた、こう書いてある。問題はその次なんです。そしてその次に、同盟軍、アライズといふことばが使われてあります。そしてその中で、朝鮮の場合は、十五万の南朝鮮軍は四十六万になる。そしてまた、国連の旗のもとに戦っていた十五の他の国から送ってきた四万の軍隊、こういふふうに朝鮮の場合には書いてあります。そしてベトナムのほうでは、現在南ベトナム政府の軍隊は五十五万、正規と地方または村の自衛武力を含むと書いてあります。その他の関係される同盟国は、オーストラリア九百人、ニュージーランド百五十人、これはアンザスの関係ですが、戦闘に参加している。そのあと、それとともに各種の教官、専門家、その

内訳はオーストラリアが二百名、ニュージーランドが三十二名、英国が十二名、フィリピンが六十八名、日本が八十名参加している。日本が八十名、南朝鮮が二百名、中華民国が百二十四名、西ドイツが二十三名、イタリアが十七名、カナダが一名、こういふふうに書かれております。そこで、これをよく調べてみますと、南朝鮮の二千百名は兵隊です。ちょうどこの協定の批准される前に行なった。批准された日に一万五千やられました。その前に朝鮮から二百名行っておりまして、それで、それから中華民国の百二十四名は、軍事顧問団です。その人たちが一緒に日本が八十名参加しているといふことが、はっきりここに出てくるのです。この事件を御存じでございますか。

○松野国務大臣 その本を読んだことありませんが、八十名の参加といふことは、それは誤報であると私は思います。

○戸叶委員 いま誤報であるとおっしゃったのですか。そうですか。それじゃ、私はタイムという雑誌は信用の置ける雑誌だと思ひます。一べんこの八十名といふのがどういふものであつたか、私はやはり調べていただきたい。ほかの数字は合つておるのです。南朝鮮でも中華民国でもフィリピンでもみんな合つていて、日本だけが誤報だといふことが言えるでしょうか。もしもこういう人が入つていたとするならば、それは違法ですね。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。雑誌の記事は私のほうでも関心を持ちまして、どういふ根拠であらうか数字が出たのか調べてみましたところ、大体賠償関係でいろいろ技術者が行つておりました、それを全部協力要員といふことにして数字を寄せたものだと思います。

○戸叶委員 賠償関係で行つてゐるならば、私はアライズの中に入つてゐないと思ふ。アライズといふことは同盟軍といふことですよ。そのあとにもちゃんと、敵軍がどうなつていて、戦場がどうなつていて、戦果がどうなつていて、はっきり書いてあるのですから、賠償なら賠償といふことを書いておくべきだと思ふのですが、それは兵隊

さんと一緒になつてゐるのですよ。それじゃこの本に、賠償関係で行つてゐるのだから、これは賠償と直してくれといふことを申し込めますか。

○後宮政府委員 従来一々新聞雑誌に出る記事に訂正のあれを出してはおりませんが、問題が問題でございますから、発行当局のほうに適当に注意を喚起するつもりでございます。

○戸叶委員 それはそれでやりになるとして、もうちょっと伺いたいことは、賠償関係であるとするならば、どういふふうな賠償でどういふふうな人たちが行つたか、その内訳を具体的に言つていただきたい。

○後宮政府委員 先ほどの数字のうち、六名が昨年参りました医療団でございます。お医者さん、看護婦等の六名、あとは全部ダム・ダムの送電線関係の建設の技術者でございます。(ダム・ダムは去年すでにでき上つてゐるじゃないか)と呼ぶ者あり)建設以外のあれを統計してゐるようでございます。

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○戸叶委員 いまここで話がありましたように、ダム・ダムの建設はすでに去年完成してござります。これは七月現在でございます。それをなぜこのアライズの中に賠償の使節が入つてゐたのですか。

○後宮政府委員 その点も当時雑誌記事が出ましたときに問題になりました。チェックしたのでござりますが、いままでダム・ダム関係で派遣された技術者の延べの人数を言つてゐる、その数字に該当することがわかりました。現在はそんなに向こうに日本人もおられないのでござります。

○戸叶委員 それは一九六五年の七月の二十三日の現在でございませう。ことしなんです。

それでもう一つ伺いたいのは、賠償関係の仕事をしてゐる人もアライズといふ中に入るのですか。

○後宮政府委員 ですからあの雑誌の記事は私のほうに誤報だと見ておるわけでございます。です

からアライズといふところに入れたのも間違ひでありますし、過去からの延べの人数をさも現在それだけ全部いるといふふうに書いたのもこれは誤報と、そういう判断でございます。

「タイムへ行つてよく調べてこい」と呼ぶ者あり

○戸叶委員 そうしますと、こういう人たちは一体いつ出かけたんですか。いつどういふパスポートを持つて出ていったのですか。

○後宮政府委員 具体的に出発の日時及びパスポートの種類につきましては本省と連絡いたしました。あとで御報告いたします。

○戸叶委員 延べ八十人とおっしゃるのですけれども、五年もかかつて延べ八十人で済んだんですか。

○後宮政府委員 問題はそれだけの期間の延べをとつたのか、その点雑誌社のほうとチェックしております。それからあれでございますが、いづれにいたしまして、賠償工事が始まつて以来派遣された技術者の総数、それから具体的なパスポートとか出発日時については後刻資料をもって御報告いたします。

○戸叶委員 私が後宮局長に申し上げますのは、御自分から延べ八十人とおっしゃつたから、どうもおかしいと思つて、それを伺つたわけなんです。それをよく資料を持つてきてなんといふことになりまして、何かいまの御答弁がおかしなところと申すので、何かごまかしてゐるのじゃないかなといふことを考えちゃうわけです。さらに与党の皆さん方がタイムへ行つて聞いてこいとかなんとかおっしゃいますけれども、これは朝鮮と関係のある問題なんです。たとえば朝鮮はベトナムに派兵してゐるわけなんです。日本の平和外交を促進するにはベトナムの平和が必要で、ベトナムに対して関心を持たなければならぬわけなんです。だから私は伺つてゐるので、それをいいかげんな形で済ましていただいたら、まことに困ると思ひます。

ですから私はこの問題はあとで追及をしたいと

思いますが、ただ問題は、私はこの問題をもう少し調べようと思ひまして、そうしてこのパスポートをどの程度にどういうふうに出しになったかというのを昨年からここに掛けていろいろ調べてみました。そうすると、法務省関係の統計、外務省関係の統計を見ましたところが、昨年の一月から三月までのパスポートはベトナムに幾人出して、どうなっているか、全然わからないという答弁なのです。パスポートを出すのにわからないというのでも私はおかしいと思ひますので、これはぜひとも出して、そしていまいちやっただアジヤ局長のことも含めて次の機会に答弁をしていただきたい。このことを申し上げたいと思ひます。

そこで、次に入りたいと思ひますが、日本は韓国の独立を認めたのはいつからでございますか。総理大臣にお伺いしたいと思ひます。

○推名国務大臣 韓国の独立を認めたのは、平和条約の発効時でございます。

○戸叶委員 そうすると一九四八年の八月十五日の韓国の独立宣言というのをお認めになりますか、どうですか。

○推名国務大臣 それは歴史的事実を認めざるを得ないと思ひます。

○戸叶委員 歴史的事実を認められた——わかります。そうすると、実際に韓国の独立を認めたのは平和条約、そして韓国が独立宣言をしたのは歴史的事実。そうすると、その間はどういうことになっておりますか。

○推名国務大臣 その間の韓国とのいろいろな法律関係の御質問だと思ひますが、条約局長からお答えいたします。

○藤崎政府委員 日本が承認したときに大韓民国が独立したものだといふたてをえをとるわけではございませんで、大韓民国が独立したのは一九四八年八月十五日であるという歴史的事実を否認するものではないわけでございます。ただ承認の時期が五二年四月二十八日になりましたのは、そのときに初めて日本は外国を承認し得る立場にも立ったわけでございます。

○戸叶委員 そうすると、そこをはっきりしたいのは、八月十五日の宣言を歴史的事実として認めて、チャンスを得ていて講和条約で独立を認め、こういうことになるわけですね。

○藤崎政府委員 事実上の関係はその前から日韓交渉もやっておりますし、もう承認はほとんど、普通の場合だったら当然推定されるような行為をやっておたわけでございます。しかし、これはほんとうの主権国家としてフルに外交関係を持つておりませんでしたから、法律関係といいたしましては一九五二年四月二十八日と考へるのが相当であらう、かように考へているわけでございます。

○戸叶委員 そうしますと、これは基本条約の二条の問題に關係するわけでございます。この基本条約の二条で大韓民国との間の一九一〇年までの条約がもはや無効であるということに對しては、學者の人たちの意見がまちまちです。そこで私ははっきりさせておきたいと思ひます。そこで私は日本が独立を認めたときから無効であるという考へ方、それから韓国が独立宣言をしたときに無効になったという考へ方、韓国自身は初めからないもの、政府としてはどこをとおりにするわけですか。

○藤崎政府委員 政府といたしましては、併合条約それ自体は韓国の独立のときに失効した。併合以前に結ばれておりました条約は、それぞれの条件が成就されたときに失効したかあるいは併合時まで生きておたものは併合時に失効した、かように考へております。

○戸叶委員 この問題は文獻などを見ましてもいろいろな意見がありますので、一応私は聞いておいたわけではあります。

○推名国務大臣 従来この平和条約で日本が朝鮮の独立を承認したといふふうには二条であります。この朝鮮といふのはどういふふうに解釈するのですか。藤崎局長でなくて、大臣にお答え願えませんか。

○推名国務大臣 従来この平和条約で日本が朝鮮の独立を承認したといふふうには二条であります。この朝鮮といふのはどういふふうに解釈するのですか。藤崎局長でなくて、大臣にお答え願えませんか。

○戸叶委員 朝鮮半島です。全半島です。

○戸叶委員 朝鮮の独立を承認してという、この朝鮮は韓国ですか。全体にわたってですか。大韓民国ですか。

○推名国務大臣 ですから、前に朝鮮と言へば、鴨緑江から済州島のあの地域を言っておるのであります。その全体の朝鮮が独立をした。

○戸叶委員 そうしますと、この朝鮮といふのは、韓国の独立じゃなくて、北朝鮮も含んだ朝鮮の独立を見たわけですか。

○推名国務大臣 そういふことです。

○戸叶委員 そうしますと、ここで朝鮮の独立を承認して、韓国とだけの条約を結ぶと、どういふことになるのですか。

○推名国務大臣 独立した、日本から離れた朝鮮といふものに實際問題として統一した政權をつくるべく國連が努力をいたしました、いろいろな障礙にあつていまの北朝鮮の部分にこれに應じない、しかたなしに南の部分について合法的な政權ができた、こういう経過をとっておるのであります。

○戸叶委員 私は経過を聞いておりません。経過はよく知つております。ただ朝鮮の独立といふのは、ここでは一体どうなんですかと言つたらば、朝鮮といふのは朝鮮全部のことをいうのだ、こういうことをおっしゃつた。そうすると、平和条約で全体の朝鮮の独立を認めておきながら、今度韓国との間の協定を結ぶと、あとどうなりますかと、御答弁でけつこうです。

○推名国務大臣 条約局長から詳しく申し上げます。

○藤崎政府委員 平和条約の規定の第一義的な意味は、朝鮮が日本から分離独立することを認めるといふことでございます。その際に、日本といいたしましては、そこに二つの政權ができておたわけでございますが、それ以前からの關係もございまして、当然に大韓民国を承認したわけでございます。この大韓民国の承認ということばと朝鮮の

独立を承認するといふことが同じことばになつておりますために、若干混同が生ずるかもしれませんが、觀念としては別に區別して考へるべきものだらうと思ひます。

○戸叶委員 いまの条約局長の御答弁は、わかつたやうなわからないような答弁だと思ひます。（「頭が悪い」と呼ぶ者あり）頭が悪いとおっしゃるけれども、そうかもしれませぬけれども、私はわかりません。

そこで、この第一義的なものとして分離独立した、そのときすでに二つの政權を認めていたんだ、こういうふうにはいま条約局長はおっしゃつた。私ちゃんと書いておきます。平和条約を結んだときには、二つの政權ありと認めていたとおっしゃつたわけですか。そんなら、一つの政權と國交回復したら、あとどうなりますか。残つた政權はどうなりますか。

○藤崎政府委員 私はありと認めていたと申したつもりはないのでございしますが、もし申したら誤りでございます。日本が両方の、まあ一つの國であるべきところ、不倶戴天の關係にある二つの政府がある場合に、両方とも承認できないといふのは、日本と朝鮮だけの特殊の關係じゃございせん。同種の状況にあるドイツその他と同じことと考へて、日本の意思いかんどうにもすることのできる問題じゃないわけでございます。

○戸叶委員 この朝鮮といふ字を私はあつちこつちで読んでいます、わからなくなつちやうんです。非常にわからなくなつちやう。それで、ことばをはっきりさせておかなければいけないといふふうに考へるわけですか。そうして、しかもこの字の解釈といふは、朝鮮といふものの概念規定といふは、その基本条約の三條といふものが解釈が非常にむづかしくなつてくる。そこで私は、朝鮮といふものをはっきりさせたいと思つたわけですか。そうすると、いまおっしゃつた朝鮮、この平和条約にいう朝鮮、それからカイロ宣言、ポツダ

ム宣言にいう朝鮮というのは、領土的には同じですね。しかしその内容は違っていたということが言えますね。

○藤崎政府委員 違っていたとおっしゃる、どこが違っていたのか私よくわかりませんが、むしろ同じであるとは私考えております。

○戸叶委員 同じであっても、事実上は朝鮮が二つに分かれたわけでしょう。だから、そういう意味では違っていますね。平和条約のときには分かれたわけですね。カイロ、ポツダム、のときには分かれていなかったわけですね。そして、しかも今回相手にするのは、カイロ、ポツダムの朝鮮ではなくて、平和条約にいう——というか、日本と韓国との間の基本条約を結ぼうとしているその一つのほうの朝鮮というか韓国をいっているわけですね。だから内容が違ってきていますね。

○藤崎政府委員 朝鮮という地域を頭に置いておるといふ点では全く同じでございまして、ただ、その地域が違った状態にあったというところはこれはまた当然のことです。前は日本の領土であったわけですから、その後はああいふふうに二つの政権ができておったという事実があるわけでございます。

○戸叶委員 そのことだけはわかりました。

そうすると、その次に進んでまいりたいのは、いままでの基本条約の批准にあたりまして、政府自身がよく言われますのは、解釈についての食い違いがあっても条約の効力に影響がない、実質利益に關係ないというのを言っております。そしてこの無効論は条約の効力について国際法上の常識を理解しないものである、こういうことさと言っておられる。また佐藤首相は、十八日の参議院では、この解釈の違いは調整する必要はない、こういうことをおっしゃっていられた。つまり解釈は違ってもかまわないんだ、その解釈は各自が勝手にするのだ、こういうふうな理解していいわけでございますか。これは総理大臣の御答弁ですから、総理大臣にお伺いしたい。

○佐藤内閣総理大臣 私の参議院の答弁が引き合

いに出来ました。ただいま申し上げますように、いろいろまだ条約が効力を発効していないその際に、それぞれの立場で説明をしておる技術上の問題がある、そういう意味の技術上の相違がある、こういうのがまずあげられ得ることでございますが、そういう技術上の説明の相違はただいまの段階では調整する要はないんだ、こういうような事柄でございまして。ただいまこの条約、条文、これはどこまでも客観的にきまらぬものでございまして、その基本的名の相違するはずはない。もしもそれが基本的な相違して、そうして、実際にあらわにこちらで支障を来たす、こういうような問題になればそのときに調整する必要があるだろう、こういうことを私は実は申し上げたのでございまして。だからその点は、いま調整する要がないとか何とかいふことばじりではなくて、実際の処理の問題としてこれは考えていきたいということでございます。

○戸叶委員 私はことばじりじゃないのです。よく考えていくと、わからなくなってくる。たとえば、条約を調印するにあたって一番必要なことは合意じゃないんですか。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりでございます。

○戸叶委員 合意に達するには、解釈の相違があっても合意に達しますか。

○佐藤内閣総理大臣 合意に達したから調印をいたしたのでございます。

○戸叶委員 政府からおっしゃれば、合意に達しなければ調印はしないはずですから、——そうです。ところが、合意に達したとして調印された条約が解釈が違っているわけなんです。そこで、解釈が違っても合意に達しますかというのを伺っている。そのことに對して……。

○佐藤内閣総理大臣 私は、申し上げるように、合意に達したから署名、調印した、かように思っておるのであります。そこでいまの、食い違いという言い方をされますが、それが実際問題として支障を来たすか来たさないか、そこで初めてそういうことが問題になるのじゃないのか。いろいろ

の説明のしかたがありますから、全然同一の説明のしかた、こういうものではないだろうというところでございまして……。

〔発言する者あり〕

○安藤委員 長 お静かに願います。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま申し上げるように、基本的に客観的なその目的とするところのものが食い違っていたら、これは合意じゃございせんから、そういうものが調印されるはずはございせん。だから、双方が調印しておるのは、これはもう自由意思で双方の主張が合致した、その表現されておる書き方で合致したから署名、調印したのでございまして、ただいま申し上げるように、その説明のしかたがいろいろ違っておりまして、実際の問題としてこれが支障を来たした、こういうときにその問題が出てくるのじゃないのか、こういうことを申し上げたのであります。

○戸叶委員 これまでこの委員会でも議論になったことも、雑誌や新聞等に出ていたことも、どうしてもその基本的なことで解釈が違っている、根本的なことで合意に達していないと私たちは考えるから伺っているわけですね。

それでは私は具体的に伺います。基本条約の三条で合意に達したのは、どういふところが合意に達したのですか。

○推名國務大臣 これは御承知のとおり国連の決議百九十五号を引用しております。その百九十五号は朝鮮の民族の大部分が現に居住して朝鮮半島の一部、そこに有効な支配と管轄権を及ぼし得る政府ができた、この政府は、その住民の自由な意思の表明によつて選挙を行なつて、それに基づいてできた政府である。で、朝鮮全体を見渡してかかる政府は唯一の合法政権である、こういうことがうたわれております。それをそのまゝ第三條に引用して、そして相手方である韓国というものはいかなる国であるか、いかなる政権であるかという、その性格を表示した、こういうことではあります。

○戸叶委員 いまの外務大臣の御答弁は私は何度も伺っています。そういうことはわかっているのです。それで百九十五号(Ⅲ)に對してすらも日本と韓国とは解釈が違っているわけなんです。それでその基本的な解釈が違っている、どうして、どこで合意に達したのですかというのを聞いていられるわけなんです。

○推名國務大臣 書いてあることに對して十分な審議をした結果これを合意して、そうしてああいふうに書き下されたのであります。これに對して韓国のほうでいろいろ説明があるようでございしますが、条約の締結に当たった当局の主観的な考え方を離れて、もう書き下されたものは客観的な一つの成文として、今度はそれがすべての人に正しく解釈されていく、それが条約の權威であるとは私考えております。

それでどういふことを言っているかという、これは伝え聞いている話ですが、韓国の憲法には全半島が韓国の領土である、こういうふうな書かれている。ただ不逞の徒が一部に蟠踞して、そうして韓国の政權の支配が及ばないという、これは一時的な一つの状況にすぎない、こういうふうな解釈しているようでございまして。それで今度の基本条約の第三条は、日本がこれを全局的に認めた、こういうふうな何かに對しておるらしいのですが、ここが間違ひなんです、憲法に書いてある領土というものを、一つも日本は条文において肯定も何もしてはいない。実際その支配権の及んでおるのは半島の一部である。これを具体的に言えば休戦ライン以南である。そうしてそういうことの一つの具体的な証明としては請求権の問題がありまして。請求権の問題は、日本の財産請求権で、韓国の實際管轄しておる、支配し得る地域だけにこれは限られておる。それからまた、向こう側の対日請求権あるいは財産というものは、これはもう明らかに全朝鮮と書いてない。韓国及び韓国民と書いてある。でありますから、請求権の問題で北のほうを除外しておるのです。だからもう向こうは、ちゃんとそれは三条で、疑いなしに休戦ライン以

南であるということをもう太鼓判を押して、そうして同調しておるのですから、これは問題ないです。

○戸叶委員 請求権の問題では、北のほうを除外しているかもしれませんが、それじゃ基本条約の三条のほうはどうなっていますか。韓国文で何と書いてありますか。——それよりもっとこういうふうに伺いましょう。この基本条約の三条を韓国との間で話し合つて、合意に達して調印をなすつたわけですね。そうすると、合意に達したといひながら、韓国の政府では達しないと言つておるわけでしょう、いま外務大臣がおっしゃつたように。何だかごじやごじや言つておるようで、そしてこれは韓半島全体に及ぶのだということを言つておるようですけれども、そうじゃありませんとおっしゃいましたね。そういう話ははっきり煮詰めて、そして合意に達したのじゃないのですか。

○権名國務大臣 それは私も一々その場に立ち会つておるわけじゃありませんが、これは長い間かかつて、そして一字一句も十分に詮議をして、そしてそれに關連していまの請求権の問題も取りきめができたのでございまして、その後、どういふ説明をされようと、もう書かれたこの条約關係というものは動かさないものでございまして、御心配のようなことはございせん。

○戸叶委員 書かれたものに対しては心配はない、そして正しく解釈をされたいんだ、こゝろおっしゃいますけれども、その間の過程において、この条約においてはいろいろ問題があるのですよ。いいですか、調印するまでにいろいろ問題があるから私たちは心配しているのですよ。私は長い間条約というものの審議に当たつてきましたけれども、今度この条約を見て、しかも總理が、解釈が違つても合意があるし、国民の利益に反しないならばなんということをおっしゃつたり、調整の必要はないんだなんということをおっしゃると、もう条約というものを私は審議する気持ちにならなくなるのです。こんなふうに調印する前に

解釈が違つておる条約を、だいたいようぶです、心配ありませんよなんて言われて、一体私たちは審議できますか。しかし私はもつと具體的に伺つていきます。

それでは次に伺いますけれども、今回の基本条約第三条で國際連合の決議第百九十五号(Ⅲ)を条文中に引用しておられます。この決議の内容に入る前に、まずこうした決議というものを条文中として用いて、もしこの決議が変わつた場合にはどうなさいますか。

○権名國務大臣 國連の百九十五号の決議は、その後ほとんど毎回の總會においてこれを確認しておるのでございまして、これがどういふ状況で変わるか、ほとんどわれわれは予想がつかないものであります。かりに変わつたという仮定のもとに、そういう場合に當面いたしましたならば、適當にこれを調整するということだろうと思ひます。

○戸叶委員 ここにきていて、その決議と違つた形の決議の採決もあり得るでしょう。中国の國連加盟などが出てきて、そういう発言権が多くなつてきまして、やはり決議というものは変わつてくると思ひます。そういうときには調整するといふ外務大臣おっしゃいましたけれども、總理大臣だつたらどうなさいますか。

○佐藤內閣總理大臣 どうもただいま言われることが無理な御注文ではないでしょうか。無理な答弁を要求しておられるのじゃないでしょうか。いまの百九十五号が変わつたらという、まだ変わらないうちから変わつたら、どんなに変わるかそれもわからない。まあたとへばと言われまますが、ちよつとそれは重大な問題の、——ごく仮定のもとに話をするわけにいかない。ただいまも外務大臣が申しておられますように、そのときになつて考えるんだ、こゝろいわざるを得ないのじゃないでしようか。だから、ただいまからどういふように変わるんだというこの想定はちよつとむずかしいことではございまして、私はそういうような仮定の問いにはお答えはできません。

○戸叶委員 ちよつと待つて下さい。私は、總會の決議などというふうな、年じゅう表決が変わり、しかもこれを支持する人たちが減つてきておる、こゝろいふ不安定なものをこの条約に入つて問題が残らないかどうかということを確かめておるわけなんです。いいですか。それで、しかもそういうふうな傾向は現にあらわれてきておるじゃないか。こんな不安定なものをここにに入れておいて、変わつてきたらどうしますかということをお伺つておるわけです。

○佐藤內閣總理大臣 ただいま、いま変わつたらどうなるかといわれるのでたいへんだと思ひましたが、百九十五号(Ⅲ)、そういう事實を基礎にたが、御承知でございまして、そういう事實を基礎にとつただけなんです。これは基本条約もそうなんです。いま変わる変わる言われるから、どういふように変わるのか。いまこの条約を締結したその……。

〔発言する者あり〕

○安藤委員 静かに願ひます。

○佐藤內閣總理大臣 この条約を締結したその段階においては、この百九十五号というあつた決議の事實そのものをとつてやつておるわけなんです。そうしてこれが將來変わる言われるが、全然無効に帰するとか、そういうものはなくなるんだとか、いふゆる条約がもはや効力を失つた、こゝろいふような問題があるわけなんです。そういうときになつてと一体それはどうするかという、だからそういうことになると、それはやはり仮定の事實でございまして、それはそういうことを私は申し上げておるのです。だからいまやつておられますこととは、ただいまの百九十五号というものが、これはもう過去の事實として厳然としてあるわけなんです。それを引用したといふことでございまして、將來変われば、そのときになつてまた考へてみたいと思ひます。

○戸叶委員 總理大臣はたいへんにこの決議をここに入れたことに対して簡単に考へていらつしや

いますけれども、私も、この、流動するといふことをよくおっしゃいます、流動するアジアの大勢の中にあつて、この決議がそのまゝ有効になつておるといふことは考えられない。その時点においてこの決議を入れたわけだけれども、たとえば中共が國連に加盟します。そしてその發言権が多くなつてきます。そうすると、この決議と違つた方向の決議というものもあり得ると思ひます。そうなたときに一體法律的にどういふことと答へられませんか。仮定のことだからさういふことは答へられませんが私は済まされたいと思ひます。法律的にどういふふうになりますかといふことを聞いておる。

○権名國務大臣 いま總理が言われたように、これは、ただいまの時点における韓国の管轄権はこゝろいふものである、そういう過去の決議といふものをそのまま引用したんだ。その決議を引用しておることが不適当な事態が起こればこれは調整しなければならぬでしょう。その事實は事實なんだが、その後たとへば、これはただいまの時点ではほとんど想像できませんけれども、管轄権の範圍が實際問題として減るかふえるかといふようなことがかりにあれば、もはや三条だけではその事實をカバーすることはできない。でありますから、三条を変へるということになるか、あるいは別につけ足してこれを補足するか、さういふたようなことは起るだらうと思ひます。しかし三条の問題それ自体を動かすといふことになると、過去のこれによつて築かれたいろいろな事態に対して非常な影響を与えるといふことになるから、まあこれは私の私見でございまして、これに補足するといふようなことになるとは、こゝろいふやうなことは、これは一つの例でございまして、めつたに起らないことなんだ。とにかく事實は過去にさかのぼつてこれを曲げるわけにいかないのですから、われわれは歴史を變へるわけにいかないのと同じやうなもので、しかしそれだけでは不満足だといふ事態はあるいは考へ得るかもしれせん。これだけ申し上げておきます。

○戸叶委員 いまの御答弁でございますけれども、すでにこの条約と一緒に参加し、というより、むしろ一緒に討議をされた韓国の李東元さんでさえもこういう発表をしております。勧告の決議を引用することはやめてもらいたい、こういうものが変わるようになるかもしれないということをはっきり言っているわけではございません。国連の討議というものはもうたな上げしてもらいたい、こういうことを言っているのは変わる可能性が多い。しかもいま、外務大臣の御答弁によりますと、変わった場合があったとしたならば、変わった場合にはこの三条を調整しなくてはならないから、何か附属書をつけるなり、あるいは三条を要するなりする、こういうことをおっしゃったわけで、いたって不安定な条文をここに入れている。初めからこんな不安定ではない条文にしたらいと思うのですが、初めから不安定な条文を入れているということ、いまみずからおっしゃったと私はいわざるを得ない。こういう点をもう一度伺いたいと思います。

○藤崎政府委員 国連決議百九十五号がいままではずっと再確認されてきているということはしばしば申しましたが、この再確認の決議がその後引き継ぎでございまして、いわば副次的にこちらの有利な材料として申し上げておるわけでございます。そのこと、百九十五号で明らかに示されているような大韓民国政府であるその客観的な事実に変更がない限りは、この第三条にとにかく変更を加えるとか、そういう必要は毛頭起らないわけではございません。客観的な事実とは区別して考えるべきことだろと思ひます。

○安藤委員 閣下で発言を求められておりますので、この際これを許します。穂積七郎君。○穂積委員 閣下でありますけれども、重要な問題で総理にお尋ねしたい。実は、私はもう少し先で基本問題についてゆっくりお尋ねする予定になっておりますけれども、たまたま戸叶委員の御質問で、非常に相手国である大韓民国政府のオーソリティーに関する重要な問題でございまして、ソリティーに便宜的にここで閣下にお尋ねしておいたほうが議事の進行上よろうと思ふこと、今後の討議に非常に大事なことでありまして、すなわち、いまの御質問は、日本政府が交渉をして解決しようとしておる相手政府のステータスに関する基本的な問題なんですね。そういう意味で私はお尋ねいたします。

○戸叶委員 従来、南朝鮮を支配しておるいわゆる大韓民国政府をどういうわけで承認するのか、どういう立場で承認するのかと、われわれは歴代の内閣に質問をしてまいりました。そのときに政府が常に答へられますことは、一九四八年十二月十二日の国連決議百九十五号で認められておるから、それをオーソライズする第一の理由とする。第二の理由は、七十数カ国がすでに承認をしておるの、この二つのことによつて大韓民国政府をわれわれはオーソライズして認めるのだ、こういう御説明であつたわけですね。そうなりますと、このいまの外務大臣の御答弁は——その相手の権威を承認する、すなわち相手政府のオーソリティー、権威をつけるのに、従来外務省答弁、政府答弁といふものは百九十五号の決議に依拠しておたわけですね。ところがいまの権外務大臣の御答弁は、あるいは条約局長の御答弁は、その本質上の問題に触れないで、管轄権その他の地域に変更があつたときには調整する、なるほどそれは調整が可能かもしれない。ところがこの百九十五号といふもののそのものが、やがて中国その他多数、スリーA地区の国家が国連に参加をいたしました、そのことによつて、この李承晩から発した大韓民国政府はかいらい政権であると、われわれはそう認識しておりますけれども、かいらい政権であるからこれは正統政府として認めることはできないという否決決議が国連において行なわれたときには、修正の余地はないのです。管轄権の変更であるなら、それは修正で処理できるでしょう。ところが政府そのもののオーソリティーが否定されたときには、独立国として認められないということになつ

たときには、この条約三条の基本的概念といふものが総くずれになってしまふ。そうすると、他の漁業問題、請求権問題、その他一切懸案を要結いたした相手国といふもの、相手政府といふものがネグレクトして、この地上から消えてなくなつてしまふ。この協定全部はことごとくこれは空文化してしまふ。そういう深刻な問題に閣下は空文化してしまふ。しかも条約局長、私はここでいふのでありますけれども、総理の御答弁の前に事実を報告していただきたい。それは何かという、一九四八年の第三総会における国連決議、これは幾たびか幾たびかあとで再確認をするという決議が行なわれておる。それに対する賛否の投票というものはほとんど変わつてきておる。すなわち賛成国の数が、反対または中立、棄権をした数との比較においてほとんど少なくなつてきているという事実です。これは言うまでもなく百九十五号決議といふものが非常に国際情勢変動の中で不確定なものだということを証明しておる。そして、しかも相手政府の権威といふものを、管轄権ではない、管轄権の範囲ではなくて、権威そのものを認めるのに日本政府が自主的ではなく、そうではなくて、こういう決議に依拠しておるということになれば、はなはだしく不確定な、はなはだしくいままでの二カ国間における国交回復の条約としては例を見ない、このばかばかしいごまかしの決議が引用されておるということを証明するものだと思ふのです。重大な点でありますから、まず条約局長から、あなたも御存じないといけな

いから、この決議がいかに変遷してきたかという事実を、ここで逐年の決議に従つて、この百九十五号を援用されておる諸決議ですね、これが一体何年何月にあつて、それに対する賛否の投票がほとんど変わつてきたかということをごまかす明らかな報告をして、しかる後にその浮動性のもとに立つ韓国、大韓民国と称する政府の流動する、流動的な権威のない状態といふものに対する政府の方針を佐藤総理からお聞きしたいのです。わかりましたか。

○藤崎政府委員 朝鮮独立問題に関する決議の票数が大体お示しのようなふうに変遷していることは事実でございますが、それと第三条とは関係がないのでございまして、第三条は、百九十五号に明らかに示されておるとおりの政府であるといふことを確認したにすぎないのでございまして、その客観的事態が変わらない限りは、第三条には影響がないわけではございません。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来私が申し上げますように、いろいろ仮定の事情でどうなるかこうなるかという御議論をなさいます。私はそれは答へられないといふことを実は申し上げたのでござい

ます。しかし外務大臣にいろいろ問題を提起された、皆さん方から問題を提起された、それに外務大臣答えて、そういう際は調整をするのだ、こういう答弁をいたしておりますが、いかに調整をするのか、こういうことをただいまの状況のもとにお伺いになりました。それは私は答へられないといふことは先ほど来申し上げておるとおりでございます。いまもなお同様でございます。ただいまお話しになりました論旨のうちに、穂積君自身が述べられたその論旨自身で、いかに仮定の事情に対して答へられないか、よくおわかりだとみずからお答えになつていらつしやる、かように私は思ひます。

○穂積委員 閣下で恐縮ですが、非常に重要な点です。それではその不誠意きわまる御答弁に対して、私は一問ずつお尋ねいたします。歴代の自民党内閣が大韓民国のオーソリティーを認めるその本質的な承認ですね、承認といひますか、国交関係を回復するといふ意味でなくて、オーソリティーを認める基礎を百九十五号に置いたといふことを従来ずっと説明してきた、そのことをあなたは認めますか。

○佐藤内閣総理大臣 それは認めます。

○穂積委員 そうであるならば、この決議といふものは単なる勧告決議であり、そして総会のたゞごとくその支持票が変わつてくる、そうしてそれ

独立国と言えますか、その点だけとってみても。国連決議の第二の要素である、ローフルがバメントの要素である独立というものが欠けておるでは

ありませんか。したがってわれわれは、国連決議ですら決定しておるその独立、自由の政府としていまの朴政権というものを認めるわけにはいかない。いいですか。そういう態度をとっておりますが、政府はそうではなくて、ローフルがバメントとして言っておられるわけでしょう。そうであるなら、二カ国間における——特に韓国は日本から分離独立する国です。分離独立する国ですから、もとの日本、そのときは朝鮮を含んでおつた日本側の政府は理解しておるわけでしょう。それが政府の論理によれば、かつて日本であつたものが独立したときには、その独立国とそれから植民地支配しておつたものと国との間において、二カ国間で相手国のステータスとオリソリティーというものを認めるのが当然の形式であり、実質的な方法であると私は思う。それをこのあいまいきわまる国連決議をもつてきておる。しかも原文と違つておるの、条約局長、あなたは外国がみな援用しているなんと言っているけれども、日本の援用の中で、サッチという字をなぜ抜いたか。サッチはちゃんと原文にはありますよ。サッチガバメントと書いてある。それをなぜ抜いたのですか。重要なことか。重要なことか。そんなでたらめなことを言つて国民をごまかせると思つたら大間違いですよ。なぜサッチを抜いたか。このサッチという一文字は重要な意味を持っている。いいですか。

そこで、一体政府の大韓民国承認の時期はいつですか。承認の時期について総理大臣からお答えをいただきます。

○佐藤内閣総理大臣 さつき外務大臣がはつきり答えたように、これは記録に残っておりますが、平和条約発効のとき、かように申しております。

○藤崎政府委員 サッチと言つただけでは何のことかわからないわけでございます。あのサッチは、第二項に書いてあることを全部受けておるものといまでも御説明申し上げておりましたが、あの第三条に、第二項に書いてあることを全部受けばそれでいいわけでございますけれども、それ

では長たらしくなりますし、そこで決議に明らかに述べられておるのとおりのこと、その意味をあらわしたわけでございます。

○戸叶委員 いまの問題でたいへんにいろいろと発展をさせていたわけですが、私もいまの穂積委員が開かれたところの、サッチというのをなぜ抜いたかということに非常に疑問を持ったわけでございます。このサッチというのは、決議の中には「ザ・オンリー・サッチ・ガバメント・イン・コリア」と書いてあるわけですが、このような法律的文意を持つ政府ということをはつきり限定しているわけですね。ところが、この三条になるとサッチを抜いてしまつておられますから、韓国の言うような解釈になつちやうなわけですよ。サッチというものを抜くと抜かないでは非常に大きく解釈が違つてくるわけですね。私はいま条約局長の答弁を聞いておりますと、このサッチといふのは長たらしくなるからおつしやいまして、けれども、私はサッチは別に長たらしくならないと思ひます。どうしてそういうようなことをおつしやるのですか。

○藤崎政府委員 私の説明が不十分だつたと思ひますが、「唯一のこの種の」ととたんに言ひましたが、「この種の」とは何のことかわけがわからない。そうすると第二項を全部引用せざるを得ない。それならば「決議に明らかに示されているのとおり」でかえつて明確ではないか、こういうことでございませう。

○戸叶委員 わからせるためには少しぐらひ長くてもいいじゃないですか。どうせこんな決議などを引用しているのですから。ですから私はやはりここでは、サッチということを入れたと入れないでは、解釈上非常に違うということだけを指摘しておきたいと思ひます。

それから、私はいままでの論議を繰返そうと思ひませうけれども、総理大臣もお聞きになりましたように、この百九十五号(Ⅲ)というふうな、常に流動する国際情勢の中においては、場合によってはその決議と変わった決議が出るような可能性

のあるその決議というものを、この条約の中にそのまま引用したということが私どもは問題があるというところを指摘しておいていただきたいと思います。考へてもう一つくちやうなのだからしようがないとおつしやるかも知れませんが、しかしそういうところの問題があるのです。しかし私は、それに対してはつきりとした、解明できるような答弁が伺えなかつたことはまことに残念だと思ひます。

そこで、あとからまたこの問題については同僚の議員が質問すると思ひますから次に入りたいと思ひますが、この委員会が始まつて最初の質問に立たれた小坂さんの質問に対して、政府は百九十五号(Ⅲ)を、この基本条約の三条に対してはこういふふうに三つに分けて答弁しております。すなわちその一つは、この条約は、韓国がどういう性格の國家であるかというこの決議の趣旨を、そのまま引用したにすぎないということがまず一つ。その次はそれによつて韓国の領域を規定するといふようなものではない、これが二つ。三つは、したがつて韓国政府の支配する領域、または朝鮮全土に及ぶという韓国憲法とは全然関係がない、こういふふうな答弁をしておられるわけですね。そうすると、この三条では管轄権の及んでる範囲といつたものであつて、その姿をこの条約で規定したのである。しかし領域は言っていない。こういうことになつてますと、一体領域といふのはどこを言うのですか。

○藤崎政府委員 この条約は国連決議をそのまま引用しましたので、国連決議で領域という觀念に触れておりませんから、この条約でも触れておらないわけでございます。

○戸叶委員 佐藤総理大臣、いま私の質問と条約局長の御答弁おわかりになりましたね。そうするといま国連決議を引用しただけですから領域には触れておりません、こういう御答弁でした。私が伺つておるのは、領域とはどこですかということなんです。

○藤崎政府委員 国連決議に示されているように、大韓民国というものは、統一朝鮮がなかなかできないので、国連の委員会が觀察し得る範囲内で、あつて政府をつくつたといふいきさつが詳しく書いてあるわけでございますが、あのとおりの政府でございます。そうしてその管轄権は、したがつて南の部分にしか及んでいない。しかしこれはいわば仮の姿であつて、理想は統一朝鮮であるわけでございます。統一朝鮮になりましたら、その領域は当然に朝鮮半島全域に及ぶべきものであるといふことはこれはまたこの国連決議の趣旨からも明らかであると思ひます。

○戸叶委員 韓国というものは、国連決議で定められたような性格のものである。国連の決議には、領域は言つておられない。統一がされたならばこの朝鮮全体に及ぶのだ。——いまの領域はどこですかといふことを言つておるのです。

○藤崎政府委員 大韓民国の現在の支配及び管轄権がその本来あるべき姿になつておらないから、わざわざ国連でも領域という觀念を入れたかつたのだらうと私は想像するわけでございます。したがつて日本政府が簡単にここできめつけるわけにはいかないのです。客觀的事實は歴史的にあつたことであつたと思ひます。

○戸叶委員 条約局長、私はさういふことを聞いておらないのです。領域といふのはどこですかといふことを伺つておるのですから、そのことだけお答えになつていただきたい。

○藤崎政府委員 領域といふことは定義がはっきりきまつておることではございません。管轄権が及んでる範囲だけを領域といふ場合もございませうし、それともあるいは潜在主権が及ぶところも領域だといふところもございませうし、あるいは将来統一されるべき本来の國家の姿のところを領域といふ場合もございませうし、一つに、一義的にきまつておりませんから、さつき申し上げましたように管轄権はこう、さうして将来統一朝鮮の領域となるべきところはこう、こういふふうに申し上げるより、客觀的事實がさう

なんですからしやうがないのであります。

○戸叶委員 総理大臣、ちよつとお伺ひしたいのですが、この条約にイニシャルをして、そうして向こうの韓国では批准をいたしました。非常な反対の中に批准をしたわけですが、いまだこ

で政府は批准してほしと出されておるわけですか。そうするとそこで話の中に、おそらく領域とはこうであるということ、日本の政府も考えた上でおやりになったと思う。領域はわからな

い、管轄権だけではないんだという条約の取りきめ方ではないと思ひます。どういふふうな

考え方でお臨みになりましたか。

○高辻政府委員 この朝鮮の問題については、先ほどからいろいろお話がございすように、いままで宣言が幾つかございす、それに基づいて

してゐる国連の方針と申します、これは御承知のとおり、いづれも朝鮮地域に、朝鮮人の意思によつて一つの独立国家が形成されるべき

こととしてゐるわけですが、このような単一朝鮮国家が、わが国から分離された朝鮮半島とその付属島嶼の全域を領域とするものであらうことは、こ

れは想像できることとてございす、現実にはそのような単一朝鮮国家といものは成立してゐない。これは現実として否認することはできないわけとてございす。他方、単一朝鮮国家を実現することが国連の方針であるといふことは、御承知のとおりであり、大韓民国が国連の方針のもとに、やはり統一朝鮮国家の實現を期してゐる国家であるといふ事情も、これは御承知のとおりであると思ひます。こういうわけで、現在の時点

で申しますと、外国がその単独の判断によつて大韓民国の領域を認定し切るわけにはいきませんが、

かりに同国が有効に、管轄権を——朝鮮独立国家といふものが以前、現在同国が有効に管轄権を行使してゐるが、いづれも休戦ライン以南であることは、これは明らかでありますので、

現実の問題処理の必要に應じますためにはそれで十分であるといふ考えでおるわけとてございす。

○戸叶委員 そうすると結論的に言ひますと、管轄権の及ぶ範囲はこの休戦ラインの以南である、

こういうふうな解釈をしていわけですね。

○高辻政府委員 そのとおりでございす。

○戸叶委員 それではなぜこの三条にさういふことをはつきりいふなかつたのですか。いらないで、ただ管轄権がここに及ぶといふだけで、領域といふものをお入れにならなかつたわけですか。

○高辻政府委員 それはこの条約の性質上国連決議を引用して、それでも十分であつたからであります。

○戸叶委員 それでは韓国とアメリカでいいです。韓国とアメリカとの間で結んだ条約の中で、やはりこの領域といふことを入れておりましたか、おりましたか。

○藤崎政府委員 私は正確な用語は記憶してありませんが、米韓相互防衛条約で、現在大韓民国政府が支配している地域及び合法的にその支配のもとに入るもののあるべき地域に適用があるといふような表現があつたことは記憶いたしてございす。

○戸叶委員 それよりもつとコンクリートな表現をしてございす。たとえばいまだお引き合ひに出されましたこの相互防衛条約の三条の中に、「現在それぞれの行政的管理の下にある領域」といふうに、領域をはつきりうたててございす。こういうふうなこの条約で領域をうたてておるながら、こつちの条約でうたわな。そしてしかも、たとえば日華条約の交換公文の中には、領域について

もあつて困らないような形になつて残してゐる。ところが、この条約だけさういふ点をはつきりさせないといふ理由は、やはり私は韓国側の、韓国の憲法の中に、すなわち管轄権の及ぶ範囲は三八八度の南であるけれども、その韓国の領土といふもの、領域といふものは韓半島全部に及ぶといふ、その韓国の憲法を考へてやつてのさういふ三条の引用になつたのではないか、さういふふうな考へるのですが、この点はいかがでございすか。

○藤崎政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、この領域、テリトリーといふことは多義的に使われる。したがつて、この米韓条約でテリトリーといふことばを使つてございす、これは地域といふのと全く同じでございす、つまり休戦ラインの南と同じこととてございす。この管轄権の及ぶ範囲といふ意味では、国連決議でも基本条約第三条でも非常に明瞭でございすので、私は戸叶先生が領域の問題をお取り上げになつて御質問になつたときは、それは違ふ意味で、もう少し何かふくらみのある意味で、この主権の将来及ぶべき範囲とか、現在はどうだけれどもとか、さういふ別の意味で領域をおつしやつて

でございす、この米韓条約の領域は、このあとの意味と違つて、前のごく通俗的な、エリアといふのとと同じ意味に使われてゐると了解いたしてございす。

○戸叶委員 いまの条約局長の答弁の中にも、私が何かあとで含みのあるような質問をするかと思つて非常に警戒したようなことをおつしやつたのですけれども、私はさうじゃなくて、一体この基本条約の三条で国連決議の百九十五号(III)を引用しながら、しかも領域はいまににして置くといふことでは、非常に私たち日本人の立場から考へるならばおかしいじゃないか、さういふふうな領土なり領域といふものをはつきりさせないから、韓国のほうでは韓国の憲法の三条は生きるんだといふことを主張する、さういふ主張できるような余裕を残しておいたのじゃないか、さういふふうな考へるのですけれども、この点はいかがで

すかといふことを伺つてゐるわけですか。

○藤崎政府委員 この米韓条約に使われているよな意味の領域でございしたら、非常に日韓基本条約でも明瞭なわけとてございす、これは第三条で示されておるわけとてございす。

○戸叶委員 そうしますと、もう一度念のため、この問題を最後にいたしますので伺つておき

ますけれども、韓国、この基本条約にいうところの管轄権は三八八度線、休戦ラインの南である、

さうしてその管轄権の及ぶ範囲、領域といふふうなものも休戦ラインの南である、さうして、領土といふものはさうするといふことになつたわけですか。領土と領域といふことはさういふふうになるのですか、その関係は。

○藤崎政府委員 領土と領域といふことは普通同じ意味に使われてゐると思ひます。領域といふことばを私どもが避けておることは、この第三条の根拠にしておりますが、国連決議で使つておらないから領域といふことばを避けておるわけとてございす、米韓条約で領域といふてゐるのは、全く同じ意味である、かように考へます。

○戸叶委員 この問題についてもいろいろありますけれども、何か時間的な関係もあるようでございすので、私は次の諸求権の問題に入つて質問をしたいと思います。

私がこの条約の経済協力及び諸求権についての協定を讀んでおりましたところ、過去の歴史を振り返つてみますと、納得のできない点がたくさんあります。たとえば平和条約の第四条の(a)(b)の解釈について、かつて岡崎國務大臣は、昭和二十七年の五月十四日にさういふことを言つておられます。「私は、この機会に、日本と大韓民国政府との間に従来交渉を行つて参りましたその経過の概要を御報告したいと思ひます。」と言つて、

「第一の財産及び諸求権の問題」といふのは、サンフランシスコにおける平和条約第四条の(a)項によりまして、両国間で特別のとりきめをして解決することになつておるのであります。同時に、

やはりこの第四条の(b)項によりますと、わが国は、朝鮮においてわが国及び国民が持つていた財産に対して米軍政府がとつた処分を承認することになつておる。そこで問題は、この処分の効力を承認するといふ「承認」が、さういふ意味であるかといふことになつてゐるわけですが、この点では日韓双方の意見が食い違つておる、話がまとまらないのであります。韓国側では

日本の朝鮮領有を不法であったというふうに初めから前提をいたしておきまして、かかる不法な領有の上に蓄積された日本の財産は、ことごとく非合法的性質を帯びたものである、従つて米軍政府の命令第三十三号、いわゆるヴェステイング・オーダーと申すものでありますが、及び米韓協定によつて一切韓国のものとこの財産はされたのである、日本はもはや何も権利を持っていない、むしろ韓国側は連合国並びに日本に対して賠償に近いある種の要求をし得るものであるというふうな見解を表明して来たのであります。これに対してわが方は、韓国側のこのような主張は国際法上も歴史的にも問題とならぬのだという点を説明しておりました。現にサンフランシスコの平和条約におきまして、日本の朝鮮にある財産の処理については明文の規定がありまして、両国間で協議をするということになっております。また問題となつております平和条約第四條の(ハ)項、すなわち日本が財産処分の効力を承認するという意味も、その条文並びに一般国際法の原則、通則によつて解決せらるべきものであつて、朝鮮の米軍政府が占領軍としての資格において、日本の私有財産について敵産管理の処分を行った場合においても、その財産に対する元の所有権は消滅しない、たとへば売却行為が行われたときに、その売却代金に対しては、日本側の所有者が請求権を持つておる。と、つまり売却されたときでも、もとの所有者はその権利を持つてゐるんだ、日本人の財産というものは失つてはならないんだということを、はっきりここで答弁されているわけでござい

ます。

ところがこの、政府が一九五七年の十二月三十一日にアメリカ政府の見解を求めた口上書と日韓間の声明書で、突如として前に行なつた在韓財産に対する請求権の主張を撤回したわけですね。この突然の変化はどこから起きてきたか、日本の解釈を変えた理由は何であるかということを私はまず伺いたい。

○権名國務大臣 過去のいきさつでございます

が、政府当局からお答えいたさせます。

○戸叶委員 この協定は重要な協定であり、国民の権利義務を含んでいるものでございまして、これは当然政府の責任者がお答えになつていただかなければならない問題だと思ひます。

○権名國務大臣 大村の抑留朝鮮人、それからまた日本側としては拿捕漁船等がございまして、これらの問題の解決の際に、従来の解釈を変えて現在のような状況に至つたのでございまして、その間の事情につきましては、なおアジア局長から詳しく申し上げます。

○戸叶委員 いまの外務大臣の御答弁でございしたけれども、それは正確に一体いつからでございましてか。抑留者の問題や拿捕漁船の問題等もございまして、その意見を変えましたとおっしゃつたわけですが、それは一体いつごろから変わつてきたのでしょうか。

○後宮政府委員 いま大臣から申されました船の問題、抑留者の問題を解決いたしましたのは昭和三十三年の十二月三十一日でございます。

○戸叶委員 これは三十三年の十二月三十一日、一九五七年ですね。そうしますと、一九五七年十二月三十一日には、アメリカ政府の見解を述べた口上書と、日韓間の声明書で突如として出したわけでしょう。私はなぞ突如として出したか、その間にどういふことがあつてここへきたかということとを伺つたわけですね。そうしたら、いまの御答弁は、抑留者のこと、船の問題があつてこうなつたのだ、しかもそれは私が口上書を出したというふう

に指定した日と同じわけですね。だからその間にどういふことがあつてこうなつたかということは何も聞かれていないわけですね。だから、その間に何か特別の取りきめなり何なりあつてこゝまできたのかどうかということをお伺ひするわけですね。

○藤崎政府委員 第四條(ハ)項の解釈につきまして、実は平和条約が国会の御承認をいただきましたときには、当時の西村条約局長はちょうど米國解釈みたような説明をいたしておつたのでござい

ます。しかし日本側といたしましては、韓国側と交渉いたしましたときは、若干交渉技術上の考慮も加へまして、その後いろいろな方面の学者の意見も徴しまして、最大限あつて主張が可能であるならば、まず日本のインシアルなポジションとして、ああいう態度をとるべきではないかということ、ああいうベースで交渉したわけでございます。したがうして、弁解になるようでございますが、あの米國解釈に急転直下変わったわけではなくて、もとは、平和条約が締結された当時は、実は日本政府もああいうふうに国会では御説明いたしておつたわけでございます。

○戸叶委員 私はそういうことを伺つてゐるのじゃないのです。何かの協定か何かあつて、こういふふうになつたのかどうか、そういうことを伺つてゐるのです。

○後宮政府委員 いま条約局長がお答え申しましたとおりで、その裏に別に何も特別の申し合わせとか了解等ございせん。

○戸叶委員 少なくとも国民の私有財産を放棄するという問題でございまして、そう簡単に、しかも政府がこの瞬間までは個人の財産は守られてゐるんだということを説明してきてゐるのです。そして急にこの段階になつて韓国との間でこういふ声明を出してゐるのですから、やはりその背後には何かの取りきめか何かなければこういうことはできないのです。国民の私有財産を放棄してゐることになるのですから、ですからそこは大事な問題だと思ひますから、もう一度よく説明していただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 御承知のとおり、サンフランシスコ条約の四條の中であの軍令の効果を認められました条項というのは、最後の署名直前に入つてまいりまして、われわれも非常に驚いたわけでございます。それで、それまではこの請求権問題については、相互放棄とかいろいろな案が考えられておつたわけでございますけれども、米側の最初の立場は、こういうことは両者がさしで話し合

えばいい、あらためて平和条約できめておく必要はないという立場であつて、大体そのラインでサンフランシスコ条約ができるものと予想しておりましたところ、最後のこのサンフランシスコ会議の直前にあつた条項が入つてきて実はわれわれ驚いた次第でございまして、あれ以来いま条約局長が申しましたような考え方にならざるを得ないんじやないかという立場だつたわけでございます。ただ、韓国側と交渉いたしますときに、向うは八百億を出してくるとかなんとか非常にいろいろな説があつたものでございまして、いま条約局長の申しました交渉技術上の考慮も加へまして、いろいろ法理論を検討いたしましたして、一応この在韓財産に対するすべての権利を留保するといふたまでで交渉を続けてきたわけでございますが、韓国側がアメリカにも泣きつきまして、結局あの米側の解釈というものが出たわけでございます。結局あの年末に、あのときに問題になつておりました抑留者の引き取り等一括ひとつこの年末にいままでの懸案をすべて洗つて、そして今後の交渉を軌道に乗せるといふ考慮から、従来交渉上の技術として突つぱつていた立場を一應譲つて、日本側もやむを得ないと考へておりましたサンフランシスコ条約のこの当初の解釈に戻つたというのが実情でござい

ます。

○安藤委員長 この際関連質問が出ております。これを許します。岡田春夫君。

○岡田委員 関連です。簡単に申し上げますが、後宮さん、じゃ伺ひますが、それだけ重大な変化を行なつた場合に、日韓間においてそのような変化の何かの文章上による取りきめがあつたのでしよう。ないと言へますか。ないと言ふんはないとつきり言つてくだされ。あるかないか。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○後宮政府委員 米軍解釈をとるといふことを何か文書で約束したかという……。

○岡田委員 いや、全体のだ。さつきあなたの言つたこと全体のだ。あなたの言つたことだ。

○後宮政府委員 たしか年末に拿捕船の問題等あ

れましたときに、今後の交渉を軌道に乗せるいき方としてそういういき方ではないかということ、何かメモか何かで取りきめたことはございませう。

○岡田委員 あるでしょう。

○後宮政府委員 はあ。

○岡田委員 先ほどあなたはおっしゃったが、あるのです。これは非常に重大な問題です。文化財にも関係している問題があるはずで、これは佐藤さんよくお聞きください。あなたのおにいさんですよ。岸総理大臣のときに、昭和三十三年の十二月三十一日に日韓の覚え書きをきめている。これに基づいてたまたまの問題、それから逮捕の問題、大村に収容されている人の問題、並びに文化財百六点を返還する問題全体の秘密協定がある。これは公表されてないから私は秘密とあえて言う。いまだに公表してないです。日韓間における覚え書きがあるのです。それによって変わったのです。あるということをはっきりアジア局長が言ったのなら、その覚え書きを出してもらいたい。出せませんか。はっきり出してもらいたい。出せませんか。

○藤崎政府委員 いまおあげになりました項目について、全部取りきめがあったかどうか正確に記憶しておりませんが、取りきめたものは発表しております。

○岡田委員 外務大臣、はっきり聞かなければだめだ。そういう事務的ないかげんことを言うてはだめです。その覚え書きというものがあつたらあつたという事実があり、それを発表していると言ふんですから、外務大臣、その資料を出してください。それを出してください。その資料を出してください。外務大臣、外務大臣でなければだめです。出してください。外務大臣でなければだめです。

○権名内務大臣 発表しているものでございますが、あらためてそれを資料として提出いたします。

○岡田委員 資料を提出するならばひとつ出してく

ださい。出してもらいたい。

○戸叶委員 私も、こういうふうに変わつてきて、そして一九五七年の十二月三十一日に日韓間の声明書を出すまでは、何か出したはずだといふふうに考へておりましたが、いま出したということがはつきりしております。そしてここへ提出されるということもはつきり約束されたわけでございますから、この問題については質問を留保して、なるべく早くそれを出していただきたい、こういうことを要望いたします。

それから時間の関係で先を急ぎますが、こういうふうな、問のいろいろな説明を抜きにいたしまして、これまで日本側が一九五七年まで日本に固有の在韓の日本人の財産はあるということに主張をしてまいりましたその根拠は、アメリカの出した軍令三十三号というものは国際法違反である、こう考えられたから主張してきたわけですね。

○藤崎政府委員 簡単に申せばそのとおりでございます。

○戸叶委員 そうしましたならば、当時の条約局長であった——当時と申しますか、この問題が質疑応答に出ました第三十八国会のころの中川条約局長は、「軍令三十三号というものは、ヘーグの陸戦法規四十六条にきめてあるものを越えた措置であると考えております。」と、こういう答弁をされておるのです。この「越えた措置」というのは何かあるわけですか。それとも、三十三号というものはヘーグの陸戦法規四十六条に違反するものであると、そのものずばりと言つてもいい性質のものでした。越えた措置であるとは違いますか。

○藤崎政府委員 違反と言つてもよろしいと思ひます。

○戸叶委員 それでは、違反であることをなぜ政府は請求権の問題で、講和条約の二十二条には紛争の解決事項があるのですから、国際司法裁判所に提訴をして、そうしてこの問題を取り上げなかつたのですか。怠慢だといわざるを得ないと思ひます。

○藤崎政府委員 日本国との平和条約でそういう請求権を一切放棄しておるわけでございます。

○戸叶委員 ちょっと、そういうごまかしをしなさい。平和条約で請求権を放棄しているとおっしゃるのですけれども、この日韓間の請求権の問題で、しかも個人の財産というものは、平和条約の締結されたころは、韓国に日本人の残してきた財産権はあるという解釈で五七年まで持ってきたんじゃないですか。放棄したとは何事ですか。このころは、ヘーグの陸戦法規に、アメリカのとった軍令三十三号というものは違反であるんだというその根拠に立つて、韓国にある日本の財産というものはあるんだ、財産権はあるんだということに解釈してきていまのような問題になったのじゃないですか、そうでしょ。

○藤崎政府委員 平和条約四(四)項で言及しております軍令三十三号の措置というものは、終戦直後にとられたわけでございます。つまり、この平和条約前にとられたわけでございます。したがって、和約前にとられたわけでございます。したがって、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する、これに含まれるわけでございます。

○戸叶委員 それでは、この講和条約を締結したあと、いいですか、締結したあと、一九五七年まで岡崎外務大臣が国会でおっしゃつたように、韓国にある日本人の財産の請求権はあるということをやつておられるわけですが、そういうことはどこから出てくるのですか。放棄したといつても、このときにまだ放棄してないのですよ。

○藤崎政府委員 何か実態の問題と説明のしかたが、一時そういう説明のしかたをしたということと混同しておられるように思ひますが、もし四(四)項がアメリカ解釈のようにとられるのが正しい、いま日本政府はそういう立場をとつておるわけでございますが、四(四)項がアメリカ解釈のようには解釈されるべきものであれば、終戦直後にこれはもう完全に没収されておるわけでございます。

○戸叶委員 答弁を少しごまかしてしまつておると思うのです。いいですか。講和条約を結んだときには、まだ韓国にある日本人の財産権はあるんだというところは、はつきりしているじゃありませんか。五七年になるまであったのですよ。平和条約は、結ばれたのは五二年なんですよ。だから、その当時平和条約を締結したときは日本の財産権というものはあつたのですよ。それが五七年になつてなくなりましたという説明を出したわけじゃないですか。それでいま私がなぜそんな突然に異変したのかということいろいろ問題が起きたわけなんです。だから、平和条約ではあつたわけなんです。そのときには私有財産は認められていたわけなんです。ほかの私有財産なり財産権を講和条約で失つたのとはこれは状態が違ふのですよ。いいですか。たとえば韓国が日本の財産を没収したとか、なんとかいふならわかるのですよ。じゃなくて、アメリカがその間に介入しているのですよ。だからヘーグの陸戦法規に違反したと言つておるのじゃないですか。

○藤崎政府委員 軍令三十三号の措置というものは、終戦直後にとられたものであります。これは平和条約前にとられたものである。この軍令三十三号の措置が没収の効果を持つのだということであれば、これは平和条約の発効前にそういう効果があつたわけですね。それで、それに対して日本は請求権を放棄しておるわけでございます。

○戸叶委員 違いますよ。同じことを繰り返しますが、いいですか、軍令三十三号でアメリカは韓国にあった日本人の財産といふものを没収はしてないんですよ。ベストしたんですよ。取得したわけでしょう。そうしてトランスファーしたのです。韓国に協定によつて移譲したわけでしょう。しかし、そのことは認めても、韓国に置いてきた日本人の財産権はあるという解釈でございまして、なぜあるかというならば、軍令三十三号というものは違反であるからということでもつてずっと主張してきたわけですね。そうしてつ

平和条約を結んだその時点においては、韓国に置いてきた日本の財産請求権はあるという解釈をしてきておるんですよ。そうでしょう。平和条約を結んだのは五二年ですよ。そうしてずっと五七年になって初めて、おやおやあれは失ったものだという事で、つまりさっきおっしゃる通りに、韓国がアメリカに泣きついたものだから、それでああいう声明書を出したということを説明されたじゃありませんか。この時点においてあったのじゃないですか。だから当然平和条約の二十二条で、紛争処理の解決という事で、政府は申し入れをすべきであったというふうに私は考えます。訴えるべきであったと思います。

○藤崎政府委員 軍令三十三号の措置というものは終戦直後にとられたもので、もしその措置の効果として没収ということであるとすれば、その措置の効果については争いがあつたわけではございませんが、措置がいつとられたかということについては争いはなかつたわけでありまして、もしその措置の効果として単に管理とかいうようなこととばかりで、その措置の結果が没収であることとすれば、措置のとられたときから没収の効果があつたという事は否定できないわけでございます。それは平和条約発効時以前であるということでございます。

○戸叶委員 ちょっと条約局長、私はわからないのです。いいですか。この在韓の日本人の財産権というものの権利を五七年になって初めて放棄したのです。だから講和条約後におきまして、日本の政府は五七年まで韓国に日本人の財産権はありますよと答弁してきておるじゃないですか。ありますよと答弁してきておるじゃないですか。

○藤崎政府委員 私は見解を変えたという事を否定しておるのじゃないのでございます。ただ、その見解を変えた問題というのは、昭和二十年の終戦直後にとられた措置について見解を変えたわけですから、その措置がとられた時期というのは、平和条約発効時前なんです。だから平和条約によって

カバーされるという事は否定できないわけではございません。

○戸叶委員 しかし、ヘーグの陸戦法規に軍令三十三号は違反するのだ、それをいま認めたいんですよ。そうすると、日本人の在韓財産というものはずっとあつたわけなんですよ。それだから、あります、あります、ありますという事で、五七年まで国会の答弁で引きずつてきておるんですよ。そうでしょう。それなのに、平和条約の時点で日本はなくなりませんでしたかというのじゃあいつまでか合わないじゃないですか。それでは日本の国会でこういうふうにあるんですよ、ありますと言つてきたのはどういふことですか。ごまかしですか。

○藤崎政府委員 平和条約十九条の關係の説明は、先ほど申し上げたとおりでございます。四條(b)項の解釈につきましては日本政府の見解が変わつてきたことも、これも事実でございます。しかし、いま先生は、初めから四條(b)項の解釈について非常にリジッドだと申しましたが、見解をとつておつたように言われましたけれども、先ほど申し上げましたように、平和条約を国会の御承認をいただきましますときの国会では、当時の西村条約局長は、その後日本政府も結局賛成しましたアメリカ解釈と同趣旨の説明を申し上げておるのでございまして、その後それをどうしてああいう解釈をとつたかといふと、これは先ほど申し上げましたように、韓国との交渉技術上の考慮を加えてああいうふうに見解を変えたのだということでございます。

○戸叶委員 私の質問に的確な答弁をしていただけておられません。皆さんが聞いておるとおりでございます。西村条約局長がアメリカと同じ解釈になったというの五七年の日韓間の声明が出てからですよ。出ないうちにやつたとするならば、そういうふうな発表もしないで、一方においては、日本人の在韓財産権はありますよ、ありますよといふながら、アメリカのとつた行動はしかたがないから承知しますというふうな、両方両立して御答弁していただけたらいいです。そんなことはな

かったはずですよ。

○藤崎政府委員 平和条約が国会の御審議にかけられましたのは、一九五一年でございます。そのときに西村条約局長は、私が先ほど来申上げておるような趣旨で御答弁申し上げております。

○戸叶委員 それでは、西村条約局長は、韓国にある日本人の財産権というものは、韓国からアメリカに泣きつかれて、そうしてアメリカの解釈と同じような形の解釈をとつてきた。しかし、一方において、岡崎外務大臣は、五二年、五一年よりあとですよ。五二年において、在韓日本人の財産権はあります。こういうことを言っているのです。これは岡崎外務大臣ですよ。どう違うのですか。

○藤崎政府委員 したがうしまして、平和条約の御承認を受ける国会でとつた解釈と、その後韓国との交渉の技術的な考慮を入れて変えたと申し上げたわけではございません。それがまたものと申し上げに変わつたわけではございません。

○戸叶委員 私は、あんな答弁では納得できません。これは日本人の、しかも私たちの同胞の韓国に置いてきた財産権の問題に關係がございまして、いまこの問題が非常に大きな問題になっておりますので、総理大臣の御答弁を求めたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま藤崎君から説明いたしましたように、経過はそのとおりだと思ひます。ただいま、これはわが国民の在外財産の問題に關する重大な問題だ、かような御指摘でございますが、こういうことも含めていゆる在外財産問題審議会というものが置かれておるのでございまして、これが必ずこれを処置すると、こういうわけではございませんが、これによりましてどういふようの扱いをすべきかという事を審議しておるというのがいまの状況でございます。

○安藤委員 お静かに願ひます。

○戸叶委員 いまの総理大臣の御答弁は私が伺つていたことに對する答弁ではございません。国内の在外財産のことに對しての考え方を述べられたにすぎないと思ひます。したがって、私が先ほど来聞いておりました不審の点について総理大臣からはっきりとした御答弁を伺ひたい、こう思ひます。

もう一度繰り返しますならば、藤崎局長は、講和条約の審議されるころ、西村条約局長が、アメリカの考え、すなわち日本の在韓日本人財産というものを放棄したというふうな解釈をしていただけけれども、講和条約になって、その後においてはまた政府が変わつてきたのだ、そしてまた変わったのだ、こういうふうにおっしゃいますが、いやしくも日本の国の政府が、国民の財産に對して、ああでもないやう方というものは、許すべからざるのだと思ひますので、この点をしっかりとつておいていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来の経過は、藤崎君の経過についての説明でよく御了承がいたつたことだと思ひます。そういうことを藤崎君は端的に述べた事実のまゝを皆さまにお話をしたと思ひます。したがうしまして、この問題についての説明は、政府としてはそれより以上のものはございません。ただいま藤崎君の申ししたとおりでございます。この点を私も再度確認してお答えをいたしておきます。

○安藤委員 議事進行について松本君から発言を求めておられます。これを許します。松本君。

○松本委員 いままでの条約局長の答弁は経過報告だと言われるけれども、これは一國の政治を遂行していく上にはきつめて重大な問題なのでございます。その日韓の交渉のことを関連させて変更した、それが終わればまた変更する、こういう国民の基本的な権利に關する問題を、一条約局長の説明で、そのとおりでございまして、佐藤内閣がどういふ説明をもつて国民を納得させるかというその統一見解をはっきり出す必要がある。だから、ただ条約局長の言つたとおりでそのとおりでござい

ますしや済まない。だから、責任のある統一見解をすみやかにまとめて出してください。書面をもって出してください。いまずぐとは言わないから、あとでちゃんときちっと、責任のあるものを出してもらえればいいのだから、いまずぐと書面をもって出す約束だけしておいてください。

○佐藤内閣総理大臣 いま私が総理大臣として責任を持ってお話したのでございます。それでその答えが不十分だと言われているのですが、また統一見解というような、意見が違つておるものでもございせん。だから、そういう点もこれははっきりしている。ただいま書面をもって云々と云われるのは、これは委員会のことでございまして、委員長がまた皆さん方と相談してきめることだと思ひます。

○松本委員 委員長にあらためて要求しますが、政府の責任の持てる見解を統一見解として文書でもって提出するよう委員長から要求してください。時間があれば継続しますよ。ないから統一見解を一応出してくださいと言っているんだ。運営上の問題をこころは考へてやっているんだから……。

○安藤委員長 ただいまの御要求は午後三時理事会上において御相談申し上げましょう。

○戸叶委員 私はまだたくさん質問がありますけれども、留保をいたしておきます。

さらに、いまの問題につきましては、あとの理事会でその統一見解を出すか出さないか相談するとういうようなことでございまして、私はそれでは納得できません。ぜひとも出していただきませんと困りますので、出すように委員長としてお取り計らい願ひたいと、こういうことを要望いたしまして、まだある質問を留保して、そして私の質疑を終りたいと思ひます。

○安藤委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、この際、午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後一時五十九分開議
○安藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。春日一幸君。

○春日委員 日韓条約に對するわれわれ民社の基本的な態度は、平和外交をわが国が推進するにあたりましては、すべての国々と仲よくせなければならぬが、まずもって一衣帯水の關係にある韓国とは正常なる国交の回復をはかることは当然のことである、このような意味合いと、さらには、わが国がボツダム宣言を受諾いたしましたその結果として、なお多くの懸案事項をかかえておるが、これらの問題は、しよせんは解決をはからなければならぬ、このような要請の上に立ちますならば、わが党は、日韓条約を進んでこれを認むべきであるという基本的態度の上に立つておるものであります。しかしながら、はたしてそのような目的が達し得るものであるかどうか。すなわち、その条件となるものは、この条約の内容にかかっているものであります。したがって、私も、この条約に対する賛否の態度については、本日以降つづきにその審議を行なうことによりまして、はたして有効にこれらの諸目的を達成いたし得るような内容、条件であるのか、あるいはまた、この条約が後日日韓両国に多くの問題点を誘発するようないかならないか、あるいはその目的と反して、さらに逆の方向に向かうようなこととはないかどうか、これらの問題について十分内容を審査することによって、最後にその賛否の態度を決定しようというものが、わが党のこの条約案に對する方針であります。

私もがそのような基本的態度と方針に立つて日韓諸条約のメリットとデメリット、これを検討いたしますと、まずもってメリットとしては、ここに日韓国交の正常化、漁民の安全操業、それからボツダム宣言受諾以来の懸案の解決などの点があげられるのであります。またデメリットとしては、竹島問題が実質的にたな上げにされるような心配、第二には、対北鮮關係を複雑にする

ようなおそれはないか、第三には、李ラインの形式的な存続のおそれはないかなどがそれでありまして、われわれはこの審議を通じて、以上のメリットとデメリット、これをひとつ十分検討いたしまして、批准がもたらすべきマイナスイメージがあらば、それをできるだけ最小限に食いとめるための歯どめ手段はないものであらうかどうか、さらにはまた、批准しなかつた場合に予想されるマイナスイメージについて同様の検討を加えて、これらの利害得失を慎重に比較して賛否を決定しようというものが私どもの心がまえであります。

私は、以上の認識と決意に立つて、以下重要な諸問題について政府の所見をたしたいと思ひますので、政府の側におかれまして、そのようなお心がまえで御答弁が願ひたいと思ひるのであります。

まず最初にお伺いをいたしたいことは、政府が日韓条約を締結した外交の基本路線についてお伺いをいたしたいと思ひます。政府はいかなる外交路線に立つてこの条約を結んだか、これが日韓条約の性格とその価値を決定する重要なポイントだと考えます。すなわち、この条約の締結が、たとえば反共体制の強化とか、あるいは自由主義陣営の結束というような観点から行なわれたとした場合は言えないで、それは決して普遍的な平和外交と意図がそのようなものでありたいとしたならば、これは、日本は韓国との国交正常化と引きかへに、今後わが国が真剣に取り組まなければならぬところのソ連、中共、北鮮など、隣接共産圏諸国との外交關係をみずから閉ざすことにはならないかとおもんばかるものであります。したがって、佐藤内閣がこのたび日韓条約を締結するにあたって、その外交政策の基本方針とされたものはどのようなものか、すなわち、それは普遍的な平和と善隣外交か、それとも一定の条件を持つ限定外交か、この際その基本方針を総理から明らかにいたされたいと思ひるのであります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまお尋ねのありました

たわが国の基本的態度、これは今日までしばしばお答えをいたしましたのであります。その点に誤解はないだらうと思ひますが、ただいまお尋ねがありましたように、どこまでも善隣友好、平和に徹した外交でございます。これはさかのぼって考えてみますと、サンフランシスコ条約締結に際しまして、戦後の日本が新しく誕生したそのときから、もう平和に徹する、しかも善隣友好、すべての国と仲よくしていく、外交關係を樹立していくという、こういう立場でございまして、したがって、サンフランシスコ条約を締結しました国はもちろんのことでございますが、この平和條約を締結しなかつた国に對しまして、この友好關係を樹立することに熱意を示したのでございまして、その後におきまして東欧諸國等ともこの友好關係を結んだのは、ただいま申し上げるようなサンフランシスコ条約締結の際に示した平和に徹する、そうしていづれの国とも仲よくしていく、その立場に立つての考え方でございまして。今日におきまして、この基本的な考え方に変りはないのでございまして。ただいま御指摘になりましたように、あるいは反共軍事同盟を結ぶとか、あるいは自由主義陣営だけの強固なる結束をねらつたんだとか、こういうような、故意にいられたそういう意味の批判を私ども聞くのでございまして、それではなくて、私がしばしば申し上げますごとく、平和に徹する、すべての国と仲よくしていく、これが私の外交の基本理念でございます。もちろん、これは無条件でかように考えたものでございまして、仲よくすると申しましたも、相手の国が十分わが国の独立を尊重し、しかもまた、わが国の内政に干渉しない、こういうことは、相互に独立を尊重し合ひ、また干渉しないということがその基礎であることは申し上げるまでもないのでございまして、そういう立場に立ちましてわが国は平和的な外交を進めていく、善隣友好の外交を進めていく、また同時に、そういうような立場に立つての憲法の制定であつた、私がかように考えるのであります。その点誤解

のないようにお願いしておきます。

○春日委員 もし今回の日韓条約の締結が、ただいまわが党の述べましたことがよく、しこうして総理が御答弁されましたがごとくに、すなわち、普遍的な善隣友好外交の一環として推進されるものであるとしたならば、それを裏づけたいたしめるために、少なくともわが国と隣接する共産圏諸国との間にも同様の友好関係を打ち立てるよう努力されなければならないことは当然の事柄であろうと思ふのであります。そのためには、政府は今回の日韓条約の締結を一つの契機といたされまして、これまでの政府の共産圏外交のあり方、これを基本的には是正する必要があると思ふが、政府のこれに対するお考えはいかがでありますか、総理より御答弁をお願いします。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま申し上げますように、当方はいづれの国とも仲よくしていく、こういふ考え方で進めております。今日の状況のもとにおきまして、さらにこれにつけ加えるものがあるのではないかと、かようなお尋ねでございますが、私は、まず隣国と友好親善関係を結ぶ、そのことがスタートラインだ、かようなことを申しましたが、このスタートラインというのは、ひとり日韓だけの問題ではないのであります。同時に、ただいま御指摘になりました、あるいはソ連、あるいは中共等の問題をいかに処理するか、こういうような問題に当然発展していくべき事柄でございます。私は、民社党の諸君が今回の日韓の条約批准に際しまして、現地に調査団を派遣された、そうしてつづきその実情を調査してこられた。ただいま日本政府の考え方については私が申し上げるとおりでございますが、調査されたところで、おそらく韓国側も同じような考え方をしているのではないか、先ほど疑念を持たれるような軍事的な意図がないとか、あるいはまた、自由主義陣営だけのそれだけの強固さ、そういうものをねらったものでないといふことは、私は日韓双方においてひとしく言えることではないだろうか。この考え方をやはり私もはさらにふえ

んし、それを推し広げていき、そうしてソ連等と関係をさらに密接にしたい、かように思ひます。ただいま中共とはどうか、あるいは北朝鮮とはどうか、こういうお話がございしますが、いままで中共との関係におきましては、いわゆる政経分離の形におきまして交渉を重ねていく、これは、私がことしの春、一月にアメリカを訪問いたしました際に、実ははっきりわが国の方針としてアメリカをしてこれを承認したというふうないきさつもございします。その後におきまして、私もはこの経済交流をさらに拡大していくようにあらゆる努力を続けてまいりましたのでございます。

また、ただいまお話のありました、北朝鮮は一体どうなるのか、この点につきましましては、今回の条約の承認を求めるこの委員会におきまして、あるいはまた本会議等におきましても、いわゆる朝鮮半島において韓国と交渉を持っておる、そういう関係で北朝鮮との外交関係をただいま樹立するというわけにはまいりませんけれども、しかし、実際的な処理はしなければならぬのでございしますから、そういう意味においてのケース・バイ・ケースによつて処理していくという在来の方針には変わりはないと申します。さらに、今後の情勢の推移等をももろろん勘案いたしまして、今日のこの状況に長くとどまるといふことは、私は適当な方法ではないと思ひますので、たとえば、韓国においては一日も早く南北統一の単一政権ができること、これが朝鮮民族の期待でもあるだろうと思ひますので、そういう方向に進んでいく、そういうふうな方向にまいりたいと思ひますし、また中共自身につきましましては、これはただいま重大な国際問題でございますから、簡単にその処置をきめるわけにはまいりませんが、中共自身も国際的に喜ばれ、みんなから歓迎される、こういう状況におきまして平和が維持され、祝福されて国連に入ってくるような事態がくることを心から望むものでございします。

私が申し上げたいことは、大体そういう点で御

理解をいただけるかと思ひます。

○春日委員 総理並びに関係大臣にお願いをいたしたいのであります。私が、私どもは実にこれ七人目に質問の機会を得たというわけでございます。限られた時間の中で多くの疑問をたださなければならぬという重要な使命をになうものでございします。したがって、私もできるだけ疑問を集約いたしまして質問をいたしますので、御答弁の側におかれましても、質問をいたしました焦点に合わせて御答弁を限定をお願いいたします。そして、多くの問題が限られた時間内に解明ができれば、多うに御協力を願ひたいと思ふのでございします。

そこで私は、当面する共産圏外交の懸案について具体的に伺ひたいと思ふのであります。それが、ただいま総理の御答弁によりまして、平和外交を推進するといふこの決意には変わりはない、そのような積極的意欲を持っておる、こういう御答弁でございました。けれども、中共に対しては政経分離だといふ従来のその態度を堅持して譲られるところがないのでございします。政経分離といふことは、経済的にはL方式とか何とかで民間貿易はやっていく、政治的には交際をしないものであるといふこと、政治的には交際をしないものであるといふこと、一体政府が、すべての国々と仲よくしよう、これが平和外交の基本的理念であり、その理念の上に立つて推進するのだと言われても、何かしらいま誇らしやうかに中共とは政経分離だといつておつて、それで、平和外交の普遍的な理念の上に立つて普遍的な推進をはかるといふことと矛盾しませんか。私は、この点については、やはりこれを契機として自主独立、平和三原則の上に立つて、断固たる外交路線の改善を願わなければならぬと思ひます。申し上げます。申し上げるまでもなく、中共には七億の住民がおります。したがって、現実に有効な支配がそこにあります。したがってわが党は、さきに一つの中国アンド台湾という方式を打ち出しました。砕いて言うならば、二つの中国方式でございまして、その後にいってドゴール政権もこれに対して同様の意を表しました。そ

の後わが党の西尾委員長がイギリスに参つて、時のウィルソン首相とお会いをいたしましたときに、全くそれ以外に解決の道はないものであると、同様の意を表しておるのでございします。したがって、いまやこの中共を正統政府として承認をいたしまして、中共の国連加盟の実現のために協力する、中共政府と正常なる国交関係を樹立する、こういうようなことは、次第に国際世論の中において必要なことであり、むしろ当然なことであると、その世論は高まっておりますと思ふのでございします。このような国際的な情勢を踏まえて、わが国の対中国政策をいかに樹立すべきであるか、これを考えるならば、政経分離だ、政経分離だといつて、ほかの一つ覚えみたいにそんなことを言つておつて、普遍的な平和外交の路線を推進するのだといつたつて、これは国の内外に向かつて説得力を持ちますか。言うこととやることが一つでなければならぬと思ふ。私は、中共に対しては外交方針についてこの機会に何らかの改善、改革を必要とすると思ふが、重ねて、この点に対する総理の御決意をお述べ願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は先ほど来日本の態度、これをしっかりと申し上げたと思ひます。もちろん、こういう事柄につきましては、相手の国も十分理解を示し、また平和的に国際社会の協調を得ると思ひます。そういうことがだんだんと問題を解決するゆえんだと思ひます。ただ、いま春日君の御意見として、民主社会党がかねてから発表しておられるような、中国の代表権を北京政府に与える、また、国民政府は台湾だ、かような考え方、これは簡単にかような結論は出てこない、かように思ひます。ただいままで私も、台湾にある国民政府と条約を締結し、そうして権利義務を生じております。これは忠実に私どもがこの権利義務を履行しなければならぬ立場に置かれております。また、中共を支持する国々は、中国の代表権を中共に与える、そういう意味で国府追放の考え

○春日委員　まあ、国会論議を通じて、ともに国家のために問題の解決、前進をはからなければならぬと思うのでありますが、たとえば領土問題の解決なくんば国交の正常化をはかり得ないなどといわれておりますけれども、今回日韓条約において竹島の領有権の処理の問題のごとき解決のしかたもあり得るわけでございます。たとえば、両国間において紛争問題があり、その時点において最終的解決をなし得なければ、何らか交換公文の中心において明示して、後日この問題を時間をかけて平和的に話し合う、こういうようなやり方もあり、現にあなたはこれをやっておるのであります。したがいまして、私どもはこのような前例が、悪例であるにいたしましたもなし得る限界においてベストを尽くしていく、そうして一步步つ前進をはかつて、平和と安全と福祉のために貢献をしていく、国交ということば、外交権を持つところの唯一、国交の名にふさわしい、ついでに外交権を持つ

老國民の名において國民にかゝつて外交権を握つ唯一者として當然の義務であると思う。いまでも機運が成熟していないなどといわれておりますけれども、あの日ソ戦争状態終結宣言がなされましてからかれこれもう十カ年を経過する。この間において何らそういう問題について話し合いをしていかなかったとするならば、自民党政府の意慢はまさに糾弾されなければならぬと思うのです。私まはそういうような意味合いにおいて、平和共存の機運も高まり、貿易協定から航空協定まで、あるいは領事条約の問題まで話し合われておるとするならば、領土問題については当然わがほうの主張を蔽然として貫きつつ、なおせんじ詰めて、ソ連との間に正常な平和条約——これはサンフランシスコ講和条約以来の大懸案なんでありまするかきもあら、当然これを佐藤内閣が手がけてしかるべきものであると思う。前向き姿勢で前進されんことを強く要望いたします。

問題は、北鮮にある朝鮮民主主義人民共和国、これとの外交関係の改善をどのようにしてはかつていくかという問題であります。私はこの際あらためて政府に伺うのでありまするが、一体、政府

は韓国政府の性格についてどのように理解をいたしておるか。すなわち、韓国というのは朝鮮全体を統治すべき唯一の国家であると理解しておるか、それとも、三十八度線以南にある一つの国家であるのか、政府の認識は、この見解のうまいずれをとるか、見解をお述べ願いたいと思います。

○推名国務大臣 休戦ライン以南に対して有効な支配、管轄権を及ぼし得る政権である、かように考えております。

○春日委員 ならば、北鮮に対する政府の態度について伺います。

日本が三十六カ年に及ぶ併合統治は朝鮮全体に対して行なわれたのでありますから、したがって、わが国の朝鮮民族に対する反省は、これは本来ならば朝鮮全体に対して行なわれるべきことが当然である。それがたまたまの時点においては、国際情勢等のしからしむる結果として、さしあたり韓国とだけ正常化し、一応その部分の朝鮮の人たちに反省の実を示そうというのが、今回の日韓条約締結の趣意であると思う。この際、わが国としては、同時に北鮮に千数百万の朝鮮の人々があることを忘れてはならぬと思うが、これに対する政府の考え方はどのようなものでありますか。

○推名国務大臣 御承知のとおり、終戦以来国連が南北朝鮮の統一を目標といたしまして、いろいろな努力を続けてまいりましたのであります。これが結果するに至らず、やむを得ず南の部分にだけ有効な支配を及ぼし得る合法的な政権ができたという次第でございます。今回日本といたしましては、この南北の統一を待つということとはほとんど半永久的ともいわれるくらいに考えておりますので、とりあえずこの国連の認めておる有効な、合法的な政権というものと国交を回復した次第であります。今回の条約は、一切休戦ライン以北の問題には触れておりません。いわば白紙の状態である、こういう次第でございます。

○春日委員 もし佐藤総理が日ごろおっしゃっているように、わが国は平和に徹し、すべての国と

友好関係を維持するという政策をとられるならば、その意味からしても、北鮮に対してはわが国が好意的であつていいの、あるいは挑戦的であつていいの、これはおのずから明らかであると思う。韓国内部において、南北の間に戦争関係があり、いま敵視関係がありといえども、それは韓国南北相互間の問題であつて、日本といたしましては、かつて同じ日本国民であつた、かつての兄弟である、同胞である、関知したことでないと言つてもいいくらいのものであると思うのです。

ね。だとすれば、北鮮千数百万の国民の諸君も、とにかく何といつても、われわれの三十六カ年間の併合統治の中で、われわれは善意に基づいてこれを統治したと自負いたしておるが、相手にすれば、異民族の統治を受けたということは、今日沖縄の同胞諸君がアメリカによつて統治を受けておることに對して、限りなき苦痛を感じておると同じように、それ相當の苦痛があつたものとわれわれは同情せなければならぬと思う。だとすれば、この北鮮の諸君に對しては、イデオロギーがいかがあるうとも、それは別の問題である、国と国との関係、人と人との関係、これを十分に認識するならば、少なくとも北鮮に對しても友好の意思を表明するということは当然のことであると思う。

しかるに、政府の態度は何でありますか。北鮮に對しては白紙であるとか、北鮮にはわが国の請求権が残つておる、南の分は全然要らないのだ、このような二様の態度に出るということが、はたして普遍的な善隣友好、平和外交のあり方であると考えておられるのか、この点總理よりあらためて御答弁を願いたい。

○佐藤内閣總理大臣 韓国と北鮮との関係、これはしばしば問題になっておりますように、いわゆる朝鮮半島に二つの実質的な権威があるという問題でございますが、この場合にいわゆる分裂国家と申しますか、あるいは対立国家と申しますか、同一民族が二つの権威のもとに統治されているという、これはたいへんな不幸でございますから、これが単一になるということを心から願つて

おる。その基礎的なものはこれも御了承いただいたと思ひます。いままでの外交的慣例から申しますと、こういう場合に片一方の国を承認した国は、他のほうと外交関係を樹立しない、これが今日までの外交慣例でございます。したが、いまし

て、今日南の韓国を承認してある国が七十二、外交関係を持つておるのが七十二ございしますが、これは北の国とは外交関係を持つておらない。また二十三方国が北を承認し、これと外交関係を持つておりますが、これらの国々も南の韓国とは外交関係を持たない。これが大体今日の外交上の慣例でございます。また私どもは韓国自身を、占領された当時からGHQの一つのメンバーとしてこれを相手にしてまいつておりますが、これは韓国でございします。ことにこれが独立して以来は、また

国連自身にも決議がございましたから、それを尊重してまいつておりますので、そういう関係がありますから、北とは外交関係を持たない。しかし実際に北と北があること、これは無視できないのでございします。今回の条約を締結するにあたりまして、南とは話をした、しかし北とは全然話をしておりませんから、その関係においては白紙であり、その関係においては事実の問題としてこれを処理していく、これがいわゆるケース・バイ・ケースということになっております。これはいづれにいたしましても、この状態は韓国民、朝鮮人にとりましてたいへんな不幸な状態だと私は思

います。朝鮮民族としては二つに分けられたことはいへん不幸だ、だからこれが一日も早く単一国家になることを希望しておられるだろうし、また私どももそういうものが実現してくることを心から願つておるということが、今日の状況でございます。

○春日委員 心から統一されることを願つておられる、北の方々もまことにふしあわせな立場に置かれ、まことに同情を禁じ得ない、こういう趣意に伺ひました。だとすれば、北は白紙だ、北には請求権が残つておるのだ、向こうが何かくれと言つてきたら、こつちもよこせと言ふのだというよ

うなことを言い放つておつて、それがまことに御同情にたえない人々に対するごあいさつですか。北はいまのところ外交上のしきたり、慣例、ルールがあつて、同一国家と称するものに二つの政権がある場合に、二つの政権を承認することができないので、万やむなくこういう態度をとつておるのだとするならば、私は経済的交流であつて、文化の交流であつて、そこには精神面において示し得る最大限のものを、政治的に措置でき得ないものも心の面で披瀝して、そうして心のありかを相手に示すという態度があつてしかるべきであると思う。それなのに、北鮮は白紙だ、韓国から何らかの抗議があるとオールストップだ、こういうようなことは適當ではないと思ふ。われわれといへども不可能なことをあえて述べておるわけはない。したが、いまして、この際はさきまな

る国際情勢のもとにおいて北鮮を承認することは不可能であるといひますならば、その境界において、経済的交流でありますとか、文化の交流でありますとか、あるいは経済の援助があつてもいいと思ふのです。そういうような事柄もひとつ大いに進めていく、それだけの矜持がなければならぬ、心がまえがなければならぬ。私は、この間東南アジア諸地域を民社党調査団の一員として参りましたけれども、私はそのときカンボジアで感心いたしましたことは、あのシアヌーク殿下が、心にもかくにも国内は反共政策である。民社同盟の一派政治である。けれども、外交は北京政府に

一〇〇%依存をいたしておる。このような実態から考えまして、この北鮮は共産主義の国ではあるけれども、われわれとは歴史的に特別の関係にあるので、かつてきようだいであった南半分の諸君にこのような友好親善、互恵平等の関係でさまざまな措置を講ずるとするならば、北鮮に對してもこういう態度でいくのだ、これが示されて初めて、あなたが韓国と日韓条約を結ばれるというその目的と意義というものが、まさに普遍的平和外交の路線の上に立つものであるということが立証されると思ふ。そのことなくしては、言つておる

うなことを言い放つておつて、それがまことに御同情にたえない人々に対するごあいさつですか。北はいまのところ外交上のしきたり、慣例、ルールがあつて、同一国家と称するものに二つの政権がある場合に、二つの政権を承認することができないので、万やむなくこういう態度をとつておるのだとするならば、私は経済的交流であつて、文化の交流であつて、そこには精神面において示し得る最大限のものを、政治的に措置でき得ないものも心の面で披瀝して、そうして心のありかを相手に示すという態度があつてしかるべきであると思う。それなのに、北鮮は白紙だ、韓国から何らかの抗議があるとオールストップだ、こういうようなことは適當ではないと思ふ。われわれといへども不可能なことをあえて述べておるわけはない。したが、いまして、この際はさきまな

る国際情勢のもとにおいて北鮮を承認することは不可能であるといひますならば、その境界において、経済的交流でありますとか、文化の交流でありますとか、あるいは経済の援助があつてもいいと思ふのです。そういうような事柄もひとつ大いに進めていく、それだけの矜持がなければならぬ、心がまえがなければならぬ。私は、この間東南アジア諸地域を民社党調査団の一員として参りましたけれども、私はそのときカンボジアで感心いたしましたことは、あのシアヌーク殿下が、心にもかくにも国内は反共政策である。民社同盟の一派政治である。けれども、外交は北京政府に

一〇〇%依存をいたしておる。このような実態から考えまして、この北鮮は共産主義の国ではあるけれども、われわれとは歴史的に特別の関係にあるので、かつてきようだいであった南半分の諸君にこのような友好親善、互恵平等の関係でさまざまな措置を講ずるとするならば、北鮮に對してもこういう態度でいくのだ、これが示されて初めて、あなたが韓国と日韓条約を結ばれるというその目的と意義というものが、まさに普遍的平和外交の路線の上に立つものであるということが立証されると思ふ。そのことなくしては、言つておる

こととやっておることと違ふ。だから、この日韓条約の評価とその価値、これが変わってくるのである。この点について、政府は責任を持って御答弁を願いたい。三十六年間の併合統治をしたということが、わが国の立場からすれば、善良にその職務を果たしてきたと自負いたしておるであらう。けれども、いま沖繩の同胞諸君があのように悲運の中にも日々の生活をしていくことをあわせ判断するならば、われわれの独断がいかがあるうとも、相手方は辛酸に満ちた三十六年を過ごしてきた。その人々に対するわが国の応待は南北同様のものでなければならぬと思う。政治情勢が許されずば、政治以外の面において、まさに政経分離の形の中においてもなし得ることはなすべきであると思う。この点に対する将来の方向、決意をこの際お示しを願っておきたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来申しましたように、同一民族が単一国家に形成することができないという、これはたいへんな不幸であり、民族のほんとは悲しい状況だ、かように私思いますが、そういう意味で、一日も早く民族の単一国家ができることを心から願つておる。これは願うだけじゃなくて、われわれも機会あるごとにそういう努力をしなければならぬ、かように思つております。ただいま韓国と北鮮との関係におきましては、これは両者が長く争つてきた、戦争状態にあったものが、ただいま休戦状態に入つておるということで、いづれは私が申し上げるような形において解決されることだと思ひますし、私も日本政府として特に考えなければならぬのは在日朝鮮人の問題だ、かように私は思ひます。終戦後、日本人であつたものが、本人の意思のいかんにかかわらず日本国籍を失つた、そうして韓国人あるいは朝鮮人だ、こういうようなことがいわれておる今日のこれらの方の処遇の問題。これが一つの具体的な問題としてどう考えるかといふことだと思ひます。私も、この日韓条約によりまして、いわゆる韓国籍を持つ韓国人に対する永久居住権その他のこれらの手続等をするに

なつておりますが、そうでない方々に対しましては、わが国に住んでいる、終戦後からいろいろわが国がこれらの方々を処遇してきたその処遇を、今回の条約締結で変更するというのではないといふ、かような処置をとつております。これは一般外国人とは、そこに特別な関係、違った関係があるように思つております。この点が、在来から日本人であり、一緒に住んでいた、こういう形のものでありますだけに、特別な考慮が払われていて、この点を御了承いただきたいと思ひます。

○春日委員 御答弁は必ずしも全的に満足すべきものではございませんけれども、しかし、政府が、共産圏諸国とも、わけて隣接する共産圏諸国とも友好善隣の関係をできるだけ推し進めていきたいという決意があるといふことに理解をいたしまして、しかしながら、問題は、それを裏づけるのは今後のあなたの方の具体的な外交政策の展開にあります。積極的に強くそのことを推し進められることを期待いたします。質問を進めます。

次は、巷間で、一部の日韓条約に対する反対論者が、この条約の締結が日韓軍事同盟を誘発するおそれはないかですね。おそれはない、それからこれがさらに東北アジア軍事同盟に発展する性格を内包しておるとかの議論がなされておるのでございます。

これについて質問するのでありますが、私は、今回この条約案について質問に立つにあたりまして、韓国内部においても多くの反対議論が熾烈に行なわれておる。よつて、その反対議論の内容はどのようなものであらうかと、いろいろと韓国の事情についても調べてみました。特にわが党現地には派遣をして、それらの実情についてもあまねく調査を進めたわけでございます。ここに日韓条約をめぐる韓国の世論というものがございまして、これは韓国の新聞雑誌の論調を中心にして集約したものでございます。これは私はあまねく通読したのでありますが、その中にこういうのがございます。それは国民は調印に不満――東亜

日報、六月二十二日付の社説でございます。この中にはこういうことがございます。国交妥結後の事態はどうなるであらうか、政府が希望している東北アジア軍事同盟は日本がおくびにも出さないでいることが明白となつたと言つておるのでございます。すなわち、日本国内において反対論者が、これが日韓間の軍事同盟を誘発するとか東北アジア軍事同盟に発展するとか言つておるが、向こうは、そういうことについて日本政府がおくびにも出さない、すなわち、このことは、韓国としては、北鮮の軍事侵略の脅威にさらされておる。よつてこの際日本と条約を締結することによつて、その中に何らかの韓国の軍事強化が期待されておつたものと思はれる。ところが、その交渉で、その韓国の反対議論によりまして、日本はこれについてはおくびにも出さなかつたことが明白だから、こんなものは何にも無価値なものであると反対をいたしております。さらに、これは在京大学教授団の反対宣言書であります。それに理由として、この条約を強行する韓国の理由として、日本と提携して反共体制を強化するところにあると主張しており、アメリカも同じくこれをあと押ししてきた、しかし、日本側は依然として韓国交正常化が反共のための措置では決してないことを明らかにしておる、これは全く屈辱外交だ、韓国の諸君は、この条約の中に何らかの軍事供与、韓国の軍事強化あるいはまた軍事的性格といふものを期待しておつたけれども、そういうものが何もないのだから、こんなものはだめだと言つておる。しかし、日本側では、そういうものがあるからだめだと言つておるのですね。全くこれは異様なことに思はれる。だから私は、過去十四年間にわたつたこの交渉に携つた自民党政府にお伺いをいたしたいのであるが、その交渉の過程の中において、韓国から何らかのこの種の要請がなされたことがあるか、またあつたとするならば、それに対して日本政府はどのように応待してきたものであるのか、その経過の過程に

おいて、彼ら韓国民が新聞社説で論じ、大学教授団が宣言書で非難をしておるがごとくに、何らかの軍事事項をこの条約の中に設定する、このような要請があつたかどうか、事実関係をつまびらかにいたされたい。そうして戦争とか、あるいは軍事同盟に発展するおそれありとする日本国民の前に、その真相を明らかにして、その不安の解消をなされたいと思ふのであります。

○権内閣総務大臣 結論的にまず申し上げます。軍事上の要素といふものはみじんもございせん。十四年にわたる両国の交渉の過程におきましても、こういうことは少しもないのであります。そしてさらに申し上げます。今回のあるいは軍事強化のためにはしないかといふのは、経済協力の問題であると考えますが、経済協力の問題は、ひたすら韓国の経済建設のためにこれは役立てたいといふのでありまして、協約の明文にもそのことが書いてある。なおまた、これらの附属文書にも、兵器弾薬等は一切含まない、こういうことが特にしるしてあるのでありまして、これらの経済協力の問題を今後推進するにいたしまして、両国の間にそれあるいは合同して組織がつくられ、それが韓国の経済復興に役立つかどうかという観点からこの問題を十分に検討して、そして適格であるものを選ぶ、こういう構想が一貫して貫かれておるのでございまして、いま御指摘のようなことは毛頭ございせん。また、向こうからさような提言があつたことも一度もございせん。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま外務大臣からお答えいたしましたように、交渉の途上におきまして、こういう問題について、軍事関係について話し合いが持ち出されたことは全然ございせん。ただいまお読みになりましたが、私もその材料を持つておりますが、東亜日報で、わが方の希望してきた東南アジア軍事同盟は、日本が夢にすら見ていないことがすでに明らかとなり、また丁一権國務総理も、この問題につきまして、東北アジア軍事

同盟に關して私個人としては現段階では期待を持てない、なぜならば、現在日本は憲法で規定されているとおり、自国内の警備のための自衛隊という警備軍を有しているが、それは国内の警備と治安維持の任務にのみその設置目的がある、日本が憲法を改正しない限り、東北アジア軍事同盟を編成した場合、国軍を編成しこれに加入することを予測することは困難であると思う、以上のように丁一権総理もはつきりこの問題のなかつたことを明言しておられます。私も日本政府といたしまして、いままでの交渉において、十四年間一度もこういう問題に触れたことはないということをして、この機会にはつきり申し上げておきます。

○春日委員 わが党は敢然として、この条約の中にそのような心配があるならば、これは断固として阻止しなければならぬ、そのような心配が全然ないならば賛成しなければならぬという、このような賛否の態度をかけて質問をしておるのでございますから、私は、ただひとり政府の答弁を待ちたい。私は、韓国の反対議論の大いなる骨子となつておるものが、軍事同盟というものについて期待しておつたけれども、何もない、かすみだいなものだ、だから反対だ、こう言つておることを伺ひましたのでございしますが、期待しておつたからには、このような結果を得るまでその過程において何らかの要請があつたかとお尋ねをしたが、そういうようなものはなかつたということでございます。だとすれば、それはそのように承知をいたしておきましよう。

質問を続けます。

次は基本条約についてであります。この条約第三條にいう総決議百九十五号(Ⅲ)の拘束力、この法的拘束力を伺います。総決議は勧告的性質のもので、国連加盟国を拘束するものではないのではないかと問われておるが、これに対する政府の見解はどうでありますか。

○椎名國務大臣 これは拘束力を持つておりません。国連軍が觀察したまま、委員会が觀察したままを本部に伝え、本部がこれを採択して決議したものであります。そのまゝこれを引用して、韓国はかくかくのとおり政權であるということをするにすぎないものであります。

○春日委員 拘束力はない決議ですね。そんな拘束力のないようなものを少なくとも国連の決議と銘打つて、それが国連の何人をも拘束しないとある。そのような權威感なきものをこのように基本条約の本文の中に持ち来たつておるといふことは、一体どういふことでございしますか。

○椎名國務大臣 結局その本文の中に、朝鮮民族の大部分が居住しておる朝鮮半島の一部に、かくの有力な支配、管轄権を及ぼす政權ができた、この事実を引用しておりますので、ここにわれわれが相手にしておるところの韓国の管轄権といふものがはつきり出てまいるのであります。請求権その他の關係協約等の中で、これが基本となつていろいろな協約が發展をしておる、こういうことになるのでありますから、決して無用なものではないと思ひます。

○春日委員 じゃ、ちよつとこれは何うのであります。この百九十五号(Ⅲ)は、その後しばしば再議決が重ねられたといへ、当初からだいぶ變つてきておるわけですね。反対の国も最初は四カ国なかでありましたが、いまでは十何カ国にふえてきておる。非常に變化を生じてきておる。國際的な信頼感もずつと變つてきておる。もし將來國際情勢が重大なる變化を生じて、これが根本的に修正されるとき、時と場合によつてはこれが否決されるような場合、この三條はどうなるんですか。

○椎名國務大臣 これは事實の報告に基づいて、その報告のごとき性格を持つておる政權であるといふことを述べたのであります。この事實がつまり韓国の管轄権といふものの実体をあらわしておるのであります。これに支障を生ずるような事態がもし發展すれば、これに應じてまいることが當然のことではありますけれども、ただ、毎年総

会において繰り返されるこの確認の票数がいかように変わりました。少しもその影響を受けることはないでございします。

○春日委員 それはおかしいと思ひます。すなわち、百九十五号(Ⅲ)は、その朝鮮委員会がその地において觀察し、かつ協議し得たところという抽象的なものの表現なんぞでございします。それが、そういう場所といふものが今度否決されたら、あるいは何らかの修正をされるということになつてくれば、三條の効果は變つてくると思ひます。よつてもつて日韓條約の管轄権全体が變つてくるから、条約全部に影響を与えてくるのではないかと思ひます。この決議をずっと見てみますと、最初第三回總會においては、これは反対が六であつた。棄権も一であつた。ところが、その後ずつと反対も棄権もふえてまいつております。反対が十一になつて、いまでは棄権が二十四になつてきておる。七、八年たつて反対が賛成よりも多くなつてしまつたと、これが否決されてしまふ。しかもその管轄権の地域を明示するこの第三條が、觀察し、かつ、協議し得た地点といふものはどの地点かといふことを明示してないんです。あの連中がそこに行つて見てきて相談した場所といふ場所は一体どこなんですか。それはこの条文中には何も書いてないのでございします。あなた方がどう理解をしておるか知らないけれども、条文中に書いてなければ、条文自体がその機能を持たなくなつてくるのではないかと。

○椎名國務大臣 これは一九四八年に國連派遣の委員会が明言しておるとおり、朝鮮民族の大部分が居住しておる部分、そしてこれに有効な支配と管轄権を及ぼし得る政權ができた。こういう事實は、結局その当時の休戦ライン以南ということになるのでございまして、これに關しては寸毫の疑いも持ち得ないところであると思ひます。そしてこの政府は、これら地点に居住する住民の自由なる意思の表明であるところの選挙に基づいて政權ができたのだ。これは國連の委員会が觀察し得る限度においては朝鮮半島におけるかような種類の

唯一の政權である、合法政權である。あくまでこゝういふ事實の認定に基づいて、その言ふとおりのこれは政權である、韓国政府である。こゝういふことでございしますから、この事實は、いかにその後の表決がどうなるかと、事實はあくまで變つたない、こゝういふことになると思ひます。ただ、百九十五号の決議の中には、その他のこともいろいろ書いてございします。あくまで基本条約三條の引用したのは、以上私が述べた事實に基づいて、そういうようなことは政權である、こゝういふことを言つたのでありますから、この点は變つたやうがない。万々一もしも韓国の管轄権の範圍がその後何かの事情によつて變動するといふことになりますれば、これはその基礎となる事實關係が變化したのでありますから、これに對して適當なる調整を行ななければならぬといふことになるだらうとは思ひますけれども、さういふ事態はわれわれはいま想像できない。でありますから、決議の情勢が多少の變化をしてもこの問題は動かない、かやうに考へております。

○春日委員 これは法律關係は後ほどまた検討するといひまして、一九四八年に朝鮮委員会が觀察し、かつ、協議し得たところといふのは、一体政府はどこといふに理解しておるのですか。

○椎名國務大臣 あの当時、臨時朝鮮委員会だと思ひますが、その委員会が、全朝鮮について統一選挙を國連の觀察下において行なつて、こゝうしたのでありますけれども、休戦ライン以北には北鮮のきびしい拒否があつて立ち入ることができなかった。でありますから休戦ライン以南を觀察した。こゝういふことになつてます。

○春日委員 南北戦争で休戦が行なわれたのは一九五〇年ですね。それから二年たつた後に休戦が行なわれたのだから、休戦ラインなるもの設定は一九四八年にはないんですよ。ないものをそれだといふことは、一体それはどういふことですか。たとえば神武天皇が橿原の宮に日本國を建設された、そのときには北海道なんかどうなつておつたか知らぬけれども、とにかくも入つてはい

なかったと思うのです。實際の話がその後ずつとたつてから入ってきた。休戦ラインというものはその時点にはなかったのです。一九四八年のその時点においては休戦ラインはなく、その後戦争が起きて押し合いへし合いした結果、二年後に休戦ラインが設定されたんです。だから、その観察した場面と休戦ラインというものは、その見に行つたときに休戦ラインがあるならばそこでよろしいよ、ないものを見ようがないじゃないですか。どこを見たのか、抽象ラインだ。

○**椎名國務大臣** 間違いました。その当時は三十八度線です。そしてその後朝鮮事変が起つて、そして休戦ラインがわずかの変更をした、こういうわけでありまして訂正いたします。

○**春日委員** 私は、管轄権というような、この条約がどこに向かつて適用されるかというようなことは基本的な大問題でしょう。こんな大問題について、間違つておりましたとは何事ですか、實際の話がですよ。これは重大な問題ですよ。わが党内ならびにきなり辞表の提出を求めなければならぬ問題だ、實際の話が。休戦ラインなのか、三十八度線なのか、これは明確になすべき問題であると思う。休戦ラインというものはその時点においてなかったんだから。しかるに政府の文書の中には全部休戦ライン、休戦ラインといつてきたわけですよ。いままでの本会議の答弁でも、いろいろな答弁で休戦ライン、休戦ラインと言つてきておる。重大な間違いをおかしてきておる。管轄権が休戦ラインと三十八度線とは同じものじゃない。以通つたものであるかもしれないけれども、同一のものではないんですよ。同一のものでないし、性格も違うものを、椎名外務大臣ともあるう者が、これで間違つておるといふようなことについては大な責任があると思う。ただ間違つておつたと思わないで、その責任についてこの際国民の前に陳謝しない。そして統一解釈を明らかにして、今後は政府の理解は三十八度線である、休戦ラインなんてとぼけたことを言わないといふことをはっきりしなさい。

○**椎名國務大臣** あくまで国連がその当時觀察したのは三十八度線以南でありまして。その後の朝鮮事変のいきさつを経て、その形が多少の修正を経たのでございますが、(春日委員「多少とは何ですか、竹島の問題も大問題なのに」と呼ぶ)しかし、この決議の趣旨は、その後においても採択されておるのでございまして、その趣旨においては、このラインが変更されても百九十五号の決議の趣旨はこれに当てはまるものという解釈をとつております。

○**春日委員** 問題は、韓国の国会の議事録を見ると、これは韓半島全域に及ぶと向こうは解釈をされておる。日本国はいままで休戦ラインだと言つておつたが、きょうからは三十八度線ラインだと言ひ直すにしても、これは違つておる。この条約の効果の及ぶ範囲というものが違つておるといふことは重大な問題だと思ふ。これはたださなければならぬと思ふ。だから私は組織的に質問をしますから一べんひとつ御答弁を願ひたい。

まず、ここに日華平和条約の事例に徴しますと、日華平和条約締結の際、条約の効力の及ぶ範囲については、日本国全権委員から中華民國全権委員にあてた書簡、これは「この条約の条項が、中華民國に關しては、中華民國政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨のわれわれの間で達した了解」こういう交換文書が交換されておつて明確なんです。すなわち、条約は相手国とこちらとの間に共通の理解が確實に取り決められておらなければならぬ性格のものであると思ふ。ところが、国内においては、休戦ラインであるのかあるいは三十八度線であるのか、どちらでもいいみたいなことを言つておるし、向こうは韓半島全域に及ぶものであると理解をいたしておる、こういうことなんでございませうね。でございませうから、ここであらためて確かめておかなければなりませんことは、この三十八度線なるものは全く固定したものか、あるいは流動性を持つものであつて、日華平和条約の書簡のうちに、今後韓国の支配地域は、あるいは何らかの

事情があつて休戦ライン以上にも及び得るものであるのか。支配地域がこれ以上に及ぶならば、この条約の適用もそのように伸びていくものであるのか。たとえて言うならば、韓国が武力で北進をした場合、その地域はこの条約の適用地域となるのか、あるいは北鮮が南進した場合、韓国のこの管轄区域がそれによって減少した場合、その条約の適用地域はそれ分だけ削減されるのか。国連総会決議百九十五号(III)の解釈との関係においてこれは問題になると思ふ。これはどういふふうに政府は受け取つておるのか。相手方との上にはどのような了解に達しておるのか、明確にいたされたい。

○**椎名國務大臣** 百九十五号におきましても、有効に支配と管轄権の及ぶ範囲と、こう言つておりました、必ずしも三十八度線以南と、こう言つておるわけではないのでありまして、これが重大な、広大な地域について変更があつた場合ならば、私はしばらくおくといひまして、多少の変化は当然包含し得るものと考へる次第であります。が、なお、その件につきまして、条約局長から法律的な見解を申し上げたいと思ひます。

○**藤崎政府委員** 日華平和条約と比較してのお尋ねでございまして、日華平和条約で御引用になりました交換公文で達しておる適用範囲を限定するという目的は、この基本条約の第三条で達せられておる、かように考へるわけでございます。それじゃ、なぜこの日華平和条約のように、支配の範囲が広がった場合にはそこに適用するといふような条文を設けなかつたかと申しますと、日韓間の場合には、たとえば請求権の処理の問題にいたしましても、現在管轄のものにあるといふところを区切つて問題を処理いたしておりますので、自動的にその範囲を拡張していくといふわけにまいらないという関係があつたからでございます。

○**春日委員** 韓国政府は、韓国国会においてこの問題についてどのように説明をいたしておりますか。

○**椎名國務大臣** 詳しく向こうの国会の議事録を

調べたわけではございませんけれども、私の承知しておる範囲においては、韓国の憲法が全半島に及んでおるといふことを基本にいたしまして、そして今回のこの条約によつて、日本がこの韓国の領土と申しますか、憲法上の領域も認めたのだ。ただ事実上その支配権が及ばないという瑕疵ある状態に置かれてはおるけれども、本来の領土は全半島に及ぶのだ、これを日本が認めたので、今後は北鮮が日本を相手にしているいろいろな國際的な行動を越こすといふことは一切封ぜられたのだ、こういうような説明をしておるやに私は聞き及んでおります。

○**春日委員** この問題は、相手がどういふ解釈をしようかと、わが国の解釈を、この質疑を通じて厳然と日韓兩國並びに世界に向かつて明らかにしていかなければならないと思ふのであります。が、すなわち、韓国の領土管轄権の範囲については、大韓民國樹立の基本的条約が、一九四八年十二月十二日の國連の決議文である。この決議文で大韓民國は文字どおり韓半島における唯一の合法政府である。かような理由で、今後日本国が北鮮からいとな正常な外交關係あるいは領事關係を結び得る可能性を封じたことと述べ、北朝鮮、すなわち朝鮮民主主義人民共和國はかいらい政權であり、本来韓国の管轄権は朝鮮半島全土に及ぶと解釈をいたしております。このことは韓国の独断であり、かつて気ままな解釈をほしつておるだけのことであつて、日本国は全然関知してないものとここで断定的に宣言できますか。宣言できるなら内閣総理大臣より宣言を願ひたい。――宣言をしなければ宣言しないからほかのことを答弁願ひます。これは間違つたものであるのか。わが国が三十八度線を厳然としてこの管轄権として理解し、その意味において調印をしたものであるのかどうか。内閣総理大臣の責任において御答弁を願ひたい。

○**安藤委員長** 椎名外務大臣。

○**春日委員** ちよつと待つてください。どういふ

わけであなただけ出てくるのか。あなたなんかは答弁を求めていないんです。いやいや、総理に答えて答弁を求めたら総理が立って答弁をなすべきである。答弁ができないなら答弁できないと、韓国が言うのとおりが正しいなら正しいとおっしゃい。韓国一権総理大臣が言うことが正しいならば、われわれはそれに判断をなすべきである。ただし、外務大臣が言うように、三十八度線以南が管轄権の及ぶ範囲でありとするならば、厳然たる権威をもってそのような御答弁をなされるべきである。

○佐藤内閣総理大臣 外務大臣がいろいろ折衝したので、外務大臣からお答えさせようと思いましたが、総理が答えなければいかぬということですから申し上げます。

御承知のようにこの基本条約第三条「大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。」この書いてあるとおりを私は私どもは考え、またこの趣旨に沿って条約を結んだわけでございます。これより以上の何もございません。したがって、先ほど来現実の問題として外務大臣からお答えしたとおりでございます。

○春日委員 日本国の総理大臣が、この問題についてあえて明確なる答弁を避けられるというのは一体どういうわけか。(佐藤内閣総理大臣「明確です」と呼ぶ)明確じゃないです。韓国の言っておることが違つておるならば違つておる、わが国の理解は、すなわち三十八度線以南に限られる、こういう解釈ならば、そのようにここで御答弁なすつてしかるべきじゃございませんか。百九十五号に述べられておるといって、あとで説きまされども、百九十五号の述べ方は理解に苦しむ。というよりも、百九十五号をそのままに読めば、丁一権総理大臣が解釈されるようにしか解釈されない、というよりも、丁一権内閣総理大臣が解釈して国会で答弁しておるような解釈も文理上成り立つということである。読みますよ。これは

「大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが」こういうふうにすると読めば、丁一権内閣総理大臣が、韓半島における唯一の政府であるから、韓半島全体に管轄権が及ぶんだと韓国で述べおるような文理的解釈が成り立ち得るのである。だが、それが違つたのであるならば、日本国の確信は何であるのか、このような質問のときに、内閣総理大臣が、韓国内閣総理大臣が韓国国民に向かって述べおるように、責任と権威を持って国民の権利と義務のその限界を明らかにすべきである。当然のことじゃありませんか。

○佐藤内閣総理大臣 韓国の総理がどういうつもりでそのような説明をしたか。これは韓国憲法を説明しておるといふように私は解釈しますが、ただいま第三条に規定してあるところのものは、はっきり申し上げますが、先ほど来外務大臣がお答えしたように、百九十五号(Ⅲ)というものは、現実とその管轄の及んでいふ範囲、これは明確にいたしておりますので、これは議論の余地がございません。

○春日委員 議論の余地はないという、その議論の中身の具体的なものは三十八度線以南に限定せらるものであります。法制局長官、あなた、どういふわけでお出でくるのだ。全然よくと関係ないよ。

○佐藤内閣総理大臣 私は、先ほど外務大臣がお答えいたしましたように、わが国の考え方は非常にはっきりしておるのでございまして、この百九十五号(Ⅲ)が明らかに示しているとおりのこと、このとおりでございまして、それ以上のものは何も考えておりません。したがって、いま丁一権総理の話というのは、この百九十五号(Ⅲ)で明示しておるものとは違つておるようには私にはどうも考えます。先ほど来申し上げておるようには考えておりますので、管轄権を實際に及ぼしているものは休戦ライン以南であること、これは明白でございます。

○春日委員 またそれ休戦ラインと言つても困りますね、三十八度線が正確だといふ外務大臣が言つたばかりじゃございませんか。休戦ラインですか、三十八度線ですか。三十八度線と休戦ラインは違ふのです。

○佐藤内閣総理大臣 現に管轄権を持っておるものは休戦ライン以南だ、私はかように考えております。

○春日委員 休戦ラインですか。ただいま外務大臣は、この管轄の及ぶのはいままで休戦ラインと言つてきたけれども、それは間違ひであつた、三十八度線だと言つておる、そのときには休戦ラインはなかつた。いいですか。そこで三十八度線とこの条約が適用されるのは休戦ラインか、あるいはどちらなんです。国連決議を引用しようとするば休戦ラインはないのです。引用しようという時点にないものを一体どうして理解するのです。引用しようと思つたつて、二年先にならなければ休戦ラインはあらわれてこないのですよ。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど外務大臣が答えたのでございますから、外務大臣からその点を明らかにさせておきます。

○椎名国務大臣 一九四八年に觀察した地域は、三十八度線以南でございます。しかし決議は、三十八度線とも休戦ラインとももちろん書いてない。現に有効な支配と管轄権を及ぼしておる区域、こういうことになっておりますから、その後、朝鮮事変を経て有効に支配管轄権を及ぼす範囲というものは広がつて、そして休戦ラインになつておる。現に支配権の行なわれておるのは休戦ライン以南でございます。

○春日委員 わかりました。明らかにいたしましたことは、丁一権韓国内閣総理大臣が韓国国会において述べられておるこの種の理解、全半島に及ぶということとは間違ひである。日本国政府の理解は三十八度線以南、休戦ライン以南、こういうぐあいに確信を持って御答弁ありますね。よろしゅうございますか。

○佐藤内閣総理大臣 これは誤解があると困りますが、先ほど来申し上げておりますように、有効な管轄権を持っておるその地域、それは先ほど来申し上げるようには休戦ライン以南、韓国の憲法その他はどういうふうになっているか、それは韓国の問題でございますので、私どもの関与するところではございません。

○春日委員 それでは、有効な支配権を及ぼし得る範囲というものは、言うならば固定的であるのか流動的であるのか、これは仮定の問題でありますからいかかと思ひますけれども、しかし、法理論の解釈としては、ただしておかなければならない。あらゆる場合、どのような変化を生じてくるか、これはわれわれの職務である、職権である。よろしいか。いま申し上げましたように、韓国が武力北進をして伸びた場合、あるいは、北鮮民主主義人民共和国が武力南進をしてその現在の管轄権が圧縮された場合、それはそのまま変化をしてくるのでございませうか。すなわち、日華条約のような変化を事實上に発生してまいるものと理解すべきか、いかがでありますか。

○椎名国務大臣 百九十五号は、あくまで現に有効な支配と管轄権を及ぼす範囲、こう言つておりますから、その場合には増減があり得るわけでありませう。

○佐藤内閣総理大臣 いま外務大臣がお答えしたとおり、これはもうこの協定、この条約を結んだ、その際の現時点で条約を結び、協定を結んだ、こういうことであることは間違ひない。その点は御了承いただきますが、同時にまた、ただいま休戦協定をいたしておるわけでございますから、例に引かれましたような武力北進だとか、あるいは南進だとか、こういう事態は、この休戦協定を順守しておる限りにおいては問題にならない、そういうことは起こり得ない、かように思ひます。

もう一つつけ加えて申し上げたいのは、国連も南北統一といひますが、単一国家の出現することを心から期待しておりますし、そういう意味合い

におきまして今後も努力が払われる。かような状態をお考えいただいて、いわゆる実力あるいは実力行使による事態の変更、実問題の変更というよりなことはたゞいま考えるべきでないということとを申し上げておきます。

○春日委員 それは違ふのです。それは違ふのみならず、重大な疑義を後日に残すものです。流動性がない、固定のものである。こういううまいにいままで説明をされてきた。すなわち、休戦ライン以南に固定されたものである、すなわち条約締結の時点において管轄権の及んでおるその地域に對してこの条約の効果が及ぶものである。こういうふうな述べられてきたんだが、そうじゃない、伸び縮みがあるんだ、管轄権が伸びるに従ってその適用地域は伸びていく、減ったならば減ってくるんだということだと、これは問題は非常に重大だと思ふのです。

それからもう一つ、大体この休戦協定なるものにも問題があると思ふのです。総理、休戦協定にも問題があると思ふのです。例の休戦協定が締結されたとき、これは予備会談に国連代表の一人として白善輝という人、協定にも国連代表の一人として崔徳新少将が加わったが、協定には、これは朝鮮人民軍最高司令官及び中国人民志願軍司令官を一方とし、他方は国連軍總司令官であつて、韓国軍司令官は休戦協定に判を押してない。だから北朝鮮は休戦協定を守るといふ國際責任がある。けれども、韓国政府それ自体には固有の責任がないと思ふ。そういう問題をもあわせ内包する問題として、この管轄権の流動性、固定性を判断するとき、ここに重要な疑義があると思ふ。けれども、この問題は、いまここで決着をつけるというところではないか、でありましょうから、したがって、これは永末質問に譲ります。わが党の永末君がこの問題について深く探求されておるようでごさいますから、あなたのほうも、その質問までに……

〔発言する者あり〕

社会党がやっちゃう。——社会党にやられちゃう

なら、おれがやるよ。(笑聲) 社会党にやられちゃうから、ぼくがやる。

まず、問題の起點は、この基本条約第三号(三)に明らかに示されていることと朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。とあるけれども、百九十五号(三)というものは、唯一の合法政府なるもの、そんなふうには書いてはいない。そんな基本条約第三号に書いておるようなうまいに百九十五号は書いておらん。すなわち、その前段には、觀察し、かつ、協議し得たところの朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府が樹立されたこと、それで、この問題については、あやまたしめたことは、前段に日本はウエートを置いておる。前段にウエートを置いておることを、臨時朝鮮委員会が觀察し、かつ、協議し得たところというところ、ウエートを置いておる。ところが韓国は、この前段が書かれていないものだから、この三条の中に前段がことさらにサイレントになつておるのです。したがって、その後段にウエートを置けば、これは朝鮮にあるところの唯一の合法政府としか書いてないものだから、文理上それを読み下していけば、われらが唯一者だと、こういうことになつてきて、實際問題としてこの文章の書き方に問題がある。だから、こういうような困難なる問題を表現するときには、同じような台湾の問題においても、やはり中国大陸というものを念頭に置いて、困難なる条約の締結であつたから、したがって、交換公文や交換文書等によつてその疑義を解明するの措置がとられておる。だから何となく八百長の表現がとられておるのです。韓国さんについては韓国さんの言いやすいように、韓国全土に及ぶように、三条におけるその百九十五号(三)の引用を、ただ後段にウエートを置いて、かつ、そのことをのみ書き通しておる。そうして、日本国

が理解しておるところの百九十五号(三)の前段は、ことさらにこれをサイレントにしておる。(「してない」と呼ぶ者あり)そうか。してないと言つたて書いてないじゃないか。(発言する者あり)いや書いてないよ、それは。だから、こういう二様の解釈の成り立つような文言というもの、私は、これは危険だと思ふのです。少なくとも条約といふものは、両国がやはり正確なる合意に達しなければならぬではないか、共通の理解を把握しなければならぬではないか。向うは朝鮮じゅう全部だと言つておる。こちらは南だと言つておる。ところが、専門的につづきに検討していけば、そういうような解釈も成り立ち得る、こういうような理解も取りつけ得る。そんなやしいことを——何かこれは宝さがしか、マジックか、クロスワードみたいなもので、適当ではないじゃないですか。何らかの交換公文を取りつけておくか、あるいは国会においてき然たる宣言か、あるいは附帯決議か、この問題はわが国のこの三条に關する有権的な解釈を厳然と打ち立てておかなければならぬ問題であると思ふが、この問題については、いづれは各党の理事間その他において、最終段階において、危険が後日に及ばないよう、問題を後日に新しく植えつけることがありませんように、十分善処されんことを望みます。

次は、私は管轄権問題についてお伺いをしたいと思ふのでありますが、これは三十八度線以北にははたして及ばないのでございませう。何ものも及ばないのでございませう。あらためて御答弁願ひます。以北にはこの条約の効果も何も及ばないのでございませう。

○椎名国務大臣 ただいまの現状では、休戦ライン以北には及ばない。

○春日委員 そういたしますと、ここに日韓漁業協定では、専管水域と共同規制水域について規定しておるが、専管水域は、これは三十八度線以南に限定されておる。これは韓国の漁業に關する水域に關する交換公文でありますか、これで三十八度線以南に専管水域は限定されておることが明らかである。ところが、共同規制水域は、日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定第二号、これは北朝鮮沿岸に接する水域、もつともその領海は除かれておりますけれども、すなわち朝鮮半島全土に關連するものとなつておるが、これは一体どうしたことか。三十八度線以北には及ばぬと言つておいて、本日渡された地図によつても明らかでありますが、三十八度線以北、これまでずっと貫かれておるが、どうしたことか。以北には及ばないと言明された總理の管轄権に關する考え方とこれとは首尾一貫しないではないか。どういふことでありますか。農林大臣、御答弁。

○坂田国務大臣 御存じのとおり、漁業水域並びに共同規制水域の問題ですが、ともに合意によつてこれはいくわけでございます。ところが、漁業水域の問題は、排他的管轄権を持つておる必要がある。それがなければ、いかに合意があつてもそれは効果がなければなりません。したがって、その排他的管轄権を有するその沿岸地までは延び得るわけでございます。

○春日委員 形式的に言へば、あるいは法律的にはそのようなものであるかもしれません。けれども、本来、大陸だであるとか、保存水域とかいふものは、通例、沿岸國が自國の海岸に接する水域について設定することが國際慣例になつておる。すなわち、自國の海岸に接しない水域に設定するといふことは、これは全く異例のことである。ことに今回のように、南北朝鮮の間に敵對關係がありまして、その一方との条約を結ぶときに、北朝鮮の沿岸水域に日本と韓国との間の共同規制水域を設定するといふことは、三十八度線以北には何事もこの条約の効果が及ばないと言われておる政府の態度、方針とは相異なるものではございませうか。

○坂田国務大臣 先ほど漁業水域の問題と二つ申したのでありますが、共同規制水域のほうは、これは公海の中に行なわれることでありまして、資源を保護するといふ趣旨をも加えて行なわれておる、兩國のいわゆる合意によつて定められるも

のでございまして、これは公海の上において行なわれる、こういうことに御了承願いたいと思ひます。

○春日委員 一体このような共同規制水域を設定することの効果は何でありますか。公海だから、だれだれが行くところなんだし、北鮮からも来れるんだし、ソ連からも来れるんだし、中国からも来れるんだし、だれでも行けるんだし、だれでも行けるんだし、ことさらに北鮮が気にしておるその北鮮の沿岸区域に——何十里も離れておるまじやう、それは領海に向かうですから、法律上には差しつかえはないかもしれないけれども、だれでも行けるといふところにそんな共同規制水域をつくらなくたって、日本の漁船は自由にそこへ行ける。そうしてかりに乱獲を防止する協定を結んだところで、他国が来て自由に漁獲していけば、それをとがめるすべもない。何のためにそんなことをやるんですか。人の気にさわるようなことをやらぬでもいいじゃないですか、実際の話が。三十八度線以北には及ばぬと云っておる。そうしたら、首尾一貫して——漁業専管水域ですら、韓国の漁業専管水域が三十八度線によってストップされておるものを、日本がことさらにそのような共同規制区域を設定してその片棒をかつぐ。これは何だかしら、これが遠く韓半島全部を取り囲んで、そうしてこの日韓条約の効果も及ぶかのごとき多くの作業の中の一つの作業をなしたような誤認を北鮮政府に与えるような心配はないか。こんなものをやる必要はないじゃないか。やるについては、何らかの意義と目的と効果がなければならぬ。何にもないじゃないか。だれが行くこと、とれるところである。共同の乱獲防止のためにそんなものをつくったところで、人がとっていけば何にも効果がない。共同規制区域の協約を結ばなくたって、日本の漁船が行こうと思えば単独でとれる。何にも意義もない、効果もない、こんなものをつくって北鮮の神経を刺激する必要いづくにかある。答弁してみなさい、何か積極的の必要があったのかどうか。

○坂田国務大臣 この漁業水域の場合は非常に刺激すると思うのです。この場合は、公海の中で両方がそのことを合意の上でできるということでありますから、別に刺激もないと思ひます。

○春日委員 何を言っているか、わけがわからぬですね。外務大臣、御答弁。

○椎名国務大臣 結局、公海の中でございまして、公海の海面に関する問題でありますから、これは日韓の両国の間だけの関係でありますから、これを漁業共同規制区域として設定しても、別にどこからも苦情がくるわけでもないものでありますから、なし得ることでありまして、やったというまでのことであるうとわれわれは解釈しております。

○春日委員 私は、法律だとか協定だとかいうような問題は、すべてその根拠をなすものは、国内法はやはり道義、条理の上に立つて法律はできると思う。国際条約、協定といえども、国際道義、条理の上に立つてそういうようなものは結ばれると思うんです。ただ、韓国と北鮮との間にあのような敵対関係がありますときに、韓半島をめぐって、その周辺全部に、これを全部取り囲むような形で日韓間に共同規制区域をつくるということとは、北鮮政府にとって平気でしょうか。たとえば、お互いの家のまんな前に便所をつくられたり、玄關の横つちよに便所をつくられたり、あるいはそこに騒々しいことをやられたり何かすれば、お互いに突合問題としてかんにさわるじゃございせんか。あの独占漁業水域ですら、三十八度線でも韓国はとめておる。それを、魚がとれるか、とれないかもしれない、そうしてそんな共同規制区域をつくらなくたって魚は自由にとれる、また、乱獲防止の協定をしたって、他国がくれば全然効果はない、そんなところに、言うならば、朝鮮民主主義人民共和国の玄關先へ、その敵視関係にある他の一國と取り組んでそのような地域を設定するといふようなことが、すべての国々と仲よくしやうという立場にあるわが国のつつましやかな態度のあらわれと言ひ得ますか。そんなものはやらぬでもないじゃないか。そんな失礼なこととはやらぬでもないじゃないか。何も効果がないんだから。なぜそういうようなことをやったんですか。三十八度線以南に現に限られる、北鮮の地域を白紙として、その存在はオースソリティーとしてこれを認めるというふうな見地の上に立つならば、そんなような事をかまえる必要いづくにかある。そのようなことをやったことは、愚かしきさの限りと言ひ過ぎるを得ない。(笑聲) ちよつとこれは言い過ぎたかもしれない。(笑聲) これは大いに御反省の上、この点については何らかの調整をして、自主的に出漁を日本は取りやめるとかなんとかいうような措置が実際問題として望ましい。もののはずみで、日韓交渉の間で、韓国の要望を押え切らず、ついふらふらとこんなことに賛成してしまつたのかもあらうけれども、わが国がその条約の効果の及ぶ範囲といふものの管轄権をほんとうに神経質に厳密にこれをとらえるならば、共同規制区域なんというふうなものをつくって、相手の神経を刺激するといふのは、愚かしきことである。したがって、今後の協定の実施にあつて、この地域には日本からは出漁しないとかなんとかいふような措置をとることによつて、こ

ういふような摩擦を避けていけることが望ましいと思う。いかがでありますか。

○坂田国務大臣 申し上げたことでありますが、なおことばの不足もあると思ひますので申し上げますが、共同規制区域のほうはその神経をとがらすようなこともなからうと思ひますが、それが、それをしからば置いたかという問題であります。これは李ラインがそのままで引かれておりますので、共同規制水域の中にそれを包含——いわゆる李ラインでなしに、共同規制水域という中に包含して、そして資源の問題も、また漁業の実績もそれで十分見ていこう、こういうわけでございます。御了承願ひたい。

○春日委員 李承晩ラインは、日本漁船に関する限り事実上なくなつたのだ、こういうふうになつたのだ、これは理解しておつただけども、この共同規制水域といふものがなければ——三十七度三十分ですか、あれから以北の東経何度と書いてございすけれども、あれがなければやはり李承晩ラインといふものは存続される、こんなとぼけた交渉をしておつたのですか。全然韓国に關係のない北鮮地域の沿岸区域まで、韓国はその平和ラインといふものを武力によつてなおかつ将来とも日本に向かつて行使する、こ

ういふような意思表示があつたので、これは困つたということ、その口実としてこ

ういふものが設定された、こ

ういふに理解するのでござい

ますか。日韓の友好親善をはかることのために、このよう

な大きな大胆なる措置をとつてその実をあげようとするときに、李承晩ライン、しかもその北鮮の沿岸区域にある平和ライン、そんなものも共同規制区域がなくなれば撤回されないう形になるのですか。その効力を持つのでございすか。

○佐藤内閣総理大臣 まず一つお答えしておきますが、李承晩ラインは、私どもは、国際法上違法なものである、不法なものである、したがって、これは絶対に認めない、こ

単に伺いますので、簡単に御答弁を願いたいの
ありますが、総理がいま室外に出られておしま
したときに特に私が申し上げたことは、そんな
ところに共同規制区域をつくったところで、意義
もない、効果もない。というのは、乱獲防止のた
めに協定したとしても、どこの国でも来れる公海
であるということですね。また、公海なんだから、
そんな協定がなかったって、日本の漁船は自由
に出漁できる、こういうことなんです。そんな
ものをつくる必要がどこにあるかということなん
です。しかも、北朝鮮の接岸区域ではないとして
も、とにかくその領海と若干の距離を隔ててそこ
にそういうものを設定して、しかもそれが韓半島
全部をすうと取り囲んだ形になっておれば、そ
の図面を見せられたところの北朝鮮オーソリテー
はこれは気になるじゃないか。たださえ韓国は、
韓半島全域にこれが及ぶのだと言っておる。全域
に及ぶさまざまな事柄の中のひとつがここに実
施されたかのごとき悪い感情を相手を抱く。そんな
ことを、意義も目的も積極的な必要性もないの
に、この時点においてこの際やる必要はないでは
なかったか、そのことを言っておるのです。だから、
やってしまったからしようがないから、せめて
は、そのような刺激を与えるような行為——そ
の共同規制区域には日本は出漁しないような行政
措置、行政指導、こんなものがあり得るであらう
が、その点を考える、こういうことを言っており
ました。いかがです。

○佐藤内閣総理大臣 政府は、このラインは日韓
両国の申し合わせだけで、第三国を縛るものでな
い、この点もこれをはっきりしておきたい。しか
もこれは公海の部分だということを御了承いただ
きたい。

ただいまお話しのように、実際問題としては、
さようなところで線を引かなくても、行かなけ
ればそれでいいじゃないか、こういうようなお話
もございます。ただいま、そこまでできたことが
いろいろの誤解を受ける、こういうことで御注意
があったようでございますが、これが実行にあた

りまして、私どももかような意味で北を刺激する
ようなことはしたくないということだけ申し上げ
ておきます。

○春日委員 いろいろと問題がございしますが、第
二陣、第三陣にバトンタッチいたしまして、そ
の問題はさらにせんじ詰めてまいりたいと思いま
す。

質問を進めます。

第一番に、竹島の帰属に関する問題であります
が、この間これについては松本七郎君から詳細に
韓国国会における李東元外務大臣の国会答弁が述
べられました。ところが、そのようなことごとく
否定の答弁ばかりであるかと申しますと、いろい
ろと調べてまいりますと、これについては、八月
十四日の韓国国会本会議で、李東元外務長官は竹
島問題についてこういうふうに述べておるのです
ね。「紛争の平和処理に関する交換公文に従って
処理される」と、それまで述べてきた答弁とは
違ったニュアンスで述べられておる。これは八月
十五日の朝日新聞の朝刊に報道されておりますの
で、そのような事実関係があったかどうか、これ
を伺いたい。これは「竹島は紛争処理の対象とな
り得る。ただ、合意の手続方式がまだきまってい
ない。したがって、韓国側が応じなければ、国際
司法裁判所や第三国の調停は不可能である。」と
いう後段の歯どめはございしますけれども、交換公
文としては、竹島は紛争処理の対象となり得ると
言っておる。こういう答弁をなされた事実があり
ますか、いかがでありますか。

○後宮政府委員 ただいま御指摘ございましたよ
うに、本会議の段階において、李長官が、そうい
うふうな——ニュアンスと申されましたが、趣旨
の答弁をした情報は、私のほうも聞いておりま
す。

○春日委員 さすれば、国民の前に、この問題に
ついて本日までの審議は、竹島の帰属問題につ
いてアブソリュートリー・ノーという向こうの答
弁というふうにここで述べられておる。あなた方
は当然、韓国においてどういふぐあいに述べられ

ておるかぐらひのことは御研究があつてしかるべ
きだと思ふ。そのように述べられてもおるが、こ
のようにも述べられておる、そのような情勢の中
に立つて、われわれの理解は、韓国との紛争問題
であり、交換公文の中に取上げられる問題の対象
たり得る、現に李東元外務大臣はこういうふう
に述べておるのだということを、国民の不安を解消
するためにも、当然述べられてしかるべきではな
いか。どうして、こういうような答弁があつたら
あつたと、積極的に述べられないのであるか。た
だ向こうが否定的に、そんなものは問題としない
のだ、全然相手にしないのだ、その点については
外務大臣も内閣総理大臣も承認しておるのだ、こ
ういふことで問われて、それについてもそもそ
何かわけのわからないような答弁をしておつて
これじゃ問題を氷解する形にならないではない
か。条約締結の責任者たるの責任的態度とはい
がたいではないか。いやしくもこの問題につ
いて、李東元外務大臣が、竹島は紛争処理の対象
となり得るなどと本会議で述べておる事実があつた
ら、国民の疑いは晴れていくではないか。いかが
です。

○椎名国務大臣 基本的にはわれわれは、今度の
条約の締結に關係した人々がどこでどういう説明
をしておるかというところにあまり重きを置きた
くない。条約は、一度書かれた以上は、これに
關係しておる人の主観によつて左右されるべきも
のではないのでございまして、あくまで条理に
よつてこれを客観的に解釈していきたい、そうい
う態度をとつておりますので、だれがどこでど
ういふことを言つたというのを一々私はこれを取
り上げて、これに対して無用な抵抗を試みるとい
うようなことよりも、書きおろされた条約の成文
というものによつてあくまで解釈するという態度
をとつていききたいと思ふのであります。竹島の問
題につきましても、日本からこの領土権の主張を
する趣旨の抗議文が三十数回、また向こうから同
様の抗議文が二十数回出されておる。終戦後で
ございします。それ以前のことはしばらくおとし

て、終戦後においてもそういう状況で、日韓間の
きわめてこれは重要な紛争問題であるのでござ
います。これを今回の紛争処理に関する交換公文
において、竹島はこの紛争から除くということ
は書いてない、そうすると当然両国の紛争問題に
なる、こういうことになるのであります。向こう
の当局がいかなる場合にどういふ説明を試みよ
うとも、この事実を曲げることはできない。そして通
常の外交ルートによつてこれが解決をはかる、も
しできなかつた場合には、両国の合意する方法に
よつて調停にかける、こういうことになつており
ますが、そのとおり一字一句厳密に詮議をいたし
まして、両国の間で調印がかわされて今日に至
つておるのでございまして、いかなる調停にも応
じないというふうなことを言つておるかに伝へ聞
くのでありますけれども、いやしくも調停にかける
と言つた以上は、いかなる調停も認めないとい
うことは、これはもう条約違反である、そういうこ
とでございまして、この日韓条約が効力が有効に
なりまして、そして適当な機会にこの問題の解決
のために両国の間で折衝をはかりたい、こう考
えております。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま春日君から指摘
がありました。もちろん、国民各位の理解のもと
にこの問題を解決したい、これが政府の責任で
ございしますから、御指摘になりましたように、より
親切な、また材料もそろえて、そして国民の理
解を得るよう努力をいたします。

○春日委員 私は、いまの外務大臣の答弁は不満
です。われわれはよく理解する、相手はどうい
ふかに判断しようと思ふに、そんなばかな
ことがありませんか。自分が調印をした当事者で
はないか、実際の話が、国民が不安を持ち、多くの
心配を持って論じている。その疑義の中心点とな
るものは、韓国当局が、これは紛争問題でもない
し、交換公文の中に示されている紛争問題ではな
いのだ、こう言い張つておるのだといつて、そう
かしらと思つて国民は心配をしておる。そのとき
に、いや、そうではない、李東元外務大臣も韓国

国会で批准される直前にこのような答弁をしておりまうと、このことに徴してもこの問題は明らかに水産部でなければ、そのような心配は一べんに水産部でなければならぬ。だから何が何と云っているか、私はそんなものは気にかけないという、まるで雇われマダムみたいな気のない返事である。そんなばかなことはしない。だからどういうぐあいに答弁し、それがどのように理解をしているか、私はもう少し真剣にやってもらいたいと思う。

それでは、もう二、三点伺います。

そこで、この平和ラインというものが撤回された政府は理解をしておるが、その根拠法となるものはこの漁業協定である。しかしながら、漁業協定は有効五十年間、一年間の猶予期間を持つてこれを一方的に廃棄でき得ると思う。私はこの問題は非常に重大だと思ふ。すなわち六十年後に於いて、何らかの事由によって、すなわち、国際情勢の変化もあるであらうし、あるいはこの漁業協定の実施の中において、これは不幸なことであるけれども、日本の漁業労働者諸君がときに違反を犯す頻度が多かつたりなにかして、これではならぬというので、向こうがかんしゃくを起して破棄してくるような場合も絶無ではないと思ふ。それが一方的に破棄されたならば、この李ラインは再び復元をしてくると思ふ。一方的に破棄宣言をされたような場合、一体日本はこれに対していかなる対応策を持つものであるか。対応策があるのかないのか。その場合の心がまえというものをこの際お示しを願いたい。

○椎名国務大臣 この漁業協定は、両国の利益を十分に両者の間において主張した結果合意に達したものでありまして、日本の漁民にとつても安全操業が確保される、韓国漁民にとつても将来決して悲観すべきものではない、むしろこれに関連して漁業協力等が日本から行なわれることになるのでありまして、日が進むに従つて、両国の漁業に従事する人々が非常な満足を感じることには疑いのないところでございます。したがって、これを

破棄するというような雰囲気は決して考え得られないのであります。しかし、万一破棄した場合にどうなるかという点であります。もとよりこの李ラインというものは国際法上認められたものではない、今回の協定に際してこの国際法の原則を認めておるのでございまして、協定がかりに破棄されたからといって、今度は再び不法な李ラインというものが復活するということとはとうてい考えられない。そういう点で十分この漁業協定によって両国とも繁栄するものと考えております。

○春日委員 もとより、われわれの期待もその一点にあります。いままで敵視関係にあった、あるいはにらみ合いの関係にあったものが、この協定が実施されることによって友好親善の度合いが次第に高まってくる。六年後にはそれがさらに積み重ねられて、非常な仲よしの関係になってくる。そのときに、この漁業協定が廃棄されるとは思わなければならない。しかし、現実に向こうは国会において、この李ラインにおいては幾多の使命をになつておるけれども、その中の一つものは漁業協定によって日本に対して凍結されたと言つておる。しかし、李ラインというものは破棄するものであると、向こうの車農林大臣はこれを述べておるのであります。したがって、われわれは、これが存続されるということは、もとよりこれは期待しておるものであるけれども、しかし、最悪の場合というものは、これはわが国として相当の心がまえがあつてしかるべき問題であると思ふ。たとえば、私はそのことを政府から答弁を求めるわけのものではないけれども、これから仲よし関係にならうというとき、たとえ、ここで縁談を結ぼうというときに、破談になったらどうするのだ、あやすめるのだというやうな破談の取りきめをあらかじめしようというわけではないけれども、しかし、向こうの峻厳なる宣言、すなわち、李ラインというものが破棄するのだ、漁業協定に基づいて一部日本に対してこれが凍結されるんだと国会で宣言されておることにかんがみて、私が

申し上げることは、たとえば、日本は有償、無償供与八億ドル、あるいは無償のものだけだつて三億ドル、これは大平君が金鍾泌さんと取りきめられたから、これはもはややむを得ないものになつてきておる。これは十年間の年賦で行なつていくんでございませう。あるいは有償供与の二億ドルも十年年賦であらうと思ふ。それで私は、向こうが一方的にそういうやうな李ラインの破棄宣言とか、あるいは継続に向かつて難題を吹かけけるやうな理不尽な措置に出るやうな場合は、わが国もこれに対して手放しであつてはならぬと思ふ。やはり毅然たる態度があつてしかるべきであると思ふが、この問題については、政府に十分すぎるやうな、何でも韓国の言ひなりはうだいにふくまぬやうな、何でも主張すべきところは毅然として主張する、譲るべきところは譲る、真に友好親善の高まるやうな形で、あらゆる場合を想定して対策をあまねく立てられておくことを強く要望いたします。

次は、もう時間が十五分二十分だそうでありまうから、領海と専管区域との関係について質問をいたします。

韓国国会の議事録によれば、車農林大臣は次のやうに述べられておる。十二海里の漁業水域あるいは独占水域を設置することができても、外側の六海里については、従来から漁業実績がある国に對してはこれを開放しなければならぬというものが現在の国際慣行だ。しかるに、今回の韓日間の協定では、十二海里までは全面的に日本漁船が排除されるものであるから、現在確定されておる国際慣例と国際法による漁業水域確定の原則をはるかにこえた、言うならば、われわれにとつてはまことに有利な条件が結ばれたと、韓国ではこのやうに述べられておるやうでございませう。このことば、韓国の領海と専管水域とは同一のものではなく、領海は六海里とするのが、国際慣例と国際法上から見ても適当なものと韓国自体が考えているのか、ごくくに判断されるのでございませう。したがって、一べんこの際、政府は、領海の範囲に

ついて韓国がどのように理解をしておるか、これをひとつ御答弁願いたい。

○坂田国務大臣 漁業水域の十二海里と領海の問題は全く別でございまして、漁業水域のほうは十二海里を合意をもつて今度協定したわけでありまうが、領海のほうは、わが国としては従来どおり三海里の立場をとつておるわけでございます。

○春日委員 私はこの点をほつきりしてもらいたい。実際問題としては韓国は韓国の領海を何海里としておるか、これについて日本政府の認識はどういうふうか、これを御答弁願いたい。

○椎名国務大臣 日本といつたしましては三海里と了解しております。

○春日委員 日本は三海里が韓国の領海であると理解をいたしておる。韓国はこれに対していかなる主張をいたしておりますか。

○椎名国務大臣 韓国は、かつて、これを拡張しようというやうな意思を対外的に表明したことはない、かやうに了解しております。

○春日委員 しかし、車農林大臣のこの国会答弁の中には、積極的に韓国の領海は何海里だということに明言はいたしておりませぬけれども、語るに落ちたやうな形で、十二海里が設定されたけれども、しかし、その外側の六海里というものは、従来の慣行によれば、漁業実績のある国に對しては開放せなければならぬと言つておる。それを十二海里の専管区域として今度設定して日本に承認させたのだから、いわばこの六海里はもうけものだと言つておることは、このことばから判断し得ることは、中側の六海里は領海である、かういふやうに彼が述べておるものと判断すべきであると思ふが、なおかつ三海里というやうに日本は認識し受け取り、韓国はこれについて何も言つてないものだというやうに知らぬ顔しておつていひのでございませうか。これは六海里説が、間接的ではあるけれども、ここに主張されておるものと理解すべきではないか。この問題はあとに質問いたしますことに関連をいたしますので、十分責任を持つて御答弁願いたい。

○椎名國務大臣 いわゆるアウターシックスとい

う問題から逆に考えて、しからば内側の六海里は領海ということに意思表示をしておるのではないかと御質問であります、かつて領海についての意思表示を明確にしておりませんので、依然、これにかかわらず、韓国としては三海里が領海である、かように外部から觀察しておる次第であります。

○春日委員 それでは、この問題については、こういう問題があるということをひとつ御銘記願いたい。

あと五分だそうでございますから、残余の問題は他の諸君の質問に譲りたいと思うのであります、たとえば国際法の追跡権というものがござりますね。それは、法律違反の行為が領海の中で起きた場合でなければ追跡権がないとされておるのでござります。そうすると、十二海里の内側で漁業協定に違反をして法律違反行為がなされたときは、韓国にこれの拿捕権もあろうと思つてござります。けれども、十二海里の内側でその漁業協定に違反をした法律違反行為がある、けれども、魚をとつて、そうして網を船の中に納めてしまつて、そうして発見されて逃げるときには、これは独占漁業水域の内側ではあるけれども韓国の領海の中ではないから、追跡権はない、こういうぐあいに理解してよろしいか。

○椎名國務大臣 政府委員から……。

○藤崎政府委員 今度の日韓漁業協定では、追跡権のことについて何らの規定を設けませんでしたので、当然のこととして一般国際法上の原則が適用あるわけでございます。一般国際法上の原則といたしましては、現在のところ一番權威のあるものとしては、領海及び接続水域に関する条約、公海に関する条約でございます。公海に関する条約の第二十三条によりますと、お示しのとおり、領海で沿岸国の法令に違反した場合、それから、ある限定された場合に、接続水域内で法令違反があった場合に追跡権がある、これは公海にまでも及ぶ、そういうことが、両方の条約に規定してござ

ります。

○春日委員 それじゃ、質問はあとに譲ります、問題は、この専管区域の中で協定に違反をして漁獲をいたしまして、そうして、それを終わつて船に網をあげた後逃げる場合ですね。これはもう追跡権がないから拿捕されることはない。しかも、それは、向こうが領海が三海里であるならば、十二海里の奥深く、九海里まで向こうへ入つてそういうことをやつても、追跡権は向こうになつてから、見つからないようにばあつとあけて逃げてくれば、それで追跡する権利は向こうにはないのだ、こういうことになるのでござりますね。まあ、御研究おき願ひます。

いろいろと質問したいことがたくさんござりますけれども、約定の時間がまいりましたので、これで残余の質問は留保いたしまして、私の質問は終わります。(拍手)

○安藤委員長 次に、小林進君。

○小林委員 私は、日本社会党を代表いたしました、同僚の諸君がいままで行ないました質問と重複することをつとめて避けまして、基本的な政府の態度について、三、四点の問題について御質問を申し上げたいと思つてござります。

まず第一には、善隣友好、平和を基調にした条約を結びたいとおっしゃる総理の考えの中に、中国人民共和国と北朝鮮人民共和国をいかに考へていらっしゃるかという問題が一つ。第二点といたしましては、現在韓国の朴政権の性格をいかに判断をしておいでになるか。第三番目には、この日韓条約は表裏で、その裏には不可分の関係で日米間の強力なる軍事体制が進められて

いるという問題。こういう問題について逐次御質問を申し上げたいと思つてござります。

まず、質問に先立って、佐藤総理に第一に御決意を承りたいと思つてござります、戦後われわれは十名の総理を送り、かつ迎えておるのがあります、その中に大別して二つの型があります。日本の外交を進歩的・平和的に推進しようとする首相と、反動的・戦争的にこれを進めようとする、その二つの型であります。進歩的・平和的に推進いたしました首相は、日ソ親善条約を締結いたしました鳩山一郎氏であり、次いで、中国人民共和国との国交回復を唯一の願望とされた石橋湛山氏であります。いずれも政党または民間出身の政治家であります。石橋氏にも一年ないし二年首相の地位を与えていたならば、必ず日中国交回復の問題を解決をし、今日見られる日米安保条約も姿を変え、日韓条約なども行なわれず、平和な日本が建設されていただろうというの大方の見方であります。反対に、新憲法のもと日本を反動化し、軍事化し、アジアの孤児たる地位に追い落とそうとした首相、その最も悪なるものは岸信介氏である、かように世人は伝えておるのであります、佐藤首相が生まれたとき、世人は、愚兄賢弟のことばを思い出し、佐藤氏は兄の間違いを償うに足る人物であり、必ずや鳩山、石橋の重流をくんで進歩的・平和的なアジア外交を行なうであらう、こういうことを期待いたしましたのであります。しかるに、首相の地位におつたくなつて一年、世人はいまや期待を裏切られた感を感じておるのであります。総理がおやりになつたこととは、たとえば、原子力潜水艦の寄港を許したこと、日中の経済・貿易をさらに悪化せしめたこと、それに未曾有の不景気と物価の値上がりを経験したこと、その上に、この日韓条約をついに締結されるに至つて、国民は全く落胆をしてしまつたのであります。これでは兄信介氏の道と同じ道を歩いておられるのではないか。この道はいつか来た道、五年前に岸信介氏は日米安保条約を結んだ、ついに野死した形に首相の地位を去つていかれたのであります。その五年後に、あなたはその安保条約につながる日韓条約を締結し、日本国民からは、信介氏が受けたと同じような、いまやそれに増す大きな怒りを投げかけられつつあるのではありませんか、これはまことに残念にたえないところであります。何といつても、日本外交の進む

道はアジアであります。アジアの中心は隣国中国

であります。その中国との善隣友好においてアジア外交があらうはずはないのであります。いまからでもおそくないのであります。歴史的立場に立つて、長期の展望に立つて、あなたの兄岸信介氏の行なつたこと、いまあなたの行なわんとすること、これを後世史家はどうか評価するかを冷静に考へて、アジアにおいて長い間植民地支配を受けていたその國々の独立を援助し、平和を招くという立場に立つて、真の自主外交を進めていただきたいと思つておるのであります。ぜひとも、吉田、岸、池田という官僚外交の範圍から脱して、鳩山、石橋の政党政治家がつてきた外交の道に徹していただきたいというのが國民の大方の願望でござります、これに対する総理の御所見をまず承つておきたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたします。

私の外交方針、これは自由民主党あるいは自由党以来の伝統的なわが党の政策でもある、かように私は自信を持ってお答えをするのでござります、それは、とりもなおさず、平和に徹し、いづれの國とも仲よくしていくのだ、その考え方でございます。同時に、その基礎的な問題といたしまして、ぜひとも、相互にその独立を尊重し、お互いに内政に干渉しないということ、これを強く基礎的な条件といたしまして、そうして、ただいま申し上げるように、平和に徹した外交を進めていくつもりでございます。ことに、このアジアは、それぞれの國がそれぞれの歴史を持っておりますが、同時に、たいへん地理的にまた歴史的に密接な関係にあります。したがって、経済的にはもちろんでございますが、文化的にも交流は、はなはだしくしげき状態でございます。かようなことを念頭に置きながら、ただいまお尋ねになりましたような外交を進めてまいり、これが私の使命であり、また、今後とも、日本國民といたしまして、平和に徹した姿といたしまして、すべての國と仲よくしていく、こういうような考え方で努力を続けておるのでござります。

ただいまいろいろと御意見を拝聴いたしました。が、私はその御意見について別な考え方を持っておりますけれども、そういうことについてはあえて申し上げませんが、その基本的な考え方は、ただいま申し上げたとおりでございます。

○小林委員 いままで御答弁にはまだ私は納得することができないのでありますけれども、時間の関係上次の質問に移りたいと思うのであります。

そこで、まず第一問として総理にお伺いしたいことは、中華人民共和国に対する総理の基本的な見解を承っておきたいと思うのであります。ということば、いかに政府が日韓条約は善隣友好の条約であり、軍事的関係は一つもないと言明せられておりましたも、国民は了承をいたしておりません。アメリカによつて強要せられた条約であり、アメリカのアジア政策の一環として日韓両国に要求せられ、それに屈服してきた条約であるとしておるのであります。

さて、アメリカのアジア政策は一体何であるかといえ、その中核をなすものは中華人民共和国に対する包囲作戦であります。反共、自由主義を守るといふ名のもとに、最も危険な共産主義の中共を徹底的に包囲するという、こういう基本政策にアメリカは立っておることは、いささか申し上げるまでもありません。

そこで、私が第一に明確にしておかなければならないことは、政府は、この中国共産党は最も危険なる侵略者であるから、どうしてもこれを包囲しなければならぬというアメリカの考え方と、その政策に賛成をし、同調をしておられるのかどうか、まずこれから承っていきたく思うのであります。

○佐藤内閣総理大臣 中共に対する日本の態度、日本政府の行き方は、何度もこれも申し上げておりますが、いわゆる政経分離の形におきまして、経済的な交流は続けていく。貿易もいたします。また、文化的な交流もいたしております。これは国民の皆さんがみなよく御承知のとおりでございます。

このことがいかにも戦争へ巻き込まれるという

ような危険な状況かと、かように申しますと、国民の皆さんは、私どもがどういふ憲法のもとにあるのか、どういふ憲法のもとで生活しているかというのをよく御承知でございますので、この憲法のもとでは、国際的紛争は武力によつて解決しないのだ、どこまでも平和に徹するのだ、このことを国民の皆さんはよく御承知でございます。小林君がたまたま言われたような点は、私は、国民の大多数の方々が賛成されないのであると思

います。御心配なく、国民は私どもの平和政策を支持しておる、かように私は信じております。最後に御尋ねのございましたアメリカの政策、これについての御批判でございますが、小林君の御批判は、これは御自由でございます。私もことしの正月にジョンソン大統領に会いまして、きき、私ははつきり申し上げたのは、米國はどういふ政策をとろうと、私どもは中共とやはり政経分離の形においてこの貿易を進めていくんだ、これは日本の態度だということをはつきり申し上げて、いわゆる共同声明も実は出したのでござい

ます。いま御指摘になりますのが、封じ込め政策、あるいは包囲政策、かように言われますが、ただいま、貿易の点におきまして、日本は中共と貿易を増進しておる、こういう点で、いわゆる封じ込め政策あるいは包囲政策というものはどういふものか私はよく存じませんが、そういうものとは違うことは、これも御了承だろふと思ひます。

○小林委員 私は残念ながら首相のたゞいまの御答弁に対しては満足することができないのであります。わが党の山本幸一国会対策委員長が本会議場において歴代首相の中で佐藤総理は最もうそを言われるという批判をいたしました。が、実はそう思われるような場面が実に多い。私は、この中国問題などに対してもそれが最もいい事例の一つであると考えるのでございまして、ただいまも今春一月におけるジョンソン大統領とのお話の報告がございましたが、そのアメリカに行かれた

一月であります。総理はニューヨークの日米協会の席上でこういう発言をしておいでになる。中華人民共和国は膨張政策をとつておる、軍事的、侵略的政策をとつておる、中共の隣国に対する好戦的及び膨張主義的政策がアジアの平和を脅かしておることに對し深甚なる不安の念を表明するものである、こういうことを総理は言つておいでになる。間違ひはございませんか。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまのは、私のニューヨークにおける演説を御引用になつたと思ひます。

○小林委員 そういふことを総理が言われておることをいまお認めになりましたが、次に、前の国会において、同じく総理は、今度は手のひらを返すごとく、中共は平和愛好國だ、こういうことを述べておられるのであります。これはお言ひにたゞだいたいでございませう。

○佐藤内閣総理大臣 そのときの速記をよく確かめたいと思ひますが、社会党の皆さん方は中共は平和愛好國だと言われる、こういうことを申したように私記憶いたしております。そういう立場においてたいへんけつこうだ、かように申したと思ひます。

○小林委員 これは、速記録を確かめて、いずれかの機会に一度お伺ひしなければならぬと思ひます。であります。ともかく、社会党が平和愛好國だと言われていることに賛成だといふ意味の、肯定をする意味のことを明らかに明言をせられておるのであります。越えて、総理は、四十年の五月七日であります。東京平河町の砂防会館のホールで開かれた自民党青年部の第四回臨時大会において、われわれが最もおそろべきものは赤色帝國主義である、それは全世界を赤化しなければやまないものだからだ、中共が日本の工業力と結び世界支配も可能であり、すでに日本の三割五分、つまり共産党と社会党左派は赤化して

いるとの見方をしている中共の首脳さえあると聞く、赤色帝國主義とはあくまでも対決していかな

ければならない、こういうことを言われて、これは明らかに中国をさして最もおそろべき赤色帝國主義者、赤色帝國主義國家と定めつけられておるのであります。どちらが一体首相の真意なのか、お聞かせ願ひたい。

な。そこで承つておきたいことは、共産党と社会党左派は赤化してゐるとおっしゃる、その赤化といふことがどういふ意味なのか、私どもにはわからないのであります。あわせて、そのことばの持つ意味、内容もお聞かせ願ひたいと思ひるのであります。

○佐藤内閣総理大臣 いろいろ、中共政府あるいは北京政府、これに直接結びつけた話が出ておるようでございます。しかし、多くがうわさであつたり、また、いろいろ誤解を受けるようなこともあるようでございますから、そういうことは慎まなければならぬことだと思ひます。ただいま言われるように、私どもが聞くところによる日本に對する工作はたいへん進んでおるということ、これはもう、共産党の諸君はもちろんこれは一体だ、かようにいわれておるが、同時に、社会党の一部にも同調者があるかのようにいわれておる。これが大体の勢力と見て國民の三割程度だ、

こういうようなことがいわれるわけでありませう。そういうところからたゞいまのようなお話が出ておるのだろふと思ひます。私は、そういう意味で、それを一々御批判をしたり、あるいはこの際、にそういうものの、それはこうだとかああだとか申し上げることは、たゞいまの状況で適當なことではない、かように思ひますので、あとは慎みます。

○小林委員 私は首相のことはじりりとえらうといふのではないのであります。総理がしばしば言われる、隣國との友好を続けていきたくといふ、その基本をなす中国に對して、一体危険なる國家とみなされてゐるのか、平和愛好國家とみなされてゐるのか、この問題を追ひ詰めていかなければ、将来の佐藤内閣の外交方針をわれわれはつかむことができない、こういう基本的な立場でお

伺いたしておるのでありますから、どうかひとつ真意をあらさまにお示しを願いたいと思うのでございますが、残念ながら、中共の首脳部の中では、赤化などという言葉を、こういう古いことばを使う人がおりませんから、これは総理はだれかのことばに藉口して言われたものと思ひます。もはや、わが日本においても、今日赤化などという古いことばを使う者はおりません。まあ、自民党の中でも、古い、オールドボーイ、賀屋さんとか岸さんとかという、こういう戦犯などという一度は国を追われた方々の郷愁にかられている方が、あるいはつとめて相手をやつつけようなどという、そういう声の方々がお使いになることばでございまして、まず、一國の総理としては、こういう古い古された古典的なことばをお使いになるのはお控えになったほうがよいと私は思うのでございますが、なお進んで、総理は、九月一日であります。東京赤坂のホテル・オークラで開かれた三菱商事、三井物産などの大手商社社長懇談会に來賓として出席された際、次のようなあいさつをされておられる。日中貿易はベトナム紛争の影響を受けているので変化を求むべきではない、方向としては平和解決に向かうだろうが、解決するまでには時間がかかる、これが解決するまで中国との貿易は慎重にやってもいい、日韓条約は絶対批准する、台湾への一億五千万ドルの経済援助などを進めて友好関係を深めたい、この際安保体制をはっきり確立する必要がある、こういうことを言われておるのであります。これは一体どういうことを意味するのか。ベトナムと中共との関係はどういうことを意味してお話しになっておられるのか、解明をしていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いま、三井ですが、三菱ですか、その会合にという、それはやや実情が違っているかも知れない、かように思ひます。いま言われたとおりだとは思ひません。私は、アジアにおきまして、ただいまベトナムにいろいろ紛争のあること、これは社会党の諸君もしやんと指摘

される。日本がそれに入らない、巻き込まれないようにあらゆる努力をし、これが私どもに対する、政府に対しても御注意でございまして、したがって、国民全体、民間人も含めて、こういう問題について十分慎重であるのは当然のことである。私はそういう意味のことを申し上げたように思ひます。先ほど中共自身の問題について長々と社会党の言われるところを申されますが、私は、最近新聞で報道されておる北京の政權の言動だとかいわれるものは、これは新聞に報道されているとおりだといへん私は惜しまれるものであるということだけつけ加えて申し上げておきます。

○小林委員 どうも総理のことばではお話しの内容がつかみかねる。そこで、九月二十一日の朝日新聞の社会説では、これを訳して「これは中国がベトナム問題に積極的に関入しているか、もしくはしそうで、米、米、米と友好関係に立つわが国としては日中貿易を制限せざるをえない、との意味である。」、こう社説は解釈をいたしておられるのであります。これに間違いがないかどうか、こういう朝日新聞の社説の解説に間違いはないかどうか、もう一度詳しくお尋ねをいたしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は、L.T貿易が最近調印したことを心から喜んだということを申し上げておきます。兩國間において経済の正常な発展については、心から望んでおるのでございます。ただいま新聞が社説でどういふことを書こうと、これは私が批評する限りではございませぬ。批評する限りではございませぬ。

○小林委員 批評する限りではないとおっしゃいますけれども、ベトナム紛争の影響を受ける、ベトナム問題は平和解決に向かうまでは中国との貿易はいわゆる制限をする、こういう意味にあなたは話をされたのであります。ベトナム紛争が続く限り、あなたは中国との貿易は制限をする。その制限をする理由は何かといへば、日本とアメリカは友好関係にある、そのアメリカと中国はベトナムで相対峙しておるから、これは軍事

的、経済的、政治的意味において、中国との貿易はアメリカとの関係上制限をしていかなければならない、こういう意味だと解釈しておる。あなたのこの文章ではわからないので、こう解釈をしておる。この解釈でよろしいかどうかということをお尋ねしておるのであります。

○佐藤内閣総理大臣 私は、重ねて申し上げますが、日中貿易は拡大する、これは進んでいくことを心から願つておるというのを申し上げておきます。先ほど来いろいろお話がございまして、政府がただいま日中貿易につきまして制限を加えたり、あるいはこれを禁止する方向でいろいろな施策をしたというものがございまして御批判を受けたと思ひますが、そういうものはございませぬ。

○小林委員 それは、吉田書簡によつてあれほどの大きな制限をされておるじゃありませんか。それはもう問題はおのずから別であります。

なお、この問題は、政府のやはり中国に対する基本的な考え方を説明していく上において重大な問題でありますので、三木通産大臣にお尋ねをしないではいかぬ。けさの新聞にも、総理と同じように、ベトナム問題が解決するまでは、中国との貿易、通商はこれを制限するということを通産大臣もきのう新聞談話を発表されておる。通産大臣の所見を承りたいのであります。

○安藤委員長 小林さん、あなたの出席要求に通産大臣のことが載つておりませんでしたので、まことに申しわけありませんが、大臣の出席を求めておりませんでした。御了承ください。――それは、いまから呼びますから、御了承ください。

○小林委員 それでは、通産大臣がお見えになってあらためて御回答いただくことにいたしました。以上、総理の回答を通じてまいりますと、総理はやはり中国に対して基本的な敵視政策をお持ちになっておるとわれわれは解せざるを得ない。こういう総理の、いわゆるベトナム戦争に藉口をいたしまして中国との貿易を制限するといふもの、言い方、あるいはニューオーキークの日米協会における演説、あるいは自民党の青年部の大会

における言い方等、一連の関連を通じて、佐藤内閣の中国に対する真意は、やはり中国敵視政策、池田内閣よりもずっと後退をいたしました。中国敵視の基本的な面、中国を危険視するお考えをお持ちになっておる、こういうふうな結論を導かないのであります。これは違つておりませうか、それでは、中国は一体平和国家であるとお考えになっておられるのか、危険な国家であるとお考えになっておられるのか、その点明確にお伝えを願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 わが党内閣、これは、御承知のように、平和に徹した国のあり方を本来使命としております。したがって、政経分離の形で中共と交渉を持つということは、前内閣におきまして、前々内閣におきまして、これは同様でございまして、私も同じ考え方で進めております。したがって、別に後退はしておりませぬし、また、いま言われるごとく、敵視政策だとかようにきめつけられるようなものには何にもございませぬ。少なくとも日本国内におきましては、私は敵視政策をとつておるというようなことは言われぬ方がいい。私はほんとうに敵視政策はとつておりませぬ。そのことをはっきり申し上げておきます。

○小林委員 それでは、中国は平和国家である、危険のない平和国家であるとおっしゃるのであります。

○佐藤内閣総理大臣 これも、先ほど私の感じを申しましたが、最近新聞に伝えられるような中共の政府筋の発表、これはまことに私は残念に思つており、遺憾に思つております。かように申し上げておきます。

○小林委員 繰り返して申し上げますように、日韓会谈の問題を推進していくためには、中国、北朝鮮の問題は重大な問題でありますから、私はこの点はあくまでもひとつ解明していきたいと思ひます。それでは、椎名外務大臣に対中共観というものを承つておきたいのであります。外務大臣は、四十年の二月二十七日の予算委員

会第二分科会における私の同様な質問に対して、かように答えられておる。「外務大臣は、中華人民共和国を称して」——これは小林進です、私の質問で、私の発言なんだ。「外務大臣は、中華人民共和国を称して、いわゆる膨張政策、侵略政策、武力拡大政策をとっておるとお考えになるかどうか。」こういう質問に対して、「侵略的傾向があつて、いろいろ近隣に圧力を感ぜしめるような姿勢をとつておる。こういうことでございまして、」と答えられておる。速記録の二ページであります。これに間違いございませんか。

○推名國務大臣 大体そういう性格ではないかと私は考えております。

○小林委員 なお、中印国境、核実験の問題、武力革命等を肯定している、国連を誹謗していることなどをあげて、いわゆる侵略的傾向のある危険な国家である、こういうふうにご答へられておりますが、間違ひございませんか。

○推名國務大臣 大体同じような状況ではないかと思ひます。

○小林委員 それでは、いまの御答弁でおわかりになるように、総理大臣は、中国は危険な国家ではない、危険の傾向の国家ではないと言われる。外務大臣は、侵略的危険な国家であると言われおる。どちらが一体正しいのですか。一体内閣としてどちらの主張が正しいのですか。

○推名國務大臣 そういふふうにとられておる国柄であるということを申し上げたのであります。

○小林委員 あなたは、そのときに、具体的な例をお示し願ひたいと言つたら、中印国境がそうじゃないか、核実験がそうじゃないか、国連を誹謗しておるのがそうじゃないかと言われましたが、いまでもその考えに間違いありませんか。

○推名國務大臣 そういふ国柄として、たいした変化はその後起こつておらない、こう思ひます。

○小林委員 そこで、総理、それでよろしうございいますか。外務大臣の答弁で、それでよろしいか。——そうすると、やはり中国は危険な国家である、こういうふうにご答へをせられておる、危

険な国家であると定義せられておる、これが内閣の総体の意見である、こうとてよろしうございいますか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、先ほど来申しましたように、いわゆる敵視政策とか、あるいは封じ込め政策、そういうものはやっておらないということを申しました。最近の新聞に報道される中共の政府筋の言動はまことに惜しまれる、こういうことを実は申しました。これで大体、言外に私がどういふことを考えておるのか、たいへんこういうことを残念に思つておることはよくおわかりだろうと思ひます。

○小林委員 私どもはこの問題で残念ながら理解するわけにはいかぬのであります。たとへて言へば、中印国境の紛争について、一体、中国が侵略的であるという、あの国境線についてこの主張が正しいかというのをここに明らかに証明し得るものがありますか。外務省のお役人もたくさんおるようでありますが、中国が侵略したのか、インドが侵略したのか、国境線がどちらが正しいかということを確認し得るものがありますか。中国は、あのラダク地区を中心とする国境線は中国の領土だと思つておる。インドは、インドのあの紛争の地点がインドの固有の領土だと思つておる。それを領土だと思つておるに国境の争ひが出るのであります。それを、いづれが正しいか正しくないかというふうな主張が出てくるわけがないのであります。

なほ、最近の北京における中国の言動が遺憾であるとおっしゃるならば、どの点が一体遺憾なのか。(「そんなこと答へる必要はない」と呼ぶ者あり) いやいや、私も、いま日韓会議を進めていく上にも、繰り返し申しますように、政府の考えを承つておく必要があるので、その点を具体的に示していただきたいと思いますのであります。

○佐藤内閣総理大臣 中印国境の紛争が、どちらが正しいかというふうな話でございしますが、私は、この点をこの席でいずれかはつきりさす

だ、こういうような場所では実はないように思ひますので、この中印国境の紛争は紛争として、これはたいへん残念なできごとだということだけ、ことに、私も、国際紛争を武力によつて解決しない、そういうことを誓つておる国でありますだけに、まことに残念なことだ、この一事でお答えしておきます。その他の点につきましては、いろいろのお考えがあるようですけれども、私も、ただいままで申したこと、これはほんとうに、最近の中共の言動はたいへん私は惜しまれる、かように思つております。

○小林委員 私どもは、先ほど申し上げましたように、この日韓条約があくまでも平和条約である、断じて軍事的色彩はないとおっしゃるけれども、アメリカは依然として、中共は危険な国家である、北朝鮮は赤色侵略国家であると考えている。この中共と北朝鮮、日本の内閣も同じように、侵略的膨張国家である、こういうふうにお考えになつておるならば、総理の言われる、いわゆる中共、北朝鮮ともいづれも仲よくしていいというお考えは、残念ながら真意ではない。やはり、その裏には、アメリカと一緒に、中共、北朝鮮を敵にしたいいわゆる防衛体制、反共防衛を目的とした日韓条約ではないか、それが政府の真意ではないか、こういうことを考えなければならぬのであります。その点を明らかに示しをいただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 私は、もう何度も申し上げておるように、いづれの国とも仲よくする、それについては一つの基礎的な条件があるということをお示ししました。お互いに独立を尊重し、お互いに内政の干渉をしない、これが大事なことです。日本におきまして、あるいは反米や反政府運動を使ふとか、あるいは反政府運動に力のかすとか、こういうようなことがあつては困るのです。そういうことのないことを、ただいまのように内政不干渉であること、これがはつきりしている、これを私は申し上げておるのでございます。

○小林委員 私は、総理のおっしゃる、それぞれ

の国の独立を尊重し、そして内政に干渉しないというその考え方には賛成であります。しかし、いま総理のおっしゃる、中国あるいは北朝鮮がわが日本の独立と内政に、いかなる武力的干渉を行ないましたか、経済的なあるいは政治的な干渉を行ないましたか。もし、総理が共産主義の侵略ということをおっしゃるならば、中国共産党が日本に対していかなる領土的侵略を行なつたか、いかなる経済的な侵略を行なつたか、いかに財政的侵略を行なつたかというのを具体的に示しただけなければならぬと思ふのであります。どうぞそれをお示し願ひたいと思ふのであります。

○佐藤内閣総理大臣 あまりこういう事柄は申し上げたくないでございしますが、これはお気づきであると思ひます。最近入国問題等をめぐりまして、両国間にいろいろの紛争を生じております。この入国問題が両国間で紛争を起すのは、一体どういふことなのか。ここに思ひをいたされれば、ただいまのような点がおのずから解明するかと思ひます。

○小林委員 具体的にそれをお示しいただきたいと思ふのであります。

○佐藤内閣総理大臣 私は、こういう事柄を申し上げることが、一方の国を誹謗したりというふうにとられる危険がございますから、この席ではお答えいたしません。

○小林委員 そういふ一国の信頼に關すること、抽象的に危険な国家であるとか、あるいは侵略国家であるとか、そういうことばで国民に危機や不安を与えながら、しからば具体的にその例を述べろ、こう言う、その具体的な例は一つも述べられない。ここに私は政府の偏狭的なもの、考え、やはり韓国とだけはひとつ防共的な、反共的な、そういうことを基本にした条約を結んでいつて、対中国あるいは対北朝鮮にはあくまでも軍事的な防衛体制を進めていこうという基本的なにおいが出てくるのではないか、こう思ふざるを得ないのであります。なければ、その点をひとつ具体的に示していただきたいと思いますのであります。

○推名國務大臣 そういふ国柄として、たいした変化はその後起こつておらない、こう思ひます。

○小林委員 そこで、総理、それでよろしうございいますか。外務大臣の答弁で、それでよろしいか。——そうすると、やはり中国は危険な国家である、こういうふうにご答へをせられておる、危

険な国家であると定義せられておる、これが内閣の総体の意見である、こうとてよろしうございいますか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、先ほど来申しましたように、いわゆる敵視政策とか、あるいは封じ込め政策、そういうものはやっておらないということを申しました。最近の新聞に報道される中共の政府筋の言動はまことに惜しまれる、こういうことを実は申しました。これで大体、言外に私がどういふことを考えておるのか、たいへんこういうことを残念に思つておることはよくおわかりだろうと思ひます。

○小林委員 私どもはこの問題で残念ながら理解するわけにはいかぬのであります。たとへて言へば、中印国境の紛争について、一体、中国が侵略的であるという、あの国境線についてこの主張が正しいかというのをここに明らかに証明し得るものがありますか。外務省のお役人もたくさんおるようでありますが、中国が侵略したのか、インドが侵略したのか、国境線がどちらが正しいかということを確認し得るものがありますか。中国は、あのラダク地区を中心とする国境線は中国の領土だと思つておる。インドは、インドのあの紛争の地点がインドの固有の領土だと思つておる。それを領土だと思つておるに国境の争ひが出るのであります。それを、いづれが正しいか正しくないかというふうな主張が出てくるわけがないのであります。

○佐藤内閣総理大臣 軍事的背景がないという話は何度も申し上げましたが、ないということを確認しろと言われるのはたいへんむずかしいことです。むしろ、あると言われるほうが証明の材料があるわけで、ないものは最初からないのです。

私がはつきり申し上げたいのは、皆さま方も心から主張して平和憲法を守らなければいかぬと言われる。これは、憲法を守っておる政府並びに国民でございまして、その意味において、これは平和に徹しておる。ことに、外地において軍事行動だの、あるいは派兵だのというようなことは考えられない状況のもとにございまして、そういう点を申し上げれば、それで納得がいくのではないかと思います。軍事的な話し合いは、たびたびこの席で申し上げましたように、十四年の長い交渉の期間中も話が出ておらない。全然ございせん。

○小林委員 それでは私は、この日韓会談と裏表になりまして、日本の自衛隊と在日米軍の幕僚との間に非常に危険なる軍事的な作戦が進められているということをひとつ明らかにして、いかに日韓会談の裏にはおそるべき軍事的協定が結ばれているかということをお明らかにしたいと思うのであります。

話の順序をいたしまして、三矢研究は、昭和三十八年の二月から六月にかけて行なわれておるのであります。その前に、昭和三十七年には、日本からシベリヤに出兵することを予想してつくられた研究で、ステップ・アングラー・ボーという作戦のあることを総理は御存じでありますかどうか。

○松野国務大臣 そういふ計画は私も存じませんし、あると思いません。

○小林委員 いよいよ明らかにしてまいります。三十八年度の研究が三矢研究と呼ばれていて、三十九年から四十年の実戦計画は一体何と呼ばれていのか、これを防衛庁長官にお伺いしたいのであります。

○松野国務大臣 先般、三矢研究の際にもすでに

明らかにいたしましたように、一つの研究としてはあるかもしれませんが、計画とか実施とかいう具体的なものはない。これは一部の幕僚間の研究であるということが明らかにになっております。したがって、前年度にどういふものがあるか、そのあるなしよりも、その問題の価値はすでに明らかにしておるもので、格段にこれが計画とか作戦とか、そういうものではないということだけは明らかであります。

○小林委員 第四十八国会の予算委員会の会議録の第二十一号四五ページ、四六ページ、わが党の岡田春夫氏が佐藤首相及び小泉防衛庁長官に質問しておる。岡田氏いわく、「フライイングドラゴンについて伺います。小泉防衛庁長官に伺います。昭和四十年年度フライイングドラゴンという計画は現実にあつたか。これはこの前御質問をして答弁を留保してくれということにございまして、この点を伺います。その内容はどのようなものでありますか、その点を伺いたい。」ということに対して、小泉防衛大臣は、「フライイングドラゴン」といふ計画はございせん。在日米軍と日本の自衛隊の幕僚間で非常事態に処するいろいろな研究や意思の疎通をいたしておりますので、それをメモにいたしましたものをフライイングドラゴンというニックネームをつけておるというところは、私も聞いております。こういう答弁をしておられるのであります。防衛庁長官、いかがでございせんか。そのメモがおりますかどうか。

○松野国務大臣 そういふ答弁をしたように私も記憶しておりますが、その答弁で明らかになっておるじやないかと私は思います。これが研究であるとか、実施計画でないということは明らかである、これは両国間の軍人において密接な情報の交換、その一つのメモであるという答弁をたしかめておると思ひます。それ以上にこの問題は実行性もなければ、それ以上のものでもございせん。

○小林委員 ただのメモの程度のものであるかどうか、逐次お伺いをしていきたいと思うのであります。この研究の作業は、基礎資料の収集、整備の開始を昭和三十八年十月とする。三矢研究は昭和三十八年二月から六月にかけて行なわれたのであるが、フライイングドラゴンの研究は、その直後の十月から資料収集を始め、翌年三月から作戦計画の立案に取りかかったというのであります。この期間はいかがでございせんか。

○松野国務大臣 その問題そのものが日米間の共同の問題であると思ひます。私のほうは日本の研究、アメリカの研究にわれわれが言及することはできません。日本の自衛隊においてはこれは単なるメモであるということが明らかで、アメリカのことについては、私は言及ができません。

○小林委員 三矢作戦は図上演習であつたが、フライイングドラゴンはこの三矢研究の成果に基づいて立案をしたところの実験的作戦計画である。しかも、その扱いは、秘密区分で最高機密といわれる極秘の扱いを受けている。三矢研究はこれは極秘、今度は、このフライイングドラゴンはもっと強い最高の機密といわれる扱いを受けて、三矢研究よりもはるかに重要な扱いを受けているというのであります。これでもメモでありますか。

○松野国務大臣 そのとおりであります。もしも秘密性があるというならば、それは米軍に関する秘密性であると思ひます。したがって、その問題については、御承知のように、日米間においては各種の条約あるいは法律というものがございまして、したがって、私は、その内容よりも、米軍に關しての問題については、相手方の承認がなければいろいろお話しすることはできない。自衛隊に關してはそれはメモであつて、重要な作戦計画ではございせん。

○小林委員 作戦計画であるかどうか逐次お尋ねいたします。小泉防衛庁長官の答弁にもあるごとく、在日米軍と日本の自衛隊の幕僚間で共同の研究や意思の疎通をはかっているということ

を、これは明言をせられておる。しからば、一体、その共同研究に参加した幕僚はだれか。その立案に参画したものは、防衛庁統合幕僚会議の一室総務人事、二室情報、三室作戦、四室補給、五室統合作戦の担当官と、空幕の防衛部、装備部の佐官クラス及び航空自衛隊の高級スタッフが参加している。間違ひございせんか。

○松野国務大臣 間違ひがあるかないかよりも、そういう事実について、私のほうはそんなに防衛庁長官自身がこれをどうするということ書類ではないのですから、したがって、幕僚の者が常に日米間の連絡をすることは、これは当然なことでありまして、あるとかないとかいうより、事実とかどうかということよりも、そういう重要なものではない、また、これを実行するということ実行性があるものではない。防衛庁長官がこれに常に目を通すものでもない。これは軍事上におけるお互いの研究であるということだけであります。

○小林委員 これから申し上げますけれども、こんな物騒なものを実行されたら、われわれ日本国民の命が幾つあつたてたまりません。そんなあやしいことを言われてはいけません。しかし、いまの三矢研究は図上演習が、これは図上演習から一歩進んで実戦行動を研究したものであります。それを計画といふかメモといふかは、それはあなたの方のことばをいたしまして、少なくともこれに規定される対象国は、このフライイングドラゴン作戦のメモの対象の国は中共と北朝鮮なんだ。三矢研究、あれは御承知のとおり韓国内部に内乱が起きて、在韓米軍の一部が鎮圧に出動し、その騒ぎのため共産勢力の活動が公然化し、武力介入をしてきたというエスカレーションを想定しながら作戦を練られたんだが、フライイングドラゴン作戦のメモはソ連をはずしたのだ。今度はソ連をはずして中共と北朝鮮である。ソ連からの進取は、昭和三十九年現在では主敵戦力を要しない、こういうことをいっておる。したがって、想定し得る事態としては、われわれは計画という、あなたがメモとおっしゃるならメモでよ

るしい。その中で想定し得る事象としては、米中戦争開始時における状態から立案の作成を行なうが、アメリカと中国の戦いの結果、在日米軍基地への攻撃は必至である、こういう想定の上に立って、自衛隊は、自衛上、日本もその防衛作戦に協力をする、こういう前提でこの研究の想定が進められている。間違いない。

○松野国務大臣 自衛隊の任務は、日本の平和と独立を守ることであります。したがって、常に、われわれは、いかなる場合においても、有事即応の体制において、その任務の遂行をあらゆる面において研究することは、これは義務だと私は思います。たまたま、それがメモであるのかどうか知りませんが、その問題がどういふふうになつておるかということは、私は今日の場合には存じません。また、同時に、それは、日米間の研究であるというならば、研究段階として軍事における当然の任務の一部であるかもしれません。しかし、それが実行性がないということは、明らかにその問題が、先ほど小林委員も何べんも言われましたように、相当変わつておる時期を見るならば、それを計画して、ずっとそれをやっておるんだという事実は、これは小林委員もないということをお認めになると私は思います。したがって、メモの内容がどうかこうかということは、これは大した問題じゃない。ただ、われわれは常にいかなる場合に対処しても、有事即応の日本の平和と独立、これを守ることを私たちはやっておる。これが実際の姿であります。

○小林委員 そういふ説明には私は満足することができないのであります。いま実行するかどうかは別として、それでは防衛庁長官は、いま日本において毎年在日米軍と日本の自衛隊と、それから韓国の空軍と三者一体になつて、わが日本の領海において演習しておることをお認めになりますか。

○松野国務大臣 そういふ事実はございません。日米間においての演習はしたことがございません。韓国を入れて演習したことはございません。

○小林委員 日本と米軍と共同で演習している中に、韓国の空軍が参加したことはございませんか。

○松野国務大臣 在日米軍でございまして、韓国ではございません。

○小林委員 韓国の空軍は参加しておりませんか。

○松野国務大臣 在日米軍には韓国の飛行機は入っておりません。

○小林委員 私は、米軍と日本軍との毎年の演習の中に、韓国の空軍が参加しておることを承知いたしました。これは後日また確かな証拠でひとつあなたと対決いたしましょう。

そこで、そういうようなものは実行行動が行なわれている中にこの計画が進められている。しかも、敵国は、いわゆる米中戦争、米北朝鮮戦争、敵国は、いまだ政府が、中国は危険な国であるという状態のもとに日韓会談を進めておるときに、自衛隊はいわゆる中国を仮想敵国にしてやっているじゃありませんか、この作戦は、しかもこの「緒戦」はどうだ、しかもこの作戦の……「ない」と呼ぶ者あり。ある。この作戦の計画の進め方は、このフライングドラゴンの計画のやり方は、まず「緒戦」から始まつておる。その「緒戦」をここで申し上げますと、米中戦争が始まる、あるいは米軍と北朝鮮が三十日以内に行なわれることをまず想定している。その三十日以内に行なわれると、その場合「十日以内に通信連絡の頭初記号を、所定の戦時コード（暗号表）に変更する。以後発信文はすべて戦時コードに従う。同時に航空自衛隊の各基地および在日、在韓の米空軍基地の兵員・要員は三交替・四十八時間間の勤務に入る。各レーダーサイトの兵員も、これに同じ。」こういうのであります。どうでありますが、あるならあるで資料をお出しになつたらどうですか。

○松野国務大臣 一番新しく演習をしました際の在日米軍の内容を明らかにいたしますれば、小林委員の御疑念は晴れると思ひます。

先般、日米合同の際における米軍の援助数はわずかに十何機であります。全部これは在日米軍、日本における飛行機であります。わずかに十何機であります。わざわざそんなに大きなものをわれわれはこの演習に参加を願つたわけではございません。したがって、在日米軍というもののについては、常々演習の際の合同はしております。したがって、そういう事実はないということが第一問で明らかになつたと思ひます。

第二問の問題も、御承知のように、お読みになつたかどうか、私は内容は知りませんが、あくまでメモであつて、われわれが、それをとやかく、実行する、防衛庁長官がこれを見るとか見なければならぬとか、裁決するとかいふ問題じゃありません。純然たる部隊の研究の、そのメモがどういふものがあるか、それは私は知りません。しかし、その書類の資格がきまるならば、おのずから私は御疑念が晴れるのじゃないかと思ひます。

○小林委員 私は、メモということばで表現をせられておりますけれども、そのメモが、先ほど申し上げましたように、あの国会で問題になつた三矢の資料よりも、むしろ重大な扱いを受けて、最高の機密書類として扱われている。しかも……（どこで）と呼ぶ者あり。自衛隊の中で、（北朝鮮の自衛隊だよ）と呼ぶ者あり。じょうだんじやない、日本の自衛隊の中にです。しかも、そのメモと称するものの内容は、メモというためには非常に整理をせられて、いまでも言うように、まず第一に「緒戦」です。その前は「前提」だ。いわゆる三十日以内に米中戦争が始まることをまず事前に察知をする。それから二番目にはいわゆる「緒戦」。「緒戦」は、いまでも申し上げましたように、いわゆる所定の戦時コードに変更する。次はいわゆる「出動」です。「米中戦争が開始された場合、在日米第五空軍および航空自衛隊は、A空軍基地（在B島）の、米太平洋方面軍の空軍最高司令部の指揮下に入る。府中の第五空軍司令部は、OのC空軍基地に移動し、対中共の空軍前線

指令部の任務を兼任する。」こういうふうになつておるのであります。この出動はどうですか、これは。私はまだ——これは戦時です。あなたのほうの刑法、刑事特別法律がありますので、スパイ法なんか問われて十年以下の刑に処せられては困ると思つて、まだ遠慮してA Bの符号で申し上げておるのでありますけれども、いかがでございませうか。防衛庁長官、こゝまで具体的に書かれておるものが、これがメモですか。

○松野国務大臣 御承知のように、日本と米軍との共同メモであり、あるいは共同の情報であり、共同の問題である場合には、相手方も一緒の問題であります。したがって、相手方米軍に関するものについては、これは日本の法律で規制がしてございまして、したがって、私は、そのことが今日重要な取り扱ひをされておるというならそのことであつて、その計画の内容の具体性の問題じゃないと思ふ。その書類の取り扱ひは、あくまで、日米間の問題ならば、米国の了承なしに、米国の考えなしに、われわれがそれをとやかく言うということはよくないという意味を私は申し上げておるだけで、その内容が具体性があるとか、自衛隊がどうするとかいふことでは、これはないのであります。したがって、取り扱ひについては、やはり一応の条約、法律というものがございまして、それは取り扱ひについては御注意していただきたいということがあります。私のほうも、単なるメモであるというときには間違ひございせんけれども、その取り扱ひは日米間の問題という国際的なところに、私は今日この話をなるべくいたしたくないというだけであります。

○小林委員 私は、いま日本国民は、平和憲法のもとに戦争もなしに平和に暮らしていると思つて、その陰の中に、アメリカの幕僚と日本の幕僚の間、こういうような戦争の計画が進められているという、この問題だ。しかも言うように、三矢作戦は國土作戦、これは実戦作戦を主体にして行なわれているのでありますから、あなたはメモだ、メモだとおっしゃるけれども、これを受け

た國民が一体メモで済まされますか。私はその意味において、ほんとうに日本國民を愛するならば、アメリカの人たちと了解を得ながら、その資料を国会の中で出していただくことができるかどうか。どうかひとつ、秘密扱いをするなら秘密扱いでもよろしい、われわれの前にひとつ出していただきたい。

○松野國務大臣 いかなる場合においても、基本は、日本の独立と平和を守る、このために尽力していることである。したがって、自衛隊が大いに働き、いろいろ研究するということは、國民の平和と独立を守ることである。したがって國民は——自衛隊あるいは防衛庁が研究し、努力し、働いているということは、日本の平和が確立されておる、日本の独立が守られるということである。したがって、何らこの問題について國民は不安どころか、自衛隊と防衛庁に、平和のために期待を持ってくれているとさえ私は思っています。(拍手)

○小林委員 あなたたちは、いつでも日本の独立と平和を守る、極東の安全と平和を守る、そういう美名のもとにだんだんだんだんエスカレーター式的に戦線を拡大していくじゃありませんか。三矢事件の研究はそれとおりだ。三矢の作戦がそのとおりだ。いまの……

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 いまのフライングドラゴンはどうですか。この作戦の中に一体何が書いてあるか。この中に何がありますか。

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 この中に何がありますか。いま一体……

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 この中で最も問題になるのは、沖縄と韓国に自衛出兵が行なわれているということとを明言しているじゃありませんか。明言している。

書いてありませんか、その中に。沖縄と韓国に出兵するのちやんと書いてあるじゃありませんか。これが憲法違反じゃないのですか。

○松野國務大臣 そういうことはありません。そういうものはありません。どういう研究であるうが、今日の憲法と自衛隊法以外のものはございせん。先般公表されました三矢研究の際にも、最終的にはこれは政府がきめる、政治がきめるものであるという注釈がついております。先般の三矢の問題のときも、最終的には政府、政治がきめるものであるという、ちゃんと政令がついております。まして、それ以上のことは研究にも内容にもありません。(拍手)

○小林委員 私は、最後の政府がきめるきめないということをお伺いしているのではない。いま平和憲法のもとに、憲法第九条のもとに生まれた自衛隊のこういう幕僚が、いわゆるアメリカが中国と戦争したという想定のもとに、アメリカと一緒に北朝鮮へ入っていく、こういう計画を進めていることが一体政府の態度としていいか悪いかと聞いている。

○松野國務大臣 政府がきめるということは、政府がきめることであるということと三矢研究の際にもこれは明らかにしております。研究した御本人でさえもそれを前提にちゃんと書いてあるのです。まして今回の問題、そういうことは断じてございせん。

○小林委員 先ほどから申し上げておりますように、具体的に私は、それでは「出動」と「防備」「攻撃」の内容を申し上げましょうか。あなたが申し上げるから申し上げるのでありますけれども、まずその中には輸送計画もある。第一には航空自衛隊機、これは「防備」だ、「航空自衛隊機の中共、北朝鮮空軍戦力による消耗率は、……」

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 「一八・三〇」と想定し、その補充は、当初一か月は、残置二〇〇の自衛隊機を

もってあてる。その間に戦時立法を、国会において成立せしめ、戦力増大に必要な資料確保と、民間企業の強制的な協力を得るものとする。」「こういう戦時立法まで掲げられておる。そして「日本領域が直接攻撃を受けた場合は、自衛出兵が行なわれるが、陸上自衛隊は、日米××司令部の指示に従い沖縄および韓国に出動する。」「こういうふうにして書いてあるじゃありませんか。韓国に出動すると書いてあるじゃありませんか。これはどうなんでしょうか。こういうメモがおかしいなら、ここにお出しなつたらいいじゃないか、私の言うことがうそならば、そのメモのあることをお認めになつたんだからお出しなつたらいいじゃないですか。

○松野國務大臣 そういうものはないと私は申し上げておるのです。そういうものはないということとを私は申し上げておるのです。今日の自衛隊のすべての研究、すべての作戦は、国内以外に出るような装備もありません。したがって、今日外国に出るような装備もないものが、そんな計画を立てるわけが大体ないじゃないかと私は言うのです。

○小林委員 私は、それでは問題を別にいたしまして、日本の自衛隊員の給与について、戦地加算制が復活をいたしております。一九六一年春に日本の国会を通過した恩給法の一部改正における外国援地加算と、外国援地加算がそれ、ちなみに外国援地加算は、在外寄留民の保護とか日本の在外権益保護のため、公務員が警備任務を持って外国の地域に行動した場合に加算する手当である、こう説明されている。これは日韓条約の批准後、韓国で適用される公算が多いと見られているという、こういうことがいわれているのであります。私は、この自衛隊には戦地加算というものが一体あるのかどうか、お聞かせ願いたいのであります。

○松野國務大臣 それはおそらく旧軍人の恩給法の問題じゃないかと思ひます。したがって、自衛隊の中にそれが今日直ちに適用になるとは私は思っておりません。

○小林委員 恩給法の中に、海外に出ない自衛隊の中に、どうして一体海外の戦地加算を加えておく必要があるか。旧の問題じゃありませんよ。将来にわたって法律改正が行なわれているのじゃありませんか。

○松野國務大臣 私の記憶が間違いでなければ、恩給という制度は、共済年金制度に改正になったと私は思っております。

○小林委員 かくのごとくいま……(発言する者多し) 改正になっていきますよ。

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 改正になっていきます。

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 なお、日韓の軍事協定について、日本の防衛駐在官を、戦地加算制を復活しているじゃありませんか。

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願います。

○小林委員 日本の……「支離滅裂だ」と呼び、その他発言する者あり) 滅裂じゃありませんか。それでは防衛庁長官、いま申し上げましたように、日韓会談が、かくのごときおそろしいフライングドラゴン作戦が存在しているという、そういうことに対して、ある軍事評論家は、太平洋上にある米軍基地のうち、台風を受けて避難しなければならぬのは戦間機群を主力にする硫黄島ぐらいのものである。それにもかかわらず、グアム島から板付基地に緊急避難してきたのは、完全にフライングドラゴン作戦の一環の訓練だと考えられる。こういうことを言っておるのでございまして、もはや、この板付や、日本に来るそのアメリカの飛行機群というものは、フライングドラゴン作戦の前哨戦だ、こういうふうに言っているのでありますけれども、防衛庁長官いかがでございますか。

○松野國務大臣 そういう作戦計画は実はないわけでありませう。またかりに、そう言われませうけれども、

第二類第二号 日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会記録第六号 昭和四十年十月二十九日

ども、B52は先般、たしか、板付じやなしに沖繩に來られたわけで、板付に來たとは私は記憶してありません。たまたま台風避難のために沖繩に飛來したという事は承知しておりますけれども、板付に來たわけではないように私は記憶いたしております。

○小林委員 それでは、先ほどから私は防衛庁長官にお願ひしておるのでありますけれども、アメリカ軍の了解を得まして、いま私が申し上げましたその資料を、この国会にちようだいすることができるか、これをお聞かせ願ひたい。資料さえ出していただければ、私の言うことが間違つていて、フライングドラゴンのメモはあるけれども、そういう韓国や沖繩に活動していく内容はなすけれども、フライングドラゴンという、緒戦から開戦、攻撃から防衛、輸送まで、そういう一切のメモはあるけれども、その中に含まれていて部分的なものに対して、あなたは信じておっしゃったところで、私は信用するわけにはいかない。そういうメモの全貌をちようだいできるかどうか、お聞かせ願ひたいのであります。

○松野國務大臣 米軍の作戦行動、軍事行動については、われわれは、公表する権利は日本にはないと思ひます。

○小林委員 私は公表をお願いしているのではありません。秘密の扱いでよろしいが、国民の最高機関、国権の最高機関であるこの国会にちようだいすることは、私は決して不当ではないと考えるのです。われわれの手にちようだいするわけにはいかないか、その扱いは秘密でも何でもよろしいのであります。

○松野國務大臣 これは、だれであらうと、米軍の作戦行動を知るといふことはできないことではあります。また、これを発表、公表することはできないことではあります。これは日本国みずからもきめ、日米間の兩國できめたことではありますから、それはだれかれといふことなしに、できないことではあります。

○小林委員 あなたが、公表することもできない、しかし、まだ私のこのメモによれば、中共、北鮮にも上陸することもあり得るということがあると明記されているのでありますよ、この資料の中に、しかし、あなたはそれを否定される。私はやはり確固たる資料に基づいて主張いたしております。いやしくもこの中に、空理空論を言っているわけではないと私は言っているのですから、そこであなたが否定せられるならば、その資料を何らかの形で証明されればよいじゃないですか。

○松野國務大臣 小林委員のおっしゃるその資料の問題がはたして正しいかどうか、私はそれは内容のメモとは全然違ふのじゃないかと思ひます。それはこの際さう感じるべきであります。したがつて、そういうことを、幕僚の研究あるいはメモの中に、自衛隊法を守らない、憲法を守らない計画というものはあるわけがない。ただ今日私があえて秘密というものは、米軍の作戦行動、軍事用兵については申し上げられないものであるということをおしは申し上げているのであります。

○小林委員 私は米軍の用兵をお聞きするというのではない。米軍と共同でやっている日本の自衛隊のその用兵と、その計画と、その研究を——しかもその中には、いわゆる憲法違反をして、北鮮までも行く、中国までも行く、韓国までも行く、いまも言うように、沖繩まで行くというそういう計画がつくられているじゃありませんか。(そんなこととはないと言っている)と呼ぶ者あり)ないじゃない、ないならばそのメモの全貌、いまフライングドラゴンのメモがあるというのですから、そのメモを示されて、そのメモを見て、われわれは信用しようじゃありませんか。

○松野國務大臣 そういふものは日米間の問題です。すから出せない私は申し上げておる。ことに用兵の問題が非常にからんでおるから出せない。日本においてこれを単独に出すとか出さぬとかいふ権限はないと私は申し上げている。同時に、そういうものがあなたの手元にあるということならば、それはほんとうのものではないのじゃないかというほうが、今日の解釈としては正しいのじゃないでしょうか。

○小林委員 私もここで申すからには、そういう根拠のない架空のものを持ってきてあなたにお伺いするわけではない。いま日韓会談が進められて、政府が平和条約だ平和条約だと言っている間に、自衛隊はこんなおそろしいことを計画しているんじゃないか。これはわれわれはいつ然としてはだなお寒きを感じているから、あなたにその誤りを——自衛隊が誤っているならば、防衛庁長官として、ちよういとおそろべき研究をした者を早くやめさせたらどうかということを私は言っている。

しかし、あなたの答弁の中で、アメリカと一緒にやっているから、アメリカの資料は出せないというならば、それはそれでよろしい。私は、その中で、日本の自衛隊、これはわれわれ国民が飼つていくのだから、その自衛隊に関する研究の部分だけは、これはアメリカと関係なしに出せるじゃないか、これをお見せいただきたいというのであります。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来私のお話を聞いておりました、あるとか、ないとか、出せとか出さぬとかいふような話で終始しております。ちつとも進まないのですが、一番心配なのは、私が憲法を守るか、自衛隊法を守るか、ちよういことだと思ひます。憲法はつきりこの機会に申し上げておきます。憲法を守りますし、自衛隊法を守ります。御心配のないようにお願いしたい。

○小林委員 私は、せつかくの総理大臣の御答弁でございませうけれども、この委員会であつて三矢研究の問題がわが党の岡田春夫さんによつて暴露されたときに、総理は何と言つたか。色をなして、ちよういとおそろべきものを研究している者があるならば、断固処分いたしますと言つたじゃないか。その後あなたは処分されましたか。その処分をされた者は、いかように処分されましたか。研究した者を処分されたのか、秘密を漏洩した者を処分されたのか。最初のときにお約束された

総理大臣のいふゆる言明による処分と、実際の処分とは内容を異にしておる。残念ながら私は、総理のいまのおこぼを、三矢問題に対する処置にかんがみて、御信用申し上げるわけにはいかない。三矢の処分問題をこゝで御確認していただきたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 せんだつてこの席で、はつきりお答えしたはずでございませう。三矢研究そのものが憲法違反はいたしておりません。また、自衛隊法違反でもないということをはつきり申し上げております。

○小林委員 そんなであります。総理は、最初には、実にたいへんな研究だ、そういうような研究をした者は断固処分しなければならぬと言つて答弁をせられた。それがだんだん變つてまいりまして、憲法違反でもない、あたりまえだということをおしやつておる。でありますから、私は、このフライングドラゴンの作戦研究に対しても、総理の憲法上から処置をするというおことばに対しては、残念ながら信頼をおくわけにはいかないから、私は申し上げておるのであります。平和憲法下における日本の自衛隊が、日本の自衛隊の幕僚が、それでは、何の研究してもよろしいということですか。これは研究した内容は全部憲法違反です。そういう憲法違反のことを一朝有事、いかなることが起こるかもしれないから、何を研究してもよろしい、ちよう一体おしやるのかどうか、総理大臣。

○佐藤内閣総理大臣 これはせんだつても私が申し上げたとおりでございませうが、岡田君がたいへんぼくを引っぱり出すことがじようずだったと思ひますけれども、たいへん計画があるやうなお話でございませうが、計画は絶対にないということでは、そのときもはつきり申し上げたとおりでございませう。ちよういとして小委員会を開いてこれははつきりその結論を出したはずであります。ちよういしたしましたら、ただいま、岡田君や、それからまた小林君も、計画があるとおしやるけれども、ちよういものは絶対にない。これは計画があるという

ようなことはございせん。そういうことでございすから、この前……（メモがあると言ったじゃないか）と呼ぶ者あり）いや、計画があると云われるけれども、計画はないとつきり言っておりまう。だから、少なくともその実行に移るといふようなことはございせんから、その点をばつきりしておきます。

○安藤委員長 閣連事項の発言がありますので、岡田春夫君に許します。岡田君。——時間もだいぶ経過いたしておりますから、簡単にお願いたします。

○岡田委員 佐藤総理大臣にぜひ伺っておきたいのですが、あなたは、そういう計画はないと断定されるのは、どういう根拠に基づいてそういうふうにお話しになるのか。先ほどから松野防衛庁長官は、そのメモがあると云っているのですよ。メモがある中において、それが計画という形になっているか、ことばの上で計画ということばになつてなくとも、実態において計画であるか、その点はわれわれが見なければわからないじゃありませんか。そうでしよう。それを、あなたは内容もごらんにならないうちに、そういうものはありまじんと断定しても、あなた自身おわかりにならないところ、断定されても困るじゃありませんか。だから、われわれの言うのは、先ほど小林君も質問をしているのは、これは米軍と一緒の関係を防衛庁長官が言うならば、国内における自衛隊の関係を資料を出せというのを言っておるのじゃありませんか。その資料の関係もいまだに答弁がないでしよう。あなたは計画でないという確信があるなら、なぜ資料を出さないのですか。出したらいじやありませんか。その資料を出さないというところを——佐藤総理大臣に私は聞いておる。あなたにまだ聞いてない。それが第一点です。私は閣連ですから、もう一点申し上げまう。第二の点は、あなたは、憲法を私は守つておるから心配ない、こう言つたでしよう。あなたは主観的に憲法を守つておると思つておるかもしれな

い。しかし、客観的な事実、その憲法を否認するような事態になるかもしれない。たとえば、皆さん、どうですか。かつての総理大臣であつた犬養毅が、みずからは憲法を守つていふと言いつたが、その麾下にあるところの軍隊に殺されているじゃないか。あなただって殺される危険性があるじゃないか。（発言する者あり）このことをあなた考えなさいよ。あなたとしては、私が憲法を守つていふことは何のかがあるのですか、何の効果があるのですか。あなた自身が憲法を守るといふならば、防衛庁の一人一人にそういう危険な計画をやらしてはいけないうことをばつきりさせない限りは、あなた自身が守ると言つたつて、話にならぬですよ。そうでしよう。そういう点は、総理大臣のいまの発言については特に許すわけにいかないから、あえて閣連として私は申し上げるのであります。（発言する者あり）いや、あゝい御答弁願ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 私はただいま総理大臣でございす。総理大臣が責任を持つて憲法は守ります、また自衛隊法は守つていきます、このことは、私が守るといふことじゃございせん。自衛隊に憲法違反のことをやらさない、それを守つていく、ということでございます。これは国の意思だとか、かようにお考えいだしてもいい、かように思ひます。これが第二点でございますが、ただいまの第一点についての、これを計画だ計画だと言われるけれども、ただいま申し上げるうちに、私はどこまでも憲法を守つてさうなことはございせんから、ただいま防衛庁長官も申しておりますように、これは計画ではないと言つておる。これはもう私もばつきりさうな計画は持つておりません。ばつきり申し上げておきます。

○松野防衛大臣 ただいまの小林さんの質疑と岡田さんの発言が少し食い違つております。私が申しましたのは、そういう計画はない、かりにメモがあるにしても、それはメモ程度である、それにについては日米間の共同研究の問題であらう、これ

については、米軍の配置、行動については日本は公表する権限はない、したがつて、そういうメモについて、お出しすることはできない、これを質疑応答でいたしたわけでありまう。どうぞひとつ質疑の中に脱線しないようにお願ひいたしたいと思ひます。

〔発言する者、離席する者あり〕
○安藤委員長 お静かに願ひます。御静粛に願ひます。席へお着きください。（発言する者あり）御静粛に願ひます。席へお戻りください。席へお戻りください。

委員長が発言いたします。（発言する者あり）御静粛に願ひます。
ただいまの松野防衛庁長官の発言について不適当な言辭があると思はれますので、委員長において適當の処置をとることといたします。
小林君、発言を御継続願ひます。
○小林委員 場内を整理していただきます。場内を整理していただかなければ、私はしゃべれまじせん。

○安藤委員長 小林君、御発言を願ひます。
○小林委員 私はしゃべりますけれども、声が小さいですから、場内がこううるさくては私はしゃべるわけにはまいりませんので、委員長、場内の整理をしてください。
〔発言する者あり〕
○安藤委員長 御静粛に願ひます。——御静粛に願ひます。
小林君、御発言願ひます。

○小林委員 私はいまの総理のおことばを聞いて実に驚いた。総理は最終的において結論をお出しになる、最後の決定をされる、だから、その過程には野放しで、自衛隊やあるいは自衛隊の募集がどんな憲法違反の研究をしよう、作戦を練ろうと、それはそれでかまわないというふうな御発言は——私はそういうふうにとれた。それは非常に危険なのでございまして、新憲法のもとで、制服の軍人が、状況によりましうけれども、他国までもいゆる侵略をしていく、あるいは進出をしてい

く、そういうような研究をやつてもよろしいという、そういうようなことは私は重大問題だと思ひます。（発言する者あり）総理からいま一回明確にその点を伺つておきたいと思ひのであります。
〔発言する者あり〕
○安藤委員長 御静粛に願ひます。（発言する者あり）
小林さん、どなたに答弁をお求めになりますか。

○小林委員 総理に答弁を求めておるのであります。

○安藤委員長 総理、答弁ございすか。
○佐藤内閣総理大臣 もうこの議論もこの辺で終えたいと思ひますから、私先ほど来申し上げておりますように、憲法を守る、また自衛隊法を守る、法律を守つていく、これはまた私自身が最高責任者としてそのことを国会において明言するのでございす。したがつて、危険なこととはないとお考えになつてけつこうです。お話のうちにあります、戦線を拡大したとか、あるいは侵略行為を展開したとか、さうなことは全然ございせんから、それも、そういうことはないと、ことをばつきりしておいていただきます。

それからさらに、どんなことでも研究していいのか、こういうお話でございますが、私は、本会議でしか、あるいはこの席でしか、研究といひましても、不適当なものがあると、何でもかんでもいい、かように私は私考えないうことを申しましたので、これでもうこの話は御了承いただきます、かように思ひます。

○小林委員 私はまだ終わるわけにはいかないのてございまして、質問の内容は別といたしまして、松野防衛庁長官がメモと、おっしゃつた。そのメモは、一体何ページのものをメモというのか。私は計画とメモの違いをここで論争しようとは思ひないのでありますけれども、メモにしては実に膨大な精密なメモだ。けれども、その問題はまあここで一步譲るといたしまして、そのメモの中には、米軍に関する問題と国内の自衛隊に關

する問題と両方ある、こう防衛庁長官がいま言われたのです。そのアメリカ軍に関する問題は、これは公開あるいは資料を配付することは困難であると言われたから、その点は了承するといまして、国内の自衛隊に関するそういうメモは、これは私は、アメリカ軍の了解を得る必要もないのでありますから、その部分は必ず資料として提出をしていただきたい。提出をしていただかなければ、私のこの席で論じることが、何か空白なことのようになつて、私も非常に遺憾であります。これはまた国民全般が最も知りたいことであります。日韓条約の批准に關連して、こういうおもしろい軍事的な——防衛庁のことばをもつてすればメモでありましょう。われわれに言わせれば計画だ。そういうものができ上がつておるといふことは、実ははだにアワを生ずるようなおそれるべき問題でありますから、真におそろしいものでないとしたならば、ぜひひとつそのメモを提出していただきたい。この御確約をいただくまでは私は次の質問に移るわけにいかないのです。どうぞ御確約をしていただきたい。

○松野国務大臣 私は、ただいま申しましたのは、計画というものは、また、メモというものはあるにしても、それは日米間の情報交換あるいは共同の研究ということであらう、しかし、共同の場合は日米間のことで、日本だけでこれをきめるわけにはいかない問題でありましょう、それは米軍の行動配置というものが必ず人つておるでございましょう、したがって、私としてはそれはできない、また、その内容については、自衛隊法、憲法に違反するようなことが自衛隊の幹部が参画するわけもございせん、私が常々統制をとつております、したがって、そういうものはあるわけがないという話を先ほどから申し上げてゐるわけで、なお、最後に私が脱線と言つたことは、つしんで私のほうからおわびをして取り消します。

○小林委員 いや、おわびのことばだけは了承することにいたしましたも、資料の面は、私は了承するわけにはいかない。ともかく、対中国戦争を想定して板付を前線基地にして沖縄や韓国にも出兵する、輸送をどうする、海上をどうする、空軍をどうする、これまでに緻密にできているものを、それを提出することはできない、あなたの言うようなことは、こういうようなことでおつちやらかされたんでは、私は了承するわけにはいかない。先ほどあなた言われた。アメリカとの共同の面もあるけれども、日本の国内の自衛隊だけの分もある、必ず言われた。速記にも書いてある。アメリカとの共同の分、この分はいかぬというなら、そのアメリカとの共同研究に關係のない、あなたの言われた日本の自衛隊だけの關係する分はぜひともひとつこれは資料として出すことを約束していただきたい。これは出していただくべきでしょうか。

○松野国務大臣 研究を共同でしたということになれば、共同の研究というのは分割することは私ではできないのじゃないかと思ひます。やはり共同の研究というのは分割することは私ではできないのじゃないかと思ひます。なお、私が先ほどから自信を持って申し上げましたのは、わが自衛隊が海外に出兵するという計画も、能力も、今日装備もございせんので、かりにどういう研究をしようかと、そういうことはないと、私は強く先ほどから申し上げてゐるわけでありす。その文書を出すということは、私はおそろしくそういうものはできないのじゃないかと思ひます。

○小林委員 どうも、松野長官の答弁はくるくる変わつて、実にこれはとらえどころがないので困つてしまふ。最初は国内の自衛隊だけの分がある。今度は共同の分だと言ふ。なお、言わすまが、わが日本の自衛隊には海外まで出兵するだけの能力がないと言ふ。能力がないから、共同作戦で、何日たつたらアメリカからどのような軍艦を借りて、どういふ爆撃機を借りて、どういふふうなものを借りるとまで、みんな書いてあるじゃないですか。それがいわゆるこのフライングドラゴン作戦の中心になつてゐるじゃないか。そういうう

うなことを、人をだますように、現在の自衛隊だけで海外に出る力がないからそんなような懸念はないなどという、人を小ばかにしたような答弁でおつちやらかすことはやめてもらわなくちゃいけない。あなたがそう言うので、私はまたこれを讀まなければならぬ。全部読み上げますよ。何月何日どのようにして、開戦の二日目には何をやる、十日目には何をやる、補給はどのようにして、アメリカの爆撃機を使う、みんな書いてある。どの基地にどれを持っていくか書いてあるじゃないやせんか。資料を出してください。

委員長、資料の要求を出すわけにはいかぬなければ、私は次の質問をするわけにはいかぬ。あれほどりつぱなことを言われたのですから、必ず資料を出すように最善の努力をしてもらわなくちゃ、私は次の質問に進むわけにいきません。

○安藤委員長 先ほど来政府側におきましては資料として出せないと申しておられます。メモといへども米軍との關係においてこれを出せないと言われまふ。したがうして、ただいまの御要望は、これをお取り次ぎはいたしましうけれども、先ほど来の御答弁であることをお含みおきを願ひとうございませう。

○小林委員 私は、委員長が仲介の勞をとられて資料を出すように努力をせられたというのでありますから、その努力に對しまして、わが党の理事諸君が、どういふ態度をもつて臨むべきか、私に何らかの具体的な指示を与えるまで、次の質問を控えたいと思ひます。——それでは、あらためて政府に要求をいたします。昭和三十八年の十月から資料を集めて、昭和三十九年の三月からその作業に入りましたフライングドラゴン作戦であります。米中戦争を想定いたしましたして、日本の自衛隊が板付飛行場を基地にして韓国、沖縄に出兵することを中心としてでき上がったその資料であります。その計画書であります。政府に言わしめればメモであると言われるのでありますが、それをどうしてもこの国会に提出していただくこと

をあらためて要求をいたします。

○安藤委員長 ただいまのあらためての資料要求につきましても、理事会において協議をいたすことにいたします。

○小林委員 いままでの政府の中国、北朝鮮に対する基本的なものの考え方、あるいはまたドラゴン作戦等を通じて、この日韓条約というものが、やはり防共、極東の安全を守るといふアメリカの立場に立つて、対共産主義の侵略を防いでアジアの安全を守るという反共防衛を根幹としてでき上がつている協定条約であることは、私は明白になつたと思ひます。

そこで、この反共というものの考え方について、総理大臣は共産主義はきらいだと、これはしばしばこの国会で言われました。言いかえれば反共が一番好きなんです。共産主義がきらいですから、反共が好きなんです。この反共という、そういうことで政治、行政が進められていることに對して、われわれ國民は非常に危険を感じてゐるということを、この際一言つけ加えておきたいのであります。この反共とは、われわれは、過去にさかのぼつてこの反共と稱する条約のために國を滅ぼし國民を塗炭の苦しみにおとし入れたという苦い経験を持つてゐるからであります。総理はその経験をもちになりませんか。お尋ねをいたします。

○佐藤内閣総理大臣 どうも、反共ということがいかに経験を私どもに与えた、かように私は考えております。

○小林委員 総理大臣はもうお忘れになつたのかもしれませんが、昭和の初め、第二次世界大戦に突入する前に、いわゆるその当時は反共と言われないで防共と言つた。防共協定、日伊防共協定、あるいは日独防共協定、あるいは三国防共協定、そういう協定を當時の政府が結んだ。赤色共産主義を防衛するんだ、赤色共産主義からアジアと日本を防衛するんだ、そういうようなことを言つて、ついにこの第二次世界大戦が勃発したじゃないやせんか。當時は反共と言われないで防共

○佐藤内閣総理大臣 朝鮮を二分しておるのはアメリカではないかというのが御意見のようですが、どうも私、先ほど来伺っておりまして、小林君の御意見——大部分が御意見であるか、かよう

に私思ひまして、御高説を拝聴しておったのです
が、ただいまのような結論は、私はさうには思
いません。これはもう御承知のとおりだと思ひま
すが、今回の日韓条約を、軍事同盟だとか、背景
にさういふものがあるといつて、盛んに批判さ
れますが、政府が申しますように、今回の日韓条
約、また、諸協定、これは軍事協定でないことは
もうはつきりいたしております。軍事協定にさ
うな関心を払われる小林君は、北鮮をソ連、あ
るいは北鮮と中共との軍事同盟、これを一体ど
ういふようにお考えになつていらっしゃるか。私ど
もは、ただいまのように、日韓間では軍事同盟を
持たない。全然持たない。軍事同盟があるといつ
てたいへん批判されておるようでございますが、
必ずさういふような立場に立つておられる方は、
はつきりしている、北鮮とソ連との軍事同盟、北
鮮と中共との軍事同盟にもまた反対だらう、かよ
うに私は思ひます。

○小林委員 私は、次の問題に移りますから、こ
の問題は深いはいしませんが、いまでも、いまの
この日韓条約の問題で私どもが第一番目に考えな
ければならぬことは、三十六年間われわれは韓国
を支配した。その支配する韓国に、いまだ私どもがど
うして罪の償いをするかといふことになれば、や
はり統一をせられた韓国、その韓国の平和としあ
わせをつくる方向へ条約といふものを持つていか
なくてはならぬと私は思ひます。さうでございましょ
う。しかるに、その韓国がいま二つに分かれてお
る。その分かれてある朝鮮の現実を、朝鮮民族の
中で、現在の分裂せる形を喜んでおる朝鮮民族は
一人もいないと私は思ひます。北であるうと南であ
うとそれは共産主義、社会主義を問はず、自由主
義を問はず、朝鮮民族である限りは、いづれも一
つの国家をつくり上げたいといふこの願望に私は
燃えておると思ひます。燃えておるのだ。しかる
に、さういふ全朝鮮人民の願望が手にとるようにな
るわけが支配した全朝鮮民族の全希望に沿うような
条約や協定を結ばうとしないで、その中を大國の

都合で二つに割つてしまつた。その割つた半分の
南とだけ条約を結んで、そしてその統一の悲願
を、分裂を固定化するような形で持つていく、それ
は私は間違ひじゃないか。しかも、いまその分裂
を固定せしめておる一じや北のほうには、同じく
北のほうを支持する軍隊がいるかといへば、いな
い。南のほうにだけアメリカの軍隊が二十年たつ
ても駐屯している。北にはいません。ソビエト
の軍隊はいません。(「見てきたのか」と呼ぶ者あ
り)あなたの方決議文を見なさい。何にも勉強して
いないからわからない。いないのです。アメリカ
だけが南朝鮮を占領して、そしてその統一化を妨
害しておる。だから、さういふ現実をなげめた
ら、日本の立場は、総理大臣の言われる七十何回
だとか二十何回などというその國の立場とわれ
われは違ふのです。三十六年間も迷惑をかけてき
たのだから。ほんとにその國の國民の一人も間違
ひなく望んでいるその統一の方向に、なぜ一体努
力をされないのか、なぜ一体さういふうな条約
の方向へ努力しないか、私はさう言つておる。そ
の統一を妨害している現実を、南におけるアメリ
カの軍隊なんだ。アメリカの軍隊が韓国から去れ
ばいいじゃないですか。去つて行けばいい。もし
て民族の自決だ。國連の憲章どおりの韓国の朝鮮
民族の自決にまかせてやればいいじゃないです
か。自決にまかせたら、それは完全なる独立であ
り、内政不干渉であると私は思ひますから、さう
いふことをあなたに申し上げておるのでございま
す。

次にひとつ朴政権の体質について、これはわづ
かな時間でもよろしうございませうけれども、お伺
いたしておきたいと思ひますのであります。
御承知のとおり、朴政権は、一九六一年五月十
六日に、クーデターによつて生まれたのでござい
ますけれども、私は、この新政権のよつて立つ
ております一体基盤は何であるか、これを総理
大臣にお伺ひいたしたい。
○佐藤内閣総理大臣 最近の朴政権、韓国にお
きましては経済の成長もたいへん順調でございま

す。大体八〇程度の成長をしておる。また、こと
しの米作は平年をわずかに上回るといふような状
況でございませう。たいへん國民生活も向上し、安定
しておる、かように私見受けております。大体政
局もまた安定しておる。ほんとに私も信頼する
政権だと、かように考えております。
○小林委員 これは學者の説でございませうけれど
も、朴政権自体は外国に從属する権力である、
民族が二つの地帯に分割をしておりまして、その
分割をさせる外国の力によつて擁護せられてお
る。その力がなくなる、外国の力、アメリカの力
がなくなれば、これは直ちにその政権を維持する
こともあるいは立つておくこともできなくなるの
ではないか、さういふ見方をしておるのでありま
して、それは外部権力の上に依存をし、擁護せら
れて立つておる政権で、その外国の力がなくなれ
ば、これは倒れてしまふ、独立もできない、あるい
は二つの國家が一つになつたりすれば、もはや存
在しない政権である、さういわれておるのでござ
いますか、この批判はいかがでございませう。
○佐藤内閣総理大臣 ただいまの説には私は全然
反対でございませう。

○小林委員 私は、独立國家といへば、みづから
の主権を自由に行使し得る政府でなければならな
いと思ひますのであります。立法権、行政権、司法
権、特に予算の編成権、軍の統帥権及び軍隊の編
制権等を他國の制約なしに行ない得る政権でなけ
ればならぬと思ひます。いかがでございませう
か。
○佐藤内閣総理大臣 朴政権は、ただいまおつ
ちやつたような条件をちゃんと備えております。
○小林委員 韓国の前駐米大使であります梁裕燦
という人がさういふことを言われておる。現在ア
メリカは、われわれの一切の兵器を統制下に置き
ておる。しかもアメリカは、われわれが使うガソ
リンを握つており、それも二分の量だけをわれ
われに供給している。このような条件のもとで、
だれも大きな動きを示すことができない。さうし
た中で朴は軍事政権をつくり上げたのである。こ

ういふふうに言われておるのでありますが、結
局、韓国の軍隊は、アメリカから軍隊を動かした
めの二分のガソリンを自由にする権限だけしか
与えられてないといふことを、前駐米大使の梁裕
燦氏が言つておるのでございませうが、このことば
は間違ひでございませうか。
○佐藤内閣総理大臣 私は、韓国の実情をそこま
では知りません。
○小林委員 それでは外務大臣に、これはアメリ
カに駐在をしていた韓國の大使がさう言つてお
る。
○推名國務大臣 私も存じません。
○小林委員 それでは総理大臣は、朴政権は立法
権、司法権、行政権、軍の編制権、統帥権、予算
の編成権等を全部独立してお持ちになつておる
言ひのでありますけれども、アメリカは南朝鮮
における事実上の支配者であり、朴政権はいくら
い政権であり、その植民地的支配を受けている道
具である。アメリカは、南朝鮮で政治、経済、文
化、軍事のあらゆる支配権を握つて、主人として
ふるまつておる、さういふふうにいわれておるの
でございませうが、この点間違ひがないか、もう一
回お聞かせを願ひたいと思ひます。
○佐藤内閣総理大臣 いろいろ行政権、いろいろ政
権と言われますが、私どもは、いろいろ行政権と、
かように考えております。りっぱな行政権だと
思つておりますので、ただいま日韓基本条約、さ
らにその他の諸協定、これを結んで、ただいま皆
さん方の承認を求めておるのでございませう。た
だいまのような事柄は、韓國の政府に對しまし
たいへん失礼な言ひ方だと思ひますので、さうい
ふことは慎んでいただいたほうがいいと、かよう
に私は思ひます。

○小林委員 私は、韓國政府に對する批判をお聞
きしてはいるのではないのでありまして、やはりわ
れわれは、この条約を結ぶときには、その國の政
府の実体といふものを客觀的に見きわめておかな
ければならぬ、さういふことで質問を申し上げ
ておるのでありますから、私が感情を入れて、

主観的にそれを誹謗したということならば、総理大臣のおっしゃる通りに、それは失礼でございまいやうけれども、アメリカであらうと、中国であらうと、ソ連であらうと、イギリスであらうと、その国の政体の実体をわれわれが客観的に見きわめることに對して、失礼であるとか失礼でないとかおっしゃることは、私は総理大臣のほうにこそ間違ひがあると思うのでありまして、それは誤解なく、私もがこういう条約を結んで、五億なり八億ドルなりの日本の血税を注がなければならぬ相手国でありますから、その相手国の政権の内容というものをつまびらかに見きわめ、事実を事実として知っておくということが何で失礼でございまいやう。そういう間違ひのないようにお聞きを願いたい。

そこで私は、冷静な気持ちで、お聞きするのであります。南朝鮮の京郷新聞という、一九六五年一月十六日、この新聞が南朝鮮の経済の従属性についてこのように書いています。わが国は、二十年の間アメリカから三十七億ドルというばく大な援助を受けたが、自立経済どころか、予算の四〇%、総収入額の五〇%以上を外國の援助にたよらなければならぬ不具者になった、こういうふうに申しているのをごいいますけれども、この点はいかがでございまいやうか。答弁は、総理大臣は経済のことはあんまりおわかりにならないようでございますから、「失礼だよ」と呼ぶ者あり。そうですか、それでは取り消しをいたしまして、総理大臣はもっぱら大局をお見になりまして、個々の問題についてはあまり神経をお使いくださるとうと何でございいますから、しばらくお休みをいただきまして、大蔵大臣にお伺いをいたしたいと思つたのであります。

○福田(起)國務大臣 韓国は、アメリカから経済上、軍事上の援助を相当受けておるうちに承知しております。

○小林委員 その援助が、いまもここにあらうに、韓国の総予算の四〇%、総収入額の五〇%以上を外國に依存しなければならぬという國家の

経済状態が、財政、経済から見て、完全な獨立國家と言ひ得るかどうか。大蔵大臣、お聞きを願ひたいのであります。

○福田(起)國務大臣 獨立國家であるかどうかという判断は、その政府が自分の裁量において行動しておるかどうかとということだろつと思ひますが、韓国はついに自分の裁量で動いておる國家である、かように考えます。

○小林委員 私は問題を變へまして、韓国の軍隊の統帥権はどなたがお持ちになつておるのであります。これは防衛庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○松野國務大臣 私も専門家でございせんのでよく存じませんが、韓国の軍隊の統帥権は韓國にあると私は承知しております。

○小林委員 それはこれから五億ドルの金も差上げて、民間で三億ドルの金も御援助申し上げようという國の軍隊の統帥権がどこにあるのか、自衛隊の長官としては少し御答弁がお粗末じゃないかと思つたのでございまして、いさ少しお調べになつて、再度御答弁をお願いしたいと思つたのであります。

○松野國務大臣 いろいろ變つておるようでありますが、私もその韓国の発表を順次追つて知つてゐる常識だけですが、韓国の軍隊の統帥権は韓國にある。ただ國連軍との關係において、ある場合には國連がその指揮をとるといふ場合もあるようでございます。

○小林委員 大韓民國とアメリカ合衆國との合議事録によりますと、「國際連合司令部が大韓民國防衛の責任を負担する間、大韓民國國軍は國際連合軍司令部の作戰指揮下におく」といふふうになつておりました。指揮は國際連合軍がお持ちになつておる。しかも、その韓国の軍隊には、それぞれ軍事顧問というものが、連隊まで配置をせられておつて、南朝鮮軍隊の編制と裝備、その移動と配置、將校の昇進と兵士の休暇承認に至るまで統制管理が行なわれてゐると、私どもの情報にはさうなつておりますけれども、その点一

體防衛庁のお調べによればどうなつておるか、お聞きを願ひたいと思つたのであります。

○松野國務大臣 平時においては、韓國軍隊は韓國が指揮権を持ち、特別に共產侵略から韓國を防衛する場合においては、その指揮権というものは國連軍に移る、こういうふうな二種の制限が最近に入つておると私は承知しております。

○小林委員 一九四八年九月に結ばれた財政、財産移管協定あるいは在朝鮮アメリカ軍政庁の一切の現行法、法令規則をすべて引き続き施行する義務を朴政権に負わせ、アメリカ政府が韓國にある財産とその追加物を取得することを規定して云々というふうな協定が行なわれておる。一九五六年十一月には韓米友好通商航海條約、一九六一年二月には韓米經濟技術協定、こういうふうな協定が行なわれておることを通産大臣、御存じでございまいやうか。その具體的内容をお示しをいたしたい。

○三木國務大臣 存じておりません。

○小林委員 先ほどから申し上げておりますように、日本の政府と韓國の政府がこういう大きな經濟條約あるいは財政上の負担を結ぶ條約を結ぶときに、韓國の財政經濟がどうなつてゐるかといふことぐらひは御存じにならないで、よくもまあこういう大それた條約をお結びになつたものじゃありませんか。(おお、それだ、と)呼ぶ者あり。それはどうもありがた。それではその條約に基づいて、米國と韓國との間に資源の處理、生産、配給の統制、通貨の發行、財政信用に対する統制、外貨の取引、一切の輸出入に対する統制、米穀の強制買上げ、主食の配給等に至るまで、アメリカのいふゆる管理が及んでゐるはずでありますけれども、その内容についてつまびらかにお聞きを願ひたいのであります。

○三木國務大臣 私は、その事實については存じておらないと申し上げたのであります。(笑聲)

○小林委員 こういう重大な質問に對して私どもを欺罔するやうなさういふ不明瞭な答弁をしていただかしまして、私は非常に迷惑であります。それ

では通産大臣としてはあるいは御存じならぬといふならば、いふゆるあなたの幕僚をして答弁をさせることはけつこうでございいますから、通産省の、對韓國におけるアメリカとの經濟關係、財政關係、さういふ問題についてひとつ御答弁をいたしたい。政府委員でけつこうでございいます。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。御承知のとおり、米國の對韓經濟援助につきましては、最初に一九四八年十二月の十日に經濟援助協定が締結されたのでございしますが、それが改定されまして、一九六一年に米韓經濟技術援助協定の新しいのができまして、これがさつき先生の御指示にありましたように、一部に韓國經濟の韓國化をねらつてゐるものといふやうな批判があつたようでございます。そこで、その批判にこたへますために當時の駐韓アメリカ大使のマコノギーから、韓國の主權を尊重する、經濟、行政等に關与しないといふ旨の書簡が出されまして、そして韓國の國會も、この書簡の趣旨を附帶決議として批准した。さういふことで、がんにがために韓國の經濟、財政、主權がアメリカによつて支配されてゐるといふことは、一応この協定によつてはさういふことにはなつていないといふふうに見ております。

○小林委員 通産省もあまり御勉強になつていない。單なる條約の内容もお知りになつていないのをごいまして、これは私は質問しても回答を求めることができないのは残念でございいますけれども、實際の面においては、はなはだ言ひにくいこととございいますけれども、まだ韓國の現政權は、その予算の編成權において、財政の内容においては、あるいは軍事の統帥権において、あるいはその編制權において、完全に主權といふものを持つていない。さういふふうにいわれているのをごいまして、むしろそれは悪口を言う——悪口ではあります、その内容を批判をいたしまして、現政權をアメリカの援助資金の運営委員會などという、さういふことばで表現をいたしておる學者もあるのではありません。これはひどいといふおことばもありました。私もさうでないことを隣國のた

